

朝鮮警察概要

昭和六年

朝鮮總督府警務局

35
又538又

昭和六年

朝鮮警察概要

朝鮮總督府警務局

五七二
金成漢

여 백

口總

朝鮮總督府全景

地圖

朝鮮警察配置圖

圖表

里程面積人口密度對比

巡查一人當り受持人口及面積比較。人口一人當り警察費比較

警部補及巡查俸給比較

巡查賞罰

國境匪賊狀況

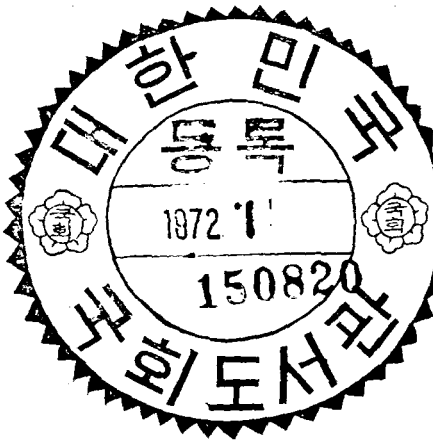
犯罪發生及檢舉比較

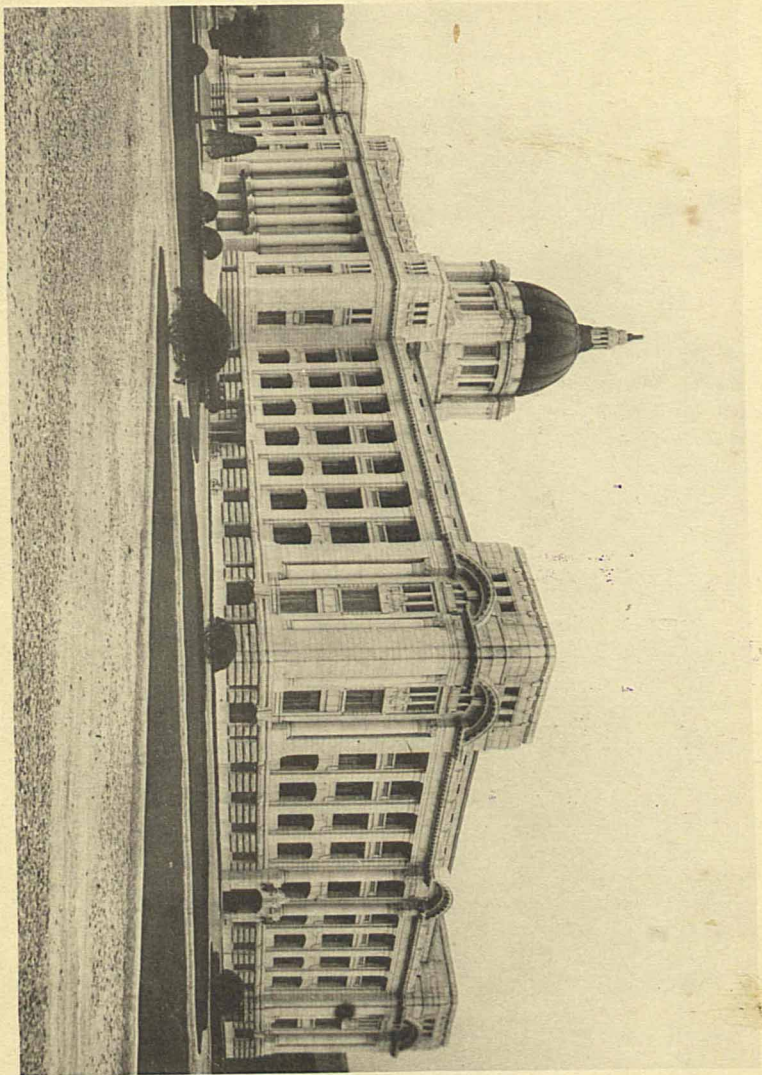
犯罪即決事件比較

火災表

傳染病患死者比較

共濟組合救濟金比較





府 督 總 辦 朝

朝鮮警察配置圖



- 昌德邑警察署
- 京城本町警察署
- 京城總督府警察署
- 京城東大門警察署
- 京城西大門警察署
- 京城龍山警察署

1
3,000,000

記號

	道廳
	警署
	鐵道車站
	自動車線路
	國道
	川
	道界
	汽船
	發動機
	汽船

여 백

新義州

(947.2) 軒

釜山

東京

釜山

里程面積人口密度對比

平安北道
龍岩浦

白頭山

咸鏡北道
西水羅

日本海

黃海

下關

(1,305) 軒

(1,303) 軒

下野縣
栃木縣
福島縣
原界

日本海

230,622 軒	面積	220,734 軒
48,679,279 人	人口	21,057,969 人
211 人	密度	95 人

本

州

朝

鮮

(1,299.1) 軒

臺灣

35,973 軒	面積	32,043 軒
4,594,261 人	人口	1,578,439 人
128 人	密度	49 人

咸鏡南道

大分縣

6,349 軒	面積	6,180 軒
945,771 人	人口	50,218 人
149 人	密度	8 人

咸鏡北道
茂山郡

(昭和五年
調查速報ニ依ル)
國勢

長崎

會寧

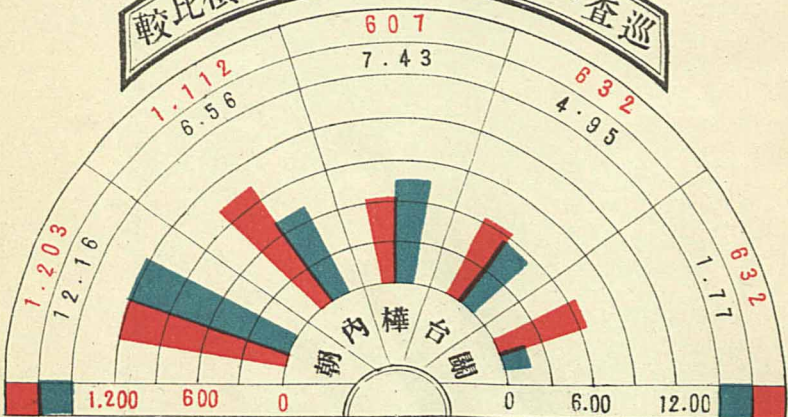
關下

(949.8) 軒

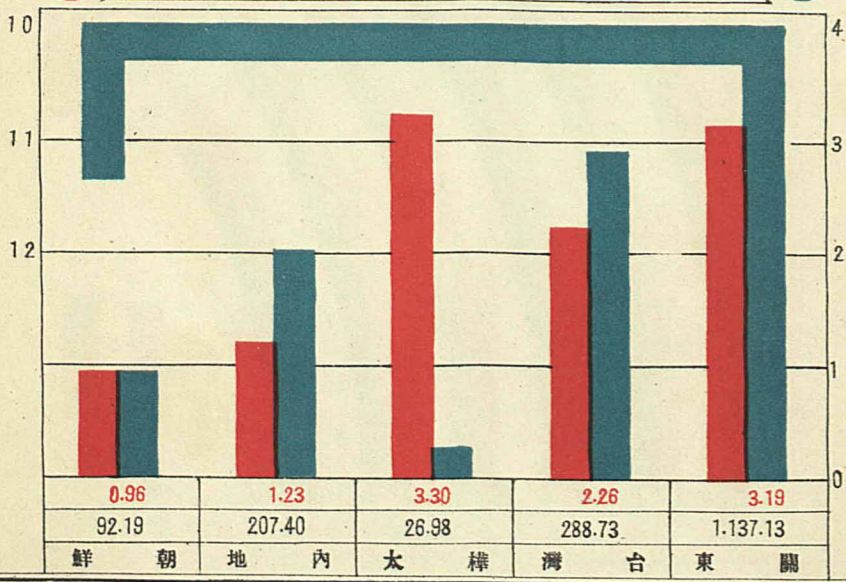
尻江

여 백

較比積面及口人持受り當人一查巡



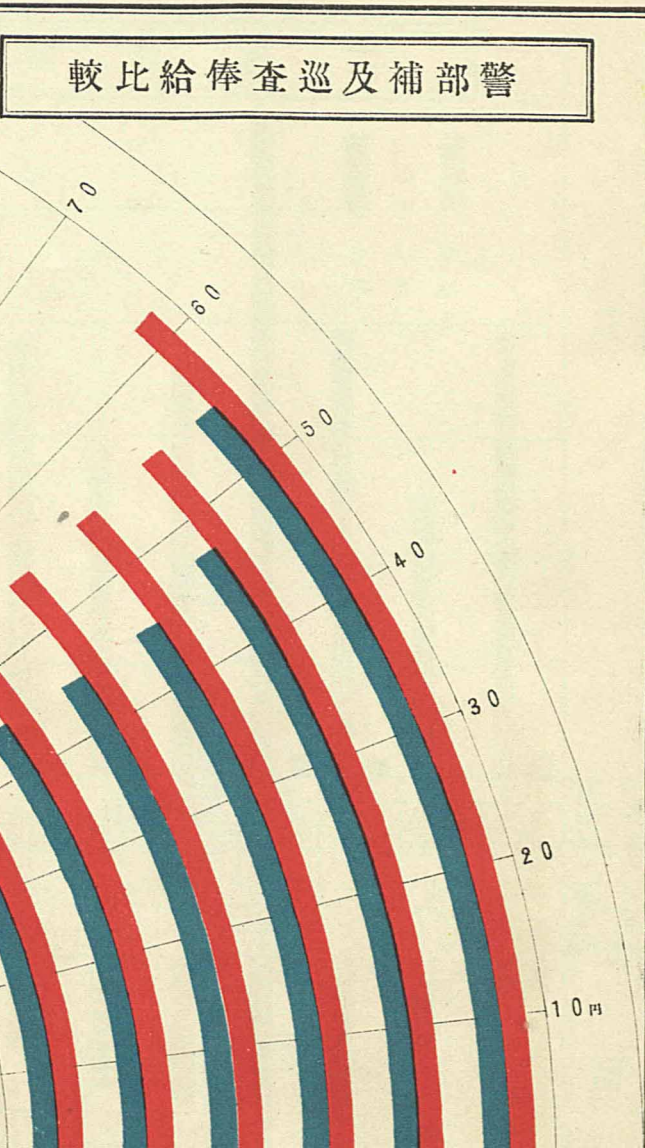
較比費察警り當 人口一人面積 (合) (圓)



여 백

警部補及巡查俸給比較

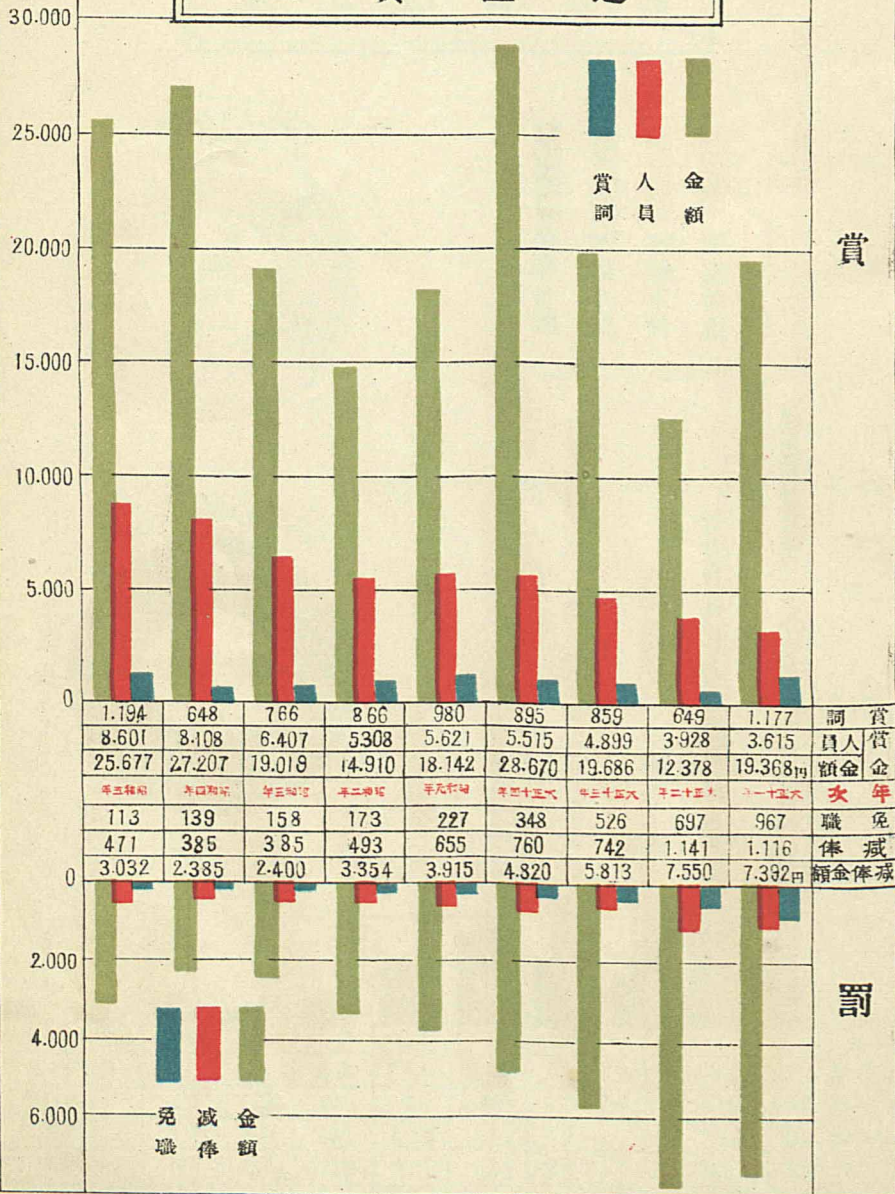
巡查
 警部補



鮮朝	灣台	州東關	太樺	地內	廳視警	名地
50	55	55	55	55	62	補部警
40	45	45	45	47	55	查巡給

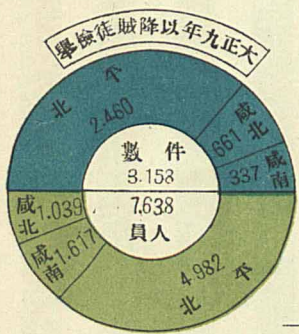
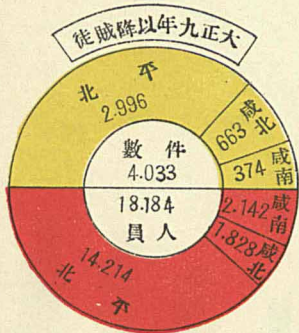
여 백

巡 查 賞 罰

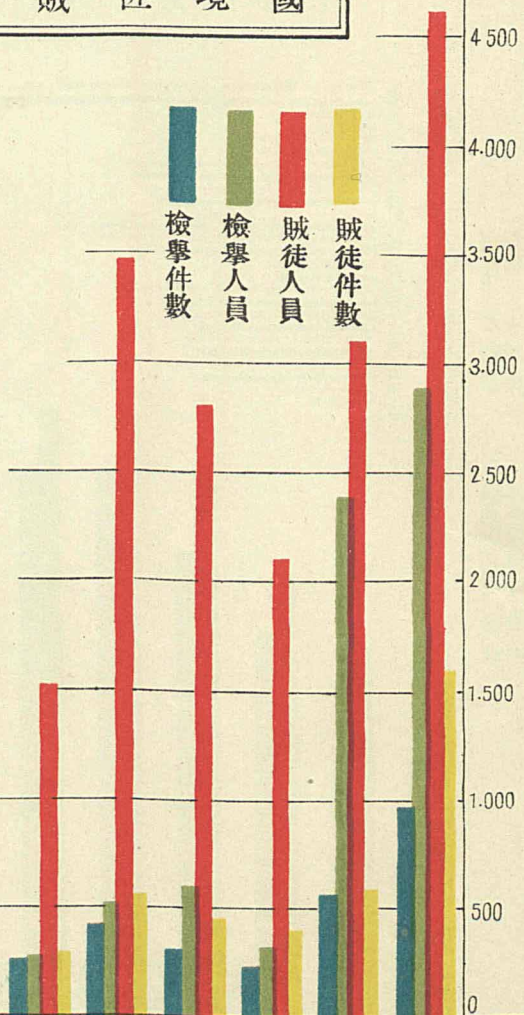


여 백

國 境 匪 賊 狀 况



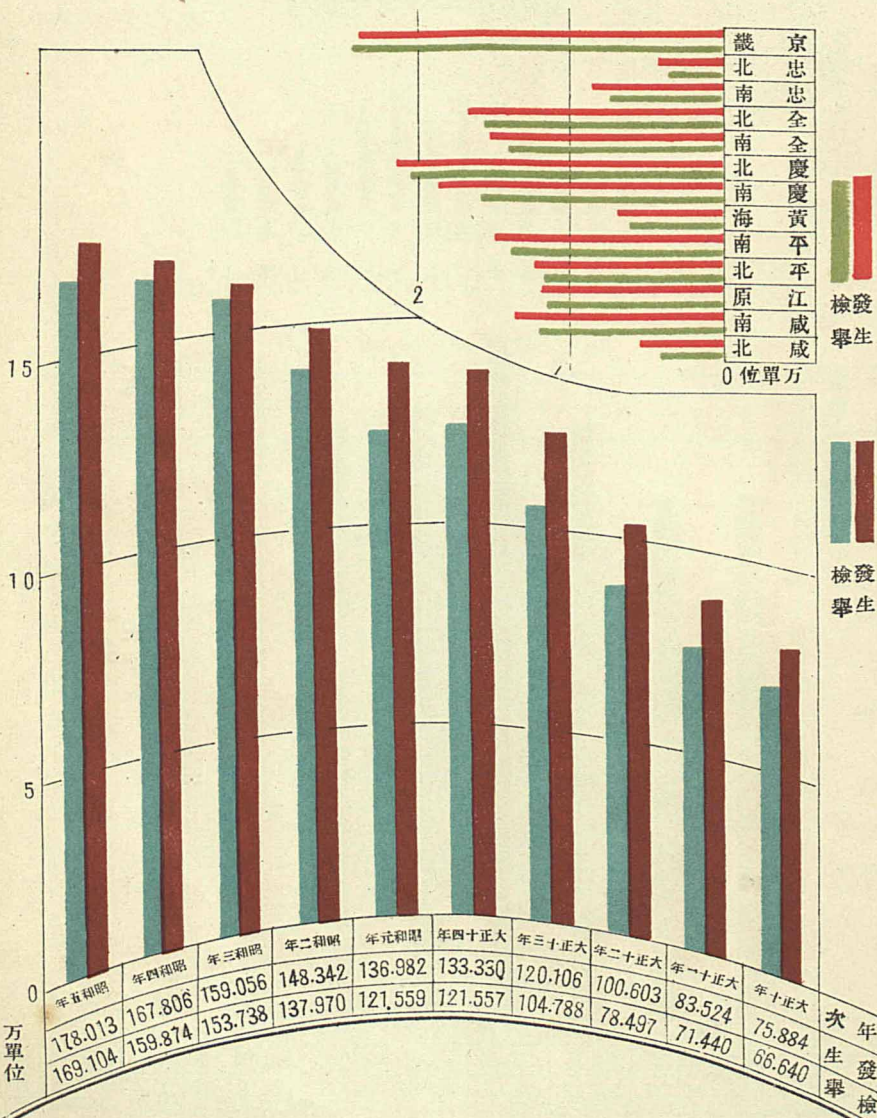
█ 檢 舉 件 數
█ 檢 舉 人 員
█ 賊 徒 人 員
█ 賊 徒 件 數



年 次	檢 舉 件 數	檢 舉 人 員	賊 徒 人 員	賊 徒 件 數
昭 和 五 年	3	10	106	106
昭 和 六 年	3	6	66	75
昭 和 七 年	7	23	83	147
昭 和 八 年	16	119	50	56
昭 和 九 年	69	301	136	172
大 正 十 四 年	270	1,530	238	263
大 正 十 三 年	560	3,483	422	539
大 正 十 二 年	454	2,797	296	601
大 正 十 一 年	397	2,127	242	315
大 正 十 年	602	3,148	570	2,401
大 正 九 年	1,651	4,645	946	2,913

여 백

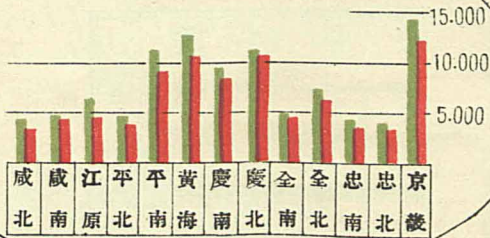
較比舉檢及生發罪犯



여 백

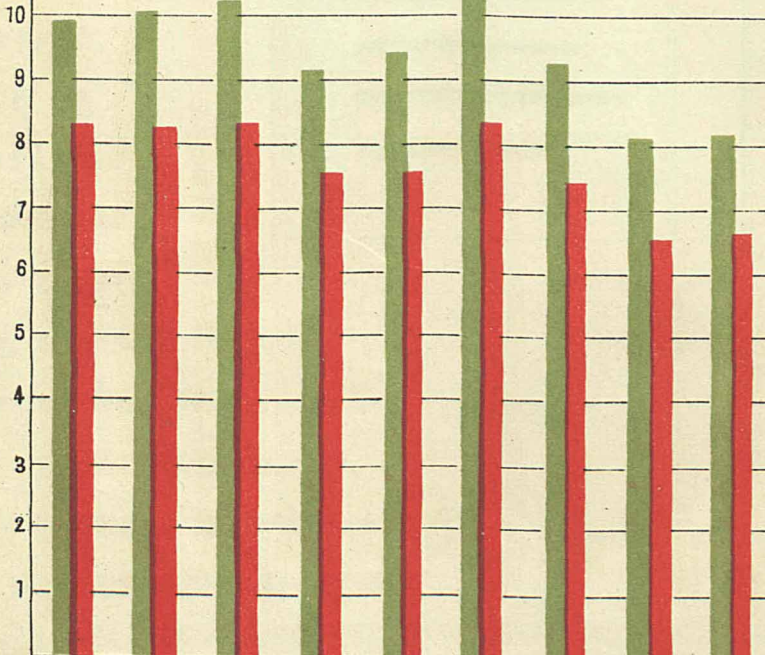
較比件事決即罪犯

表較比件事決即罪犯年五和昭



受理件數

處斷人員



萬單位

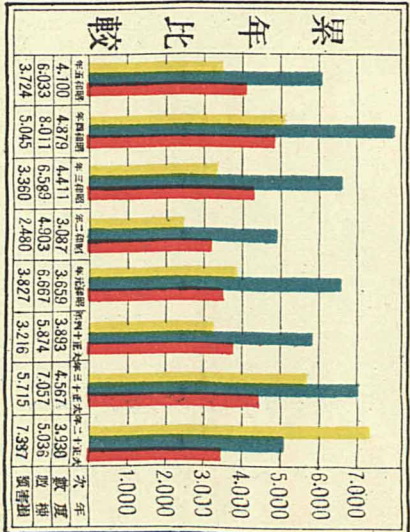
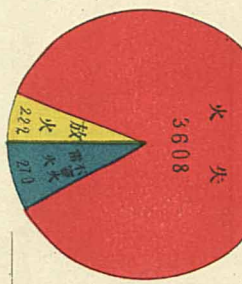
年次	受理件數	處斷人員
年五和昭	82.983	98.686
年四和昭	82.056	100.268
年三和昭	83.183	101.838
年二和昭	76.009	91.480
年元和昭	76.159	93.953
年四十正大	83.531	106.143
年三十正大	74.027	93.046
年二十正大	65.011	80.734
年一十正大	66.330	81.409

次年
數件理受
員人斷處

여 백

火災比較表

昭和五年火災發生比較

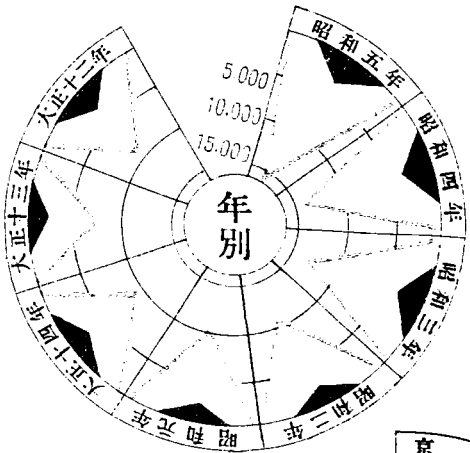


度數 (Red bar) 棟數 (Blue bar) 損害額 (Yellow bar)

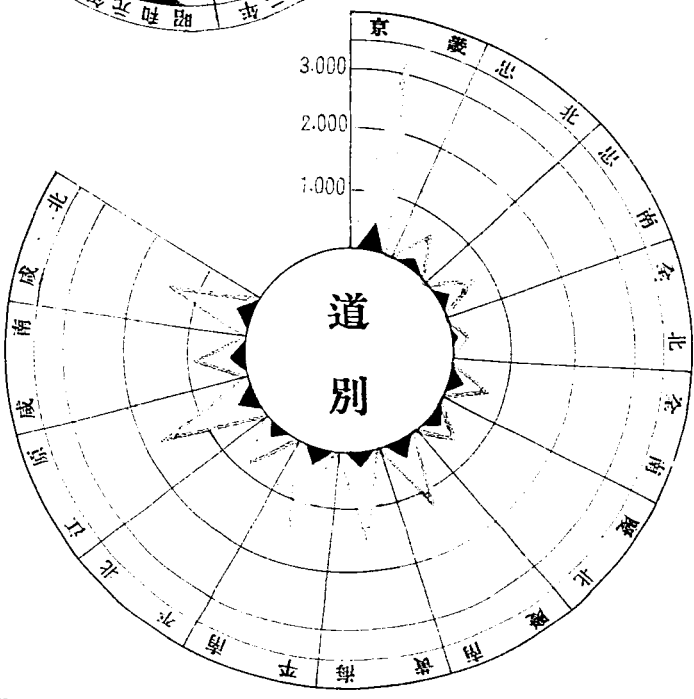
其他	94
火藥	3
煙突	8
製造所	8
鍛冶工場	24
炬燵	24
消炭	24
風呂場	33
爐	35
汽車煙突	36
燈火	71
焚火	105
火鉢	117
萬吸盤	242
弄火	340
取灰	425
竈	429
溫突	1,437
原因	數件

昭和五年
中央火

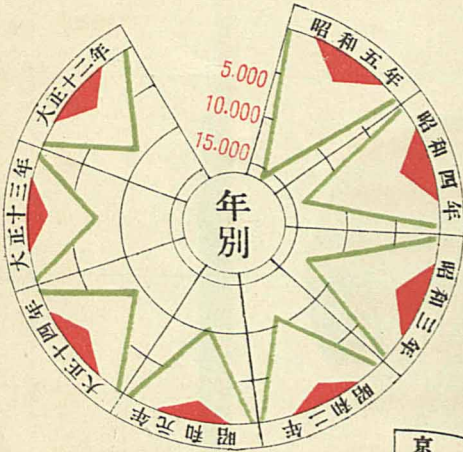
傳染病患者比較



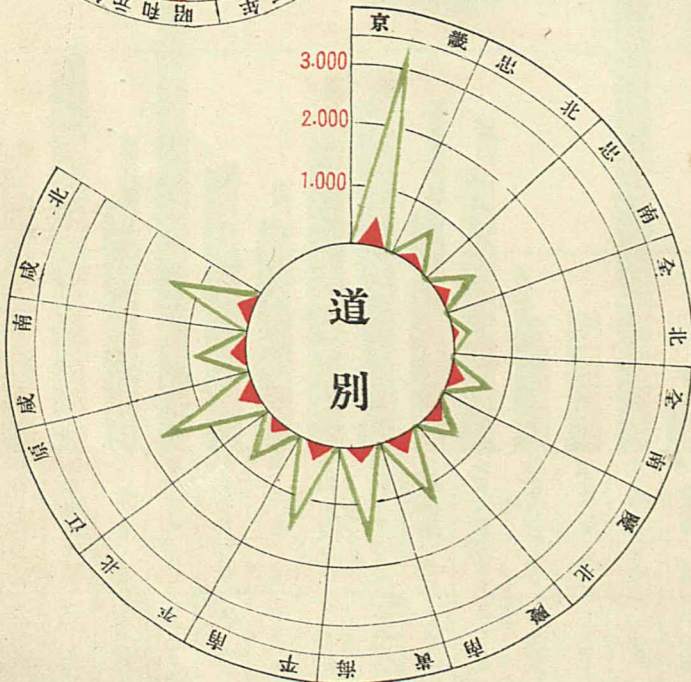
▲ 死 △ 患



傳染病患者死傷比較



▲ 死
△ 患



朝鮮警察概要目次

緒言

第一章 朝鮮警察制度の沿革

一 創始時代

二 警察權の委託

三 總督府の設置

四 制度改正

五 現在の警察力

第二章 警察機關

第三章 警察管轄

第四章 警備施設

一 警備船

一頁

一

二

三

四

五

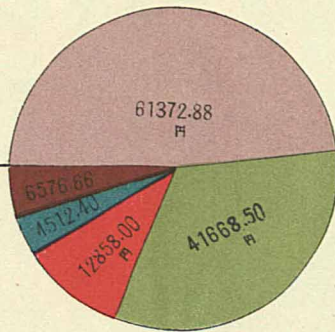
六

一六

一八

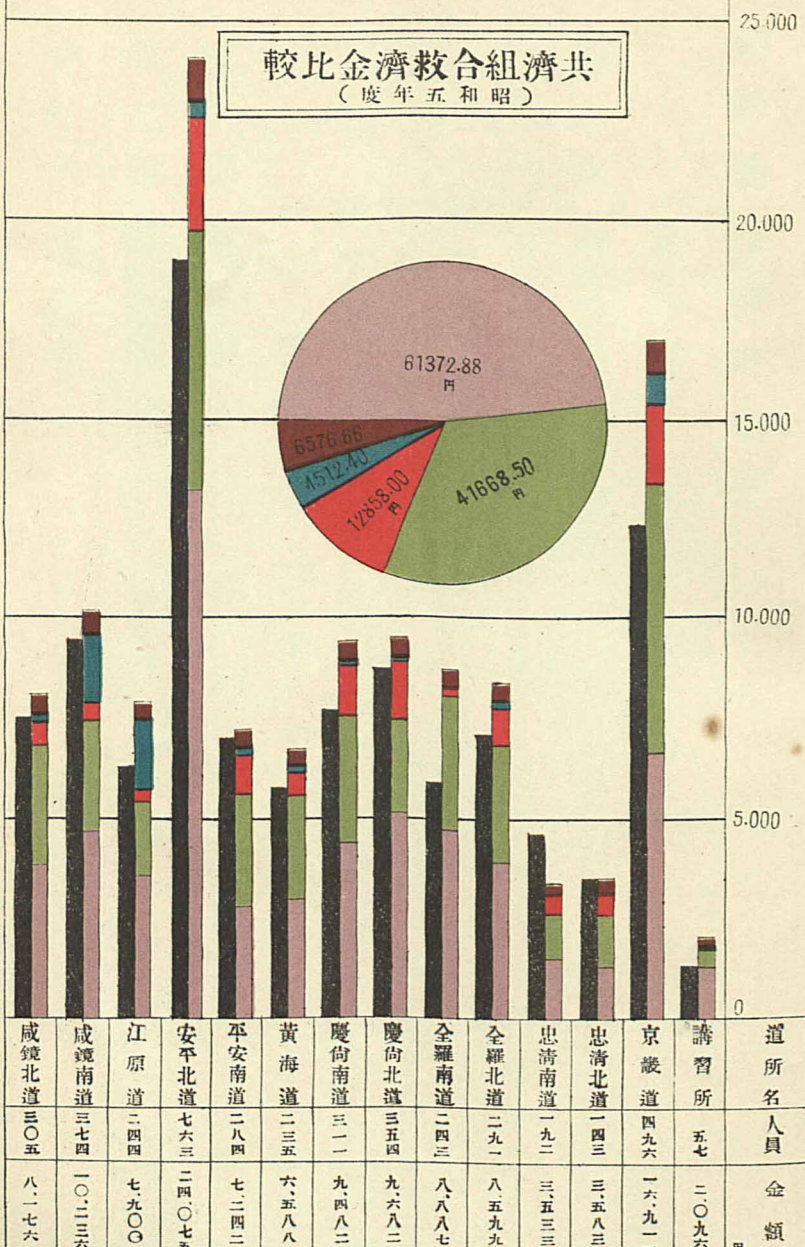
一八

較比金濟救合組濟共
(度年五和昭)



例 凡 200

醫藥給與金
 死亡給與金
 醫藥給與金
 脫退給與金
 罹災給與金
 人
 療疾給與金



第八章 進退賞罰……………三一

一 進退……………三一

二 職務死傷……………三二

三 懲罰……………三三

四 賞與……………三四

第九章 勤務及生活……………三六

一 概況……………三六

二 受持……………三七

三 特種勤務……………三八

四 休暇……………四二

五 生活……………四二

第十章 警察官の給與……………四四

第十一章 治安狀況……………四八

一	併合前の状況	四八
二	併合後の状況	四九
三	最近の状況	五一
	第十二章 國境警備	五五
一	概況	五五
二	匪賊状況	五六
三	警備機關	五九
四	勤務状況	六一
	第十三章 在外朝鮮人	六二
一	移住の沿革	六二
二	不逞状況	六三
	第十四章 内地居住朝鮮人労働者	六七
一	渡航状況	六七

二	募集取締狀況……………	六八
三	就職狀況……………	六九
四	生活狀況……………	七〇

第十五章	犯罪狀況……………	七一
------	-----------	----

一	概況……………	七一
二	犯罪發生及檢舉……………	七二
三	犯罪即決……………	七三

第十六章	多衆運動……………	七四
------	-----------	----

一	勞働爭議……………	七四
二	小作爭議……………	七五
三	衡平運動……………	七七
四	集會結社……………	八〇

第十七章	新聞雜誌出版物竝活動寫眞「フィルム」の取締……………	八〇
------	----------------------------	----

第十八章

諸營業其の他取締

- 一 新聞雜誌出版物の取締……………八二一
- 二 活動寫真「フィルム」檢閲……………八二二
- 諸營業其の他取締……………八三三
- 一 銃砲火藥類取締……………八三三
- 二 煙火、引火質物貯藏所其の他危險物取締……………八四四
- 三 狩獵取締……………八四五
- 四 電氣事業取締……………八四六
- 五 原動機取締……………八四七
- 六 交通取締……………八四八
- 七 宿屋取締……………八四九
- 八 料理屋、飲食店、藝妓置屋、貸座敷、藝妓、娼妓、酌婦の取締……………九〇〇
- 九 私娼取締……………九〇二
- 十 質屋取締……………九〇三
- 十一 古物商取締……………九〇四

十二 古蹟遺物保存取締……………九四

十三 代書業者取締……………九五

第十九章 消防……………九五

一 消防機關……………九五

二 機械機具……………九七

三 火災發生及損害……………九七

第二十章 衛生施設……………九八

一 概況……………九八

二 醫療機關……………一〇一

第二十一章 防疫……………一〇五

一 傳染病……………一〇五

二 地方病……………一一一

第二十二章	藥品、賣藥、阿片及痲藥類取締	一一三
一	藥品及賣藥取締	一一三
二	阿片取締	一一四
三	痲藥類並痲藥類中毒者の取締	一一五
第二十三章	獸疫	一一七
第二十四章	移出牛檢疫	一二〇
第二十五章	屠場屠畜取締	一二三
第二十六章	警察共濟組合	一二四
一	梗概	一二四
二	給與金	一二六
三	事業成績	一二八
第二十七章	警察協會	一三〇

◎ 参 考 諸 表

	第一	表 新舊警察機關の比較	一頁
	(一)	警察官署	一
	(二)	警察職員	一
	(三)	警察職員數	二
	第二	表 大正八年制度改正前後に於ける警察機關の比較	
	(一)	警察官署	三
	(二)	警察官定員	三
	第三	表 警察官署	四
	第四	表 警察管轄	五
	第五	表 警察管轄の二	六
	第六	表 警備船成績	六
	第七	表 警察電話架設個所	八
	第八	表 警察設備	八

第九表 累年警察費……………九

第十表 昭和六年度警察費豫算……………一〇

第十一表 警察職員定員……………一一

第十二表 警察官現員現給……………一三

第十三表 警察官勤務別……………一四

第十四表 警察官勤続年數……………一六

第十五表 警察官年齢……………一八

第十六表の一 警察官吏本籍別(内地人)……………二〇

第十六表の二 警察官吏本籍別(朝鮮人)……………二一

第十七表の一 巡査採用成績(警察官講習所)……………二一

第十七表の二 巡査採用成績(各道)……………二二

第十八表 巡査教育程度……………二三

第十九表 警察官語學能率(内地人は鮮語、朝鮮人は國語)……………二五

第二十表 警部警部補考試試驗合格者……………二七

第二十一表 警察官の進退及死亡……………二九

第二十二表	警察上死傷人員	三二
第二十三表	巡查懲罰	三五
第二十四表	警察上褒賞	三八
第二十五表	巡查精勤證書授與者	四一
第二十六表	警察文書件數	四三
第二十七表	巡查定費一人當受持面積、戶數及人口	四四
第二十八表	巡查特種勤務延人員	四五
第二十九表	巡查休暇缺勤	四七
第三十表	巡查生活狀態	四九
第三十一表	巡查家族	五一
第三十二表	國境匪賊狀況	五三
第三十三表	國境警察機關	五六
第三十四表	國境警察官給與狀況	五七
第三十五表	累年外國移住朝鮮人數	五八
第三十六表	犯罪發生及檢舉件數	六〇

第三十七表の一 累年別犯罪即決	六二
第三十七表の二 道別犯罪即決	六三
第三十八表 活動寫眞「フィルム」檢閲	六四
第三十九表 銃砲火藥煙火等營業者	六六
第四十表 銃砲輸移出入許可數量	六七
第四十一表 火藥類輸移出入許可數量	六八
第四十二表 爆發物漁業檢舉件數	六八
第四十三表の一 交通機關に依る事故調査	七〇
第四十三表の二 累年自動車事故	七二
第四十四表 風俗に關する營業稼業者	七三
第四十五表 質屋及古物營業者	七四
第四十六表 消防組	七五
第四十七表 消防器具機械	七六
第四十八表の一 累年別火災度數及損害額	七七
第四十八表の二 道別火災度數及損害額	七七

第四十九表	火災原因	七九
第五十表	醫療機關	八三
第五十一表	藥品營業者	八四
第五十二表の一	傳染病患者及死者累年比較	八八
第五十二表の二	傳染病患者道別	九〇
第五十二表の三	月別傳染病患者	九二
第五十二表の四	人口一萬に對する傳染病患者	九四
第五十三表	獸疫	九六
第五十四表の一	移出牛	九八
第五十四表の二	移出牛仕向地	九九
第五十五表	屠畜検査成績	一〇〇
第五十六表	搾乳營業者	一〇一
第五十七表	共濟組合異動及現在員	一〇三
第五十八表	共濟組合收支科目別	一〇五
第五十九表	共濟組合救濟金給與	一〇六

第六十表	共濟組合醫療給與金給與.....	一〇八
第六十一表	共濟組合死亡給與金給與.....	一一〇
第六十二表	共濟組合癱疾給與金給與.....	一一二
第六十三表	共濟組合罹災給與金給與.....	一一四
第六十四表	共濟組合脫退給與金給與.....	一一六

附

全鮮警察署名一覽	
本府・道廳間里程	

緒言

朝鮮の面積は二十二萬七百三十四方籽で本洲から滋賀縣を除いたものと略等しく、人口は内地の六千四百四十七萬餘人に對して二千百萬餘人で、其の三分の一に當ります。之を南北に別けて觀ると北鮮は非常に稀薄ですが、南鮮は内地の密度と殆んど異りません。

行政區劃は全鮮を十三道（道は縣に該當す）とし、之を十四府二島二百十八郡二千四百六十四邑面（内四十一は邑）に分けて、其の面積は一般に廣く、例へば咸鏡南道の如きは三萬二千四十三方籽を管轄して關東地方一府六縣に匹敵して居ります。郡の中にも咸鏡北道茂山郡のやうに六千八百十方籽に互り略大分縣と等しいものがあり、又面（町村に該當す）にも同道茂山郡三社面の如きは二千二百五十一方籽もあつて殆んど神奈川縣に等しいものがあります。

地勢は高山峻嶺の特に甚しいものはありませんが、到る處に山岳が重疊し、其の間に茅屋の小邑が點在して隣邑互に十數里を隔つて居ることは珍しくなく、従つて是等の地方は未だ交通啓けず、夏は出水冬は積雪の爲め交通杜絶することも尠くありません。

鐵道は釜山新義州間の半島縱貫線を幹線として幾多の支線や私營鐵道の敷設を見て其の延長は局線二千七百九十二籽私線一千六十三籽計三千八百五十五籽に達して居ります。已ならず逐年乗合自動車

の發達著るしく、各主要都市は勿論最近は國境第一線の所謂國境道路も連絡して、今や其の延長一萬八千三百料餘に達し、尙益々發達の狀勢にあります。

氣候は南北に依つて寒暑の差が著しく、住民の性格上にも自ら相異つたものがあります。即ち南鮮は概して溫和で、本州中部地方と殆んど異ならず、土地は克く拓けて、民情も穩健なるに反して、北鮮は大陸的氣候の影響を受けて、寒暑の差が甚しく、加ふるに磽确不毛の地多く交通も未だ充分啓けず、従つて其の民情も素朴剽悍な所があります。

斯やうに管轄面積は廣大であり、又僻遠未開の地が多いのであるが、警察力の整備に伴ひ諸般の物情が非常に緩和せられ、民心益々新政に頼つて、何れも其の生業を勵むやうになつて來たので、曾ては治安の維持に全力を注いで殆んど他を顧る違のなかつた警察は、今や其の方針を變へて新しい施設の完備に着々と努力しつつある現況であります。けれども朝鮮は露西亞及支那と國境が相接壤して居る關係上露西亞の共產黨員、支那の馬賊、或は不逞鮮人等の蠢動に依つて時に國交上の問題を惹起することがあります、故に朝鮮警察は平時は普通警察行政に従事し、一朝有事の際には銃を把つて立ち、捜査、攻撃、按撫の三者を兼ねた機敏なる活動が必要であります、又執務上から見ても内地人警察官は朝鮮語に、朝鮮人警察官は國語に熟達するを要する等、内地其の他の警察とは自ら趣を異にして居ります。

第一章 朝鮮警察制度の沿革

一 創始時代

舊韓國政府時代の警察は常に權門の手足となり誅求を擅にし、爲に人民は塗炭に苦しみ、弊害百出する状態であつたので、我が帝國政府は明治二十七年警務顧問を推薦しその改革に當らしめたが、外交の消長は折角の改革も半途で終り、次いで露國、佛國等から顧問を招聘したが、之も徒らに政争の爪牙となつたのみで、其の後明治三十七年帝國政府が推薦した警務顧問によつて著しく之が刷新改善を見茲に始めて警察の體を爲すやうになりました。

當時我が帝國は領事裁判權を有つて居つたので、外務省警察官を置いて、在留帝國臣民の保護取締に任じて居つたが、明治三十八年十一月成立した日韓協約により公使館、領事館を撤廢して新に統監府理事廳を設置し統監府警察官を配置しました。

先之、帝國は其の架設せる電信保護の目的を以て各地に憲兵を駐屯せしめて居つたが、明治三十九年二月憲兵をして軍事警察の外、行政警察及司法警察をも掌らしめ、行政警察及司法警察に付ては、統監の指揮を承けしむることに定め、越えて明治四十年十月憲兵は主として治安維持に關する警察を

掌り、其の職務の執行に付いては統監に隸屬し、兼て軍司令官の指揮を承け軍事警察を掌ることとなり、斯くして憲兵及統監府警察官は統監の下に統轄せられて、警備機關は漸次整備の緒に着いたが、匪徒草賊は尙各地に出沒して、所在に良民を剽掠し、剿滅容易ならざるものがありました。

二 警察權の委託

明治四十年十月帝國政府は統監府警察官を廢して、日本人及朝鮮人に對する警察は韓國政府傭聘の日本人警察官をして執行せしめることに改め、次で明治四十三年六月舊韓國政府は公安維持内外人の生命財産の保護を完うする爲警察機關を統一し且つ制度改革の必要を認め警察事務の一切を舉げて我が帝國政府に委託することとなり、茲に内部大臣の補助機關たる警務局、觀察使の補助機關たる警察部及其の統轄に屬する警察署、同警察分署等は之を廢止して明治四十三年六月二十九日帝國政府は統監府警察官署官制を發布し、警務總長、警務官、警務部長、警視、警部、技師、通譯官、技手、通譯生、警察醫、巡查、巡查補を配置し、統監の直屬として地方行政機關の外に特立せしめ、中央に警務總監部を、各道に警務部を置き、警務總長には韓國駐劄憲兵の長たる陸軍將官を以て之に充て警務總監部の長としました。

警務總長は統監の命を承けて部務を總理し、警務部長は各道の憲兵隊長たる陸軍佐官を以て之に充

て、警務總長の命を承けて部務を掌理することとしたが、首都京城は政治的に又其他特殊の事情もあつて、之を他の地方と同一には律し難いので、警務總長に於て直接警察事務を掌理しました。

警察署長には警視、警部を充て、警察署を置かない地に於ける警察事務は憲兵分隊、同分遣所をして警察官署として之を取扱ふことに定められ従つて憲兵分隊長、同分遣所長たる憲兵將校准士官下士は勿論、其の他の憲兵將校准士官、下士をして必要に應じ警視又は警部に任じて居ました。

斯やうに韓國駐劄憲兵の長たる憲兵隊司令官及憲兵隊長は一面統監府警察官として一般警察官を指揮すると共に憲兵も亦統監府警察官の指揮を受けて普通警察及衛生警察事務を掌ることとなつて、軍事警察以外警察と憲兵とは全く其の任務を同うし命令亦一途に出ずることとなつて從來の重複配置がなくなり又各道内の管轄區域は地方の狀況に適應するやうに整理して、其の統一と保護の普及とを圖り其の配置は大體に於て鐵道沿線及開港地方には警察官を、軍事警察上主要の地及僻遠の地竝に國境地方には憲兵を配置して、事情止むを得ないものの外彼此重複を避けて警察事務の能率増進を圖りました。

三、總督府の設置

明治四十三年八月締結せられた韓國併合條約が同年十月一日を以て實施せられ、統監府を廢止して

新に朝鮮總督府を設置し、統監府警察官署は朝鮮總督府警察官署に改正せられて、從來各國居留地に存在した居留地警察官は韓國と列國との條約が當然無効となつた結果として之を撤去したが憲兵警察の統合制は當時の現狀に鑑み已むを得ない機宜の施設として依然其の制度を踏襲しました。

總督府設置以後は一層制度施設の整備に努めて、同年十二月憲兵及警察の管轄區域及職員配置を改正し、從來の集團配置制を分散配置制に改め、數次に互つて散在制度を實施して、一駐在所に巡查、巡查補を通じて多きは十餘名、少きも五、六名を下らなかつたのを内地人巡查一名或は二名の朝鮮人巡查補二名乃至四名としました。

大正四年三月には警察官署官制改正せられて、警務總監部に於て直接掌理してゐた京城に於ける警察及衛生の事務を京畿道警務部長の權限に移し、尙警務部長の警務部令を發布するに當つては、先づ道長官の承認を要することに改正せられ爾來職員を増減、管轄區域の整理及時代に伴ふ諸法規の發布、施設の改善等を加へ警察憲兵の統合制度を實施すること十年に及びました。

四 制度 改正

社會狀態年と共に變遷し、特に歐洲大戰以來時勢の進轉急激を極め、警察憲兵統合制度廢止の聲漸く各地に起り廟議も亦總督政治の根本的革新と共に憲兵を警察執行機關から除き全然普通警察に還元

するの必要を認め、大正八年八月十九日朝鮮總督府官制を改正して總督府に警務局を置き警察及衛生事務を分掌せしめ、同時に警察官署官制を廢止し、地方官官制を改正して警察權を道知事に移屬し、道に第三部を置き（第三部は大正十年二月地方官々々の改正に伴ひ警察部と改稱）道事務官を第三部長（警察部長と改稱）に充て、各府郡島に警察署を設け、警視、警部を警察署長に充て、是等地方官をして警察衛生事務執行の任に當らしめて民衆的警察制度の確立を期し、又警視、警部の下に新に警部補を設け又は、從來朝鮮人に限り任命した巡查補の階級を廢止して一律に巡查となし、以て警察官吏の待遇を改善しました。

斯くの如く總て根本的に革新せられて内地同様の警察制度となつた朝鮮の警察は着々要員の補充に努めて同年十一月四日を以て全部完全に憲兵から事務の引繼を受け、茲に始めて名實共に面目を一新しました。

五 現在の警察力

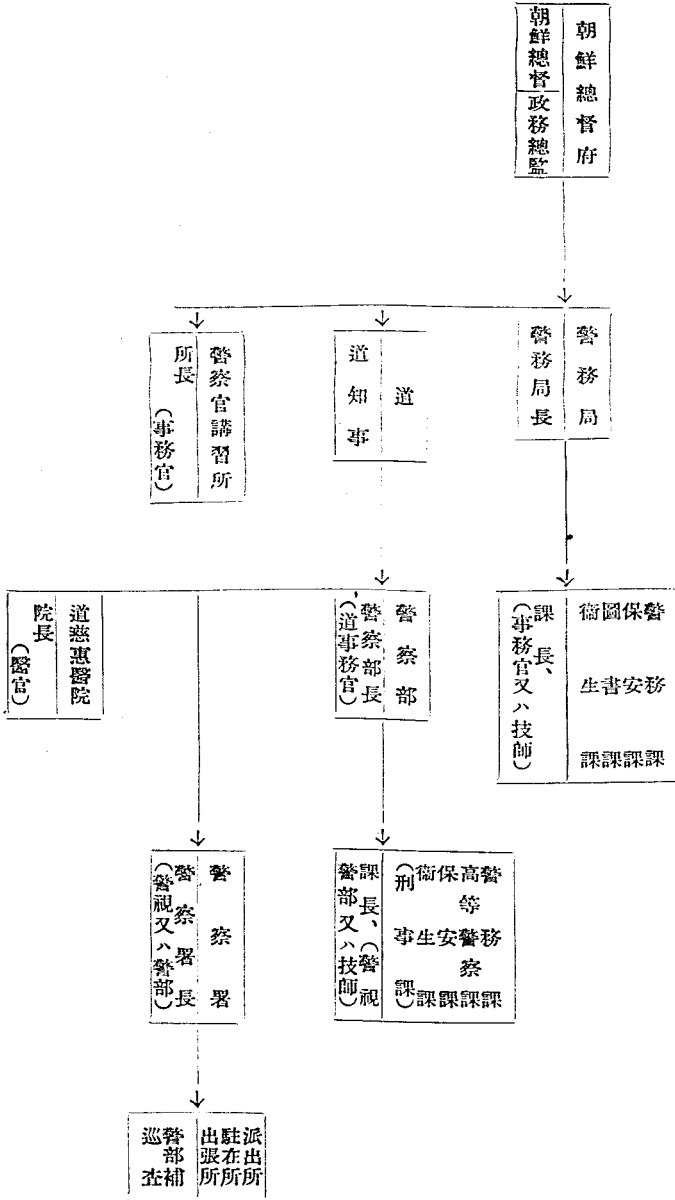
警察制度の更新と共に管轄區域の整理及時代に伴ふ諸法規の發布、警備電話の増架設、警備船の増配、警察廳舎の新築、被服改善其他從來の施設等に對して幾多の改善を加へ殊に制度改正と同時に警視以下一萬五百六十一人の警察官を増加したが、改正前の憲兵を警察官と看做しての總員は一萬四千

五百一人故差引事實上の増加は二千三百八十二人であります。翌大正九年二月には治安維持上警察官署の増設を圖り之に伴ふ職員増加の必要に迫つて警視以下三千二百五十四人を増員し又同十一年國境駐在憲兵及守備隊の減員に依る補充として警視以下六百二十一人を増員し、總計二萬七百五十八人に達したが、大正十二年四月の行政整理に依つて、警視、警部、警部補百二十四人を減じ更に同十三年末の行政整理には警視以下二千百八十九人の多數を減じたが漸くにして、同十五年五月には再び國境地方に警視四人を増員し、更に昭和三年七月及九月に警視以下二百四十九人を増員したので現在の總員は警視以下一萬八千八百十一人です。(第一、二、三、十一表参照)

第二章 警察機關

警察機關としては、總督府に警務局を置き警務局長以下事務官、技師、通譯官、屬、技手、通譯生等を配置して警察及衛生の事務を分掌し地方には道を置き道知事之を司り道事務官を警察部長に充てて、其の下に警視、技師、港務醫官、獸醫官、警部、技手、港務醫官補、獸醫官補、警部補及巡查等を配置して居ります。而して各府郡島には警察署を、其の下に派出所、駐在所、出張所等を設置して、所要の警察官吏を配置して治安の維持並人民保護の徹底を期して居ります。

朝鮮警察機關一覽圖



備考 現在刑事課ノ設置アルハ京畿道ノミトス

警察機關

(一) 朝鮮總督府官制抄錄

第一條 朝鮮總督府ニ朝鮮總督ヲ置ク

總督ハ朝鮮ヲ管轄ス

第二條 總督ハ親任トス

第三條 總督ハ諸般ノ政務ヲ統理シ内閣總理大臣ヲ經テ上奏ヲ爲シ及裁可ヲ受ク

第三條ノ二 總督ハ安寧秩序ノ保持ノ爲必要ト認ムルトキハ朝鮮ニ於ケル陸海軍ノ司令官ニ兵力ノ使用ヲ請求スルコトヲ得

第四條 總督ハ其職權又ハ特別ノ委任ニ依リ朝鮮總督府令ヲ發シ之ニ一年以下ノ懲役若ハ禁錮、拘留、二百圓以下ノ罰金又ハ科料ノ

罰則ヲ附スルコトヲ得

第五條 總督ハ所轄官廳ノ命令又ハ處分ニシテ制規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノアリト認ムルトキハ其ノ命令又ハ處分ヲ取

消シ又ハ停止スルコトヲ得

第八條 總督府ニ政務總監ヲ置ク

政務總監ハ親任トス

政務總監ハ總督ヲ輔佐シ府務ヲ統理シ各部局ノ事務ヲ監督ス

第十二條 局長ハ各局ノ長ト爲リ總督及政務總監ノ命ヲ承ケ局務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

第十六條 事務官ハ上官ノ命ヲ承ケ府務ヲ掌ル

第十八條 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十九條 通譯官ハ上官ノ命ヲ承ケ通譯ヲ掌ル

第二十條 屬、編修書記、技手又ハ通譯生ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務、教科用圖書ノ編修及檢定ニ關スル事務、技術又ハ通譯ニ從事ス

(二) 朝鮮總督府地方官官制抄録

第五條 知事ハ朝鮮總督ニ諫シ法令ヲ執行シ管内ノ行政事務ヲ管理シ所屬官吏ヲ指揮監督ス
所部ノ判任官以下ノ進退ハ知事之ヲ行フ

第六條 知事ハ管内ノ行政事務ニ關シ職權又ハ委任ノ範圍内ニ於テ道令ヲ發スルコトヲ得

第八條 知事ハ安寧秩序ヲ保持スル爲兵力ヲ要スルトキハ之ヲ朝鮮總督ニ具狀スヘシ

但シ非常急變ノ場合ニ際シテハ直ニ當該地方駐在軍隊ノ司令官ニ出兵ヲ要求スルコトヲ得

第十二條 各道ニ知事官房、內務部、財務部及警察部ヲ置ク

官房及各部ノ事務分掌ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十三條 部長ハ事務官ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ命ヲ承ケ部務ヲ掌理シ部下ノ官吏ヲ指揮監督ス

警察部長ハ警察及衛生事務ノ執行ニ關シ知事ノ命ヲ承ケ部下ノ警視、警部、警部補、巡查及消防手ヲ指揮監督ス

第十五條ノ二 警視ハ知事ノ命ヲ承ケ警察及衛生事務ヲ分掌シ部下ノ警部、警部補、巡查及消防手ヲ指揮監督ス

第十五條ノ四 港務醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ海港檢疫及醫務ヲ掌ル

第十五條ノ五 獸醫官ハ上官ノ命ヲ承ケ獸畜ニ關スル檢疫、検査及醫務ヲ掌ル

第十五條ノ六 技師ハ上官ノ命ヲ承ケ技術ヲ掌ル

第十六條 警部ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ從事シ部下ノ警部補、巡查及消防手ヲ指揮監督ス

港務醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ海港檢疫及醫務ニ從事ス

獸醫官補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ獸畜ニ關スル檢疫、検査及醫務ニ從事ス

技手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ技術ニ從事ス

警部補ハ上官ノ指揮ヲ承ケ警察及衛生事務ニ從事シ部下ノ巡查及消防手ヲ指揮監督ス

第十六條ノ二 各府郡島ニ警察署、京城府ニ消防署ヲ置ク但シ朝鮮總督ハ地方ノ必要ニ應ジ別ニ區域ヲ定メテ警察署ヲ置クコトヲ得

警察署及消防署ノ位置及管轄區域ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第十六條ノ三 警察署長及消防署長ハ警視又ハ警部ヲ以テ之ニ充ツ

警察署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ警察及衛生事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

消防署長ハ上官ノ指揮ヲ承ケ管内ノ消防事務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ指揮監督ス

第十六條ノ四 各道ニ巡查ヲ置ク判任官ノ待遇トス

京畿道ニ消防手ヲ置ク判任官ノ待遇トス

消防手ハ消防署ニ屬シ上官ノ指揮ヲ承ケ消防事務ニ従事ス

巡查及消防手ニ關スル規定ハ朝鮮總督之ヲ定ム

第二十六條 全羅南道ニ慈惠醫院ヲ附置ス

慈惠醫院ハ癩ノ診療ニ關スルコトヲ掌ル

第二十七條 院長ハ醫官ヲ以テ之ニ充ツ知事ノ指揮監督ヲ承ケ院務ヲ掌理シ部下ノ職員ヲ監督ス

第二十八條 醫官ハ院長ノ命ヲ承ケ醫務ヲ掌ル醫員ハ上官ノ指揮ヲ承ケ醫務ニ従事ス

書記ハ上官ノ指揮ヲ承ケ庶務ニ従事ス

藥劑手ハ上官ノ指揮ヲ承ケ調劑ニ従事ス

(三) 朝鮮總督府事務分掌規程抄錄

第十一條 警務局ニ警務課、保安課、圖書課及衛生課ヲ置ク

警務課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 行政警察ニ關スル事項

二 警察區劃並警察職員ノ配置及服務ニ關スル事項

三 警衛及警備ニ關スル事項

四 警察ノ被服及銃器彈藥並附屬品ニ關スル事項

五 警察官吏及消防官吏ノ功勞記章ニ關スル事項

六 國境警備警察職員及遺族一時金ニ關スル事項

七 兵事ニ關スル事項

八 局内他課ノ主管ニ屬セサル事項

保安課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 高等警察ニ關スル事項

二 勞働者募集取締ニ關スル事項

三 外事警察ニ關スル事項

圖書課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

一 新聞紙、雜誌及出版物ニ關スル事項

二 著作權ニ關スル事項

三 檢閱ノ新聞紙、雜誌及出版物保存ニ關スル事項

四 活動寫眞「フィルム」ノ檢閱ニ關スル事項

衛生課ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

警察機關

警察機關

- 一 公衆衛生ニ關スル事項
- 二 醫師、齒科醫師、藥劑師、醫生、產婆、看護婦及種痘認許員ニ關スル事項
- 三 藥品及賣藥ニ關スル事項
- 四 病院ニ關スル事項
- 五 入齒、理髮、按摩及針灸術營業ニ關スル事項
- 六 墓地及埋火葬ニ關スル事項
- 七 獸疫豫防ニ關スル事項
- 八 移出牛檢疫ニ關スル事項

(四) 朝鮮總督府道事務分掌規程抄錄

第四條 警察部ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル

- 一 警察ニ關スル事項
- 二 衛生ニ關スル事項
- 三 警察文書ノ往復、記錄、編纂及保管ニ關スル事項
- 四 警察職員ノ進退、賞罰其ノ他身分ニ關スル事項但シ判任官以上ノモノヲ除ク
- 五 兵事ニ關スル事項

第五條 警察部ニ警務課高等警察課保安課及衛生課ヲ置ク

道知事必要アリト認ムルトキハ朝鮮總督ノ認可ヲ受ケ(中略)警察部ニ刑事課ヲ増置スルコトヲ得
第六條 各課ノ分擔事務ハ道知事之ヲ定ム

(五) 朝鮮總督府委任事項規程抄錄

第二條 各局部長、官房各課長及審議室首席事務官ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ

一 部下職員ノ勤務ノ指定但シ課長及之ニ準スヘキ者ヲ除ク

二 部下職員ノ請假ノ許否

三 部下職員ノ除服出仕命令

四 部下職員ノ官吏服務紀律ニ依ル願出ノ許否

五 部下職員ノ出張命令但シ外國出張ノ場合ヲ除ク

六 部下職員ノ進退及賞與

七 事業費所屬傭人ノ進退及賞與

八 別ニ決裁ヲ受ケ内示シタル國庫補助ノ執行但シ補助金額等ニ變更アル場合ヲ除ク

九 補助工事設計ノ變更但シ之カ爲補助金總額一萬圓(土地改良部長ニ在リテハ三萬圓)ヲ超ユル場合ヲ除ク

十 報告及届書ノ處理但シ重要ナルモノハ即時總督ノ閱覽ニ供スヘシ

十一 事務上定例アルカ又ハ輕易ナル事項ニ關スル請願、照會、回答、通知並請訓及具申ニ對スル措置

第八條 警務局長ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ

一 部下職員ノ警務衛生用務ノ爲滿洲ヘノ出張命令

二 朝鮮總督府警察官講習所規程第五條第二項ノ規定ニ依ル承認

三 警察職員定員變更ノ認可

四 警察官吏ノ道外應援派遣

警察機關

一四

- 五 警察官吏ノ被服及帶具ノ調製、給與及貸與
- 六 銃器彈藥ノ配備
- 七 銃砲火藥類取締令第一條ノ規定ニ依ル許可及第十四條ノ規定ニ依ル處分
- 八 引火質物貯藏所取締規則取扱手續第七條ノ規定ニ依ル指令
- 九 自動車取締規則取扱手續第八條第二項ノ規定ニ依ル指揮
- 十 藝妓酌婦藝妓置屋營業取締規則第十八條ノ規定ニ依ル地域ノ制限及貸座敷娼妓取締規則第三條ノ指定ニ對スル指揮
- 十一 寄附金品ノ募集取締ニ關スル處理但シ募集許可ノ取消ヲ除ク
- 十二 市街地建築取締規則取扱手續第三條ノ規定ニ依ル指令
- 十三 狩獵規則取扱手續第十二條ノ規定ニ依ル指揮
- 十四 行政執行令及同施行規則取扱心得第四條及第五條ノ規定ニ依ル指揮
- 十五 勞働者募集取締規則第七條ノ規定ニ依ル處分竝ニ同取扱手續第二條、第十條及第十四條ノ規定ニ依ル指令
- 十六 出版物ノ取締ニ關スル事項但シ新聞紙ノ發行ノ認可、停止及認可取消ヲ除ク
- 十七 活動寫眞〔フィルム〕ノ取締ニ關スル事項
- 十八 醫師、醫生、齒科醫師、入齒營業者及藥劑師ノ免許但シ再免許及禁止ノ解除ヲ除ク
- 十九 朝鮮總督府道慈惠醫院醫員委託生規則ニ依ル處分但シ委託生ノ決定ヲ除ク
- 二十 阿片取締令取扱手續第二條ノ規定ニ依ル指定
- 二十一 大正九年朝鮮總督府令第百九十四號(モルヒネ、コカイン及其ノ鹽類ノ取締ニ關スル件)第一條及第二條ノ規定ニ依ル許可
- 二十二 大正十二年朝鮮總督府令第六十三號(船舶法第一條等ノ日本船舶ノ不開港出入ニ關スル件)第一條ノ規定ニ依ル寄港地ノ指定

二十三 一件ノ金額千圓以下ノ國庫補助

(六) 朝鮮總督府所屬官署委任事項規程抄錄

第一條 各官署ノ長ハ特ニ規定スルモノヲ除クノ外本規程ニ依リ專行スヘシ

第二條 各官署ノ長ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ

一 部下職員勤務ノ指定但シ道ニアリテハ部長ヲ除ク

二 部下職員ノ請假ノ許否

三 部下職員ノ除服出仕命令

四 部下職員ノ官吏服務紀律ニ依ル願出ノ許否

五 部下職員ノ出張但シ鴨綠江、豆滿江對岸以外ノ外國出張ヲ除ク

第十三條 道知事ハ左ノ事項ヲ專行スヘシ

一 部下及所轄職員ノ死亡賜金、手當及諸給與

二 所轄職員ニ係ル第二條ニ規定スル事項但シ道慈惠醫院長、道立醫院長、府尹、郡守、烏司及警視タル警察署長ニ係ル同條第一

號ノ事項ヲ除ク

三 部下及所轄職員警察用務ノ爲滿洲ヘノ出張命令

四 褒賞條例第八條第二項ノ規定ニ依ル千圓未満ノ寄附ニ對スル褒狀ノ賜與

九 土地又ハ工作物ノ寄附ノ採納但シ本府直轄施行ノ工事ニ係ルモノヲ除ク

十 建物ノ増築、改築、移築、移轉、取拂、模倣替及用途ノ變更並不用中ノ官有財産ノ國ニ於ケル使用

十一 建坪三百坪以下ノ建物及五千坪以下ノ土地ノ期間三年ヲ超エサル貸付又ハ使用ノ許可

十二 官有財産ニ屬スル土地以外ノ豫定價格千圓ヲ超エサル不用物件ノ處分

二十三 警察官派出所及警察官駐在所受持區域ノ設定

二十四 巡査定員配置

二十五 産婆免許證ノ下付

二十六 檢疫委員ノ命免

第十五條 前各條ノ規程ニ依リ委任セラレタル者ハ專行事項ニ比シ輕易ナル事項ヲ各專行スヘシ

專行事項ト雖重要ナルモノハ意見ヲ具シ總督ノ決裁ヲ受クヘシ

第十六條 專行事項ニシテ總督名又ハ總督府名ヲ以テ施行スヘキモノハ豫メ定例ヲ作り總督ノ承認ヲ受クヘシ

第三章 警察管轄

警察管轄は行政區域を基礎として一府郡に一警察署を設置するのを原則として居るが、地方の事情に依つて二警察署以上を設置してある處もあつて、現在二百三十四の府郡島に對し二百五十の警察署があつて、府郡島數を超過すること十八箇所であります。而して各署とも其の管轄面積は内地其の他の各地に比して廣大で、千五百四十二方秆(百方里)以上のもの十八箇所、就中咸鏡南道豊山警察署の如きは三千七百五十五方秆(二百三十方里)餘にも涉つて居ります。又三百八方秆(二十方里)以下のものも十六箇所あつて、咸鏡北道訓戎警察署の如くわずか百五十四方秆(十方里)に過ぎないものもありますが、概して一警察署の平均面積は約九百二十五方秆餘(六十方里)に當つて居ります。尙前述の豊

山警察署は山岳重疊の高山地帯であり、訓戒警察署は支那琿春と相對峙して居り國境警備上の關係に依るものであります。又人口戸數は一般に稀薄で一警察署の平均受持人口は七萬九千二百餘人であつて此の内十五萬人以上を管轄する警察署は全鮮に十六箇所あるに過ぎませぬ、而して又僅かに二萬以下のものも十三箇所ありますが咸鏡北道の國境地方が最も稀薄であります。

警察署の管内には警察官派出所、同駐在所及出張所を設置し、派出所は警察署所在地に、駐在所は警察署所在地外に設置して一面一駐在所主義に依り、土地の情況に依つては一面に二箇所以上設置して居る處もあります。出張所は國境地方の警備、又は鐵道工事其の他特に警戒を必要とする特種の事情に依り道知事が必要と認めた場合臨時的に設置するものであります。而して駐在所は現在全面數二千四百六十四邑面に對して二千三百二十四箇所あり又市街地を除く各警察署は所在地面を直轄してゐるので、大體に於て一面一駐在所となつて居ります、又派出所は百九十七箇所あり、出張所は百六十七箇所あります。

一駐在所の負擔平均は面積九十二方秆(六方里)強、人口八千五百餘人であつて、面積は一般に廣大であります。咸鏡北道三長警察署農事洞駐在所は千四十八方秆(六十八方里)同延社警察署水祐駐在所及三社駐在所は各六百四十七方秆(四十二方里)を受け持つて居ります。尙一駐在所にして面積四百六十二方秆(三十方里)以上に互るものが平安北道、江原道に各五箇所あり、咸鏡南北道に於ても亦同

様多數あります。

前述の如く管轄面積の廣大なる割合に人口は稀薄で、朝鮮と略同様の本洲（滋賀縣を除く）に於ては警察署八百八十八箇所、駐在所一萬二百七十四箇所、派出所三千六百六十四箇所あり、之を朝鮮の警察署二百五十箇所、駐在所二千三百二十四箇所、派出所百九十七箇所に比較すれば警察署は百分の二十八、駐在所は百分の二十二、派出所は百分の五あるに過ぎません。（第四、五表参照）

第四章 警備施設

一 警 備 船

明治四十二年全羅南北道に於ける暴徒大討伐の際其の掃蕩に漏れた匪徒は竊に海岸島嶼に逃れて海賊の群に投じて各島嶼に出没し或は漁業者を壓迫し或は島民の財物を掠奪する等其の暴虐が甚しかつたので、之が鎮壓取締の爲舊韓國政府は我が統監府に警備船十隻、巡邏船六隻の急造及船員の雇入方を依頼して來たので、同年九月同船の竣工するや警備船は警務局の所管として全羅南道木浦及麗水に水上警備所を、全羅北道菑浦に水上出張所を設けて、南は慶尙南道釜山より北は忠清南道安眠島に至る海岸及海面の警備に當らしめ、他の六隻は税關の所屬として仁川以北の密漁船竝密輸入の取締に併

用することとしました。これが即ち水上警察の濫觴であります。而して此の海賊は數年ならずして其の跡を絶つたが、此の間偶々同四十三年十二月南滿洲に黒死病が猖獗を極め、其の防疫警戒等は一日も忽にすることが出来なかつたので、應急の措置として數次陸軍省から船舶を借入れて朝鮮沿岸及鴨綠江等に於ける之が防疫に當らしめ又其の後交通啓くるに隨ひ益々沿岸水上警備の必要に迫られ、其の間或は海軍省所管船の保管轉換を受け、或は汽船を新造して其の充實を期しましたが、現在は汽船五隻、發動機船十七隻を主要港灣二十箇所に配置してあります、尙水上警察署は釜山だけで、其の他は所在の陸上警察署が水上警備の事務を管掌して居ります。

斯くの如く警備船は初め主として海賊及暴徒の掃蕩に使用して居つたが、逐年海運が發達し、漁業の振興につれて水上警備は益々複雑となり、其の出勤を必要とすることも倍々多くなり、殊に國外不逞の徒は國境地方の警備が嚴重綿密となつた爲に、支那の戎克船を利用して鮮内侵入を企つる傾向が顯著となつて來たので、之が警戒に付いては至大の注意を要するものがあります、然るに現在の警備船の多くは小型船の爲風波に抗して遠く外洋に出で充分な活動が出来ぬ關係上沿岸警備に遺憾の點が多いので之が警備の完璧を期するには、大型汽船を必要としますが、經費の關係から未だ其の建造の運びに至らない状態にあります。

又國境警備用として小型發動機船三隻を配置してあつたが、何れも吃水の關係上實際に適しないの

で昭和五年度に於ては其の中一隻を廢して吃水の淺いプロペラー船一隻を新造して鴨綠江の警備に當らしめてあります。(第六表参照)

一一 警備電話

明治四十年七月の政變に暴民各地に蜂起して、我國の管理に屬して居つた電信、電話線を切斷し電柱を折倒する等被害甚大であつたので韓國政府は緊急の措置として十三萬餘圓を支出して被害線路の復舊を兼ねて時局上必要な電線を架設しました。此の暴徒は守備隊、警察、憲兵等の威力に依つて漸次敗類壞滅したが、其の殘黨は土匪草賊の徒と化し各地に出沒して地方良民に慘害を加へるものが尠くなかつたが、當時通信交通の便極めて乏しかつた爲容易に殲滅するに至らず茲に於て、我統監府は各地通信網の整備を圖ることが暴徒掃蕩上は勿論、警察保安上最も緊急なるを感じ韓國政府の事業として各地警察署間に警備電話線路を建設し、兼ねて之を守備隊、憲兵隊及郵便局所間に及ぼして通信の利便を圖つたのが警備電話の濫觴であります。

而して併合と同時に警務總長は警備電話を管理し併せて諸計畫を實施し大正八年七月(制度改正前)には其の延長六千四百六十八杆餘となつたが、同年の獨立騷擾事件の際通信機關尙不備の爲警察及憲兵は各地に於て孤立の状態に陥り豫期しない慘狀を蒙つたのに鑑み更に、通信網の完備を計畫し大正

九、十年度に於て經費二百餘萬圓を投して京城を中心とする釜山、新義州、咸興、公州、清州に通ずる長距離警備電話線を架設し、其の後漸次各主要地に警備専用線を架設して、現在では其の延長一萬五千九百十三軒餘に達し、十三道中咸鏡北道を除くの外は直接警務局と通話が出来る様になりました。

けれども今尙警察署中警備電話の架設なきもの三十二署あり、又駐在所に至つては其の架設してあるものは僅に其の四分の一にも過ぎない状態にあるので出来るだけ早く之が普及に努めて居ります。

(第七、八表参照)

第五章 警察費

併合當時即ち明治四十三年には警察費二百八十九萬六千餘圓、憲兵補助員費十六萬三千餘圓、計三百五萬九千餘圓に過ぎなかつたのであります、憲兵補助員費は憲兵警察制度の爲朝鮮人を憲兵補助員に採用して警察事務を執行せしめてゐたものであり、又朝鮮駐劄憲兵にして普通警察事務を行ふ爲に要する經費の支出方に付ては明治四十四年一月當局間に協定が出来て特別會計として明治四十四年度所要額三萬九百餘圓を警察費の負擔とし、大正元年度以降制度改正迄は三萬三千餘圓乃至五萬二千餘圓の憲兵費及百十萬餘圓の憲兵補助員費を警察費として負擔して來ました。

而して警察費は年々増加し大正七年度には警察費四百三十五萬七千餘圓、憲兵費二百四十六萬九千餘圓、憲兵補助員費百十七萬七千餘圓計八百萬七千餘圓となつたが、大正八年度には警察制度の改正に依る警察官の増員、諸物價の騰貴、傳染病豫防、騷擾事件等の爲、豫算總額一千六百七十五萬四千餘圓に上り、前年度に比し實に八百七十四萬七千餘圓の増額となり、同九年度には更に七百二十萬餘圓を増額し、其の總額實に二千三百九十四萬八千餘圓となりました、蓋し此の著しい増額は當時の狀況としては已むを得ないものであつて、爾來世態の變遷に伴ひ警察施設の必要に迫られ諸經費の増額を必要としたが、豫算の關係上容れられず、同十年度は主として初度調辨費及コレラ豫防費より百八十九萬四千餘圓を減額し、同十一年度は國境警察官六百二十一人の増員に要する經費として二十五萬餘圓を増加し、同十二年度は行政整理の爲十八萬圓、同十三年度は九百萬圓餘、同十四年度は更に二百二十三萬餘圓を減額したが、同十五年度は國境警察官警視四人、獸疫豫防道技手八人の増員並衛生費等九萬二千餘圓、昭和二年度は警察官の待遇改善に伴ふ經費約三十五萬四千圓、同三年度には思想取締及兵事事務、事業勃興に伴ふ職員警視以下二百四十九人の増員等に要する經費十八萬五千餘圓、同四年度には前年増員に要する經費及警察共濟組合の設置による給與金及衛生防疫費等の經費六十八萬八千二百餘圓の増額を見て二千九十九萬六千八百九十五圓となり、同五年度及六年度は整理節約の爲め減額せられ現在二千十四萬六千九百七十四圓となりました。(第九、十表參照)

第六章 警察職員

一 定 員

朝鮮は併合以來警察憲兵統合制度を實施し、大正八年には警察官六千三百二十二名、憲兵八千七百七十九名、計一萬四千五百一人であつたが、同年八月普通警察制度が實施せらるるに當つて警視内地人八名、朝鮮人五人、警部内地人百二十一人（但し朝鮮人警部は十二人を減員す）警部補内地人五百九十六名、朝鮮人二百六十六名、巡查内地人四千八百二十八名、朝鮮人四千七百四十九名、計一萬五千六百一十一人を増員して憲兵を警察機關から除いたので事實上二千三百八十二名の増加となつたが、尙治安維持上警察官署の増設並に職員増加の必要に迫り、大正九年二月警視以下三千二百五十四人を同一年國境憲兵減員に對する補充の爲に警視内地人一人、警部内地人八人、警部補内地人十二人、巡查内地人六百人計六百二十一人を増員し、總計二萬七百五十八名となつたが、同十二年四月行政整理の爲大正十一年に増員した警視内地人一人、警部内地人八人、警部補内地人十二人、朝鮮人六人、其他巡查合して百二十四人を減員し、更に同十三年十二月の行政整理に警視以下二千百八十九人を減員したが、再び同十五年五月國境地方に警視内地人四人を増員し更に昭和三年七月及九月思想取締、兵事

事務、事業勃興に伴ふ取締等の爲に内地人警視八人、警部七人、警部補三十九人、巡查百六十五人及朝鮮人巡查三十人計二百四十九人を増員したので現在の總員は警察部長以下一萬八千八百十一人であります。(第十一表参照)

一 現 員

昭和五年十二月末日現在に於ける警察官の現員は一萬七千八百七十二人で、警察部長十三人、警視内地人五十人、朝鮮人十人、警部内地人三百三十三人、朝鮮人七十七人、警部補内地人五百六十五人、朝鮮人百十九人、巡查部長内地人二千八百二十四人、朝鮮人三百三十八人、巡查内地人七千七百七十二人、朝鮮人六千三百十一人、計内地人一萬九百四十四人、朝鮮人六千八百五十五人であります。

今之を勤務部署別に觀れば警察部勤務は警察部長十三人、警視三十三人、警部八十二人、警部補百四十二人、巡查部長三百〇八人、巡查四百三十六人、計一千一名人、警察署勤務は警視二十七人、警部三百二十八人、警部補四百九十二人、巡查部長一千三百五十八人、巡查四千七百四十二人、計六千九百四十七人、派出所勤務は巡查部長六人、巡查一千二百二人、計一千二百八人、駐在所勤務は警部補五十人、巡查部長一千四百二十六人、巡查六千五百八十人、計八千五十六人、出張所勤務は巡查部長六十四人、巡查五百二十三人、計五百八十七人で、現員勤務部署所の配置比は警察部六%、警察

署三九%、派出所六%、駐在所四五%、出張所四%の割合となつて居ります。

此の外警察事務に従事して居る者は警務局に警務局長以下事務官、技師、通譯官、屬、技手、通譯生等七十一名各道に技師、港務醫官、獸醫官、港務醫官補、技手等五十八名計百二十九人居ります。

(第十二、十三表参照)

三 勤 績 年 數

現在の警察官中制度改正前からの勤績者又は制度改正の際各府縣からの出向者は比較的少く、多くは制度改正後退職者補充の爲新規に採用した者で、殊に警部補は制度改正前には其の制がなかつたので比較的其の在職期間が短かいのであります。昭和五年十二月末日現在に於て一年未滿の者一千七百二十四人、一年以上二年未滿の者二千百五十八人、二年以上五年未滿の者四千四百六十四人、五年以上十年未滿の者七千三十一人、十年以上の者二千二百人といふ現況であります。(第十四表参照)

四 年 齡

警察官の年齢中内地人警視、警部は四十年以上五十年未滿の者最も多く、現員に對し警視は八一%警部は六五%であるが、其の他は總べて四十年未滿の者が大部分を占めて居ります、即ち内鮮人を通

じて警部補は七三%、巡査は四六%を示して居ります、殊に五十年以上の者は警視以下僅に百名で總員の〇、五%にしか當りません即ち朝鮮の警察官は殆んど四十年未滿の壯者を以て充たされてゐると言ふ狀況であります。(第十五表参照)

五 本 籍

内地人警察官は熊本縣出身者最も多く其の數九百五十五人に上り、鹿兒島縣の九百十九人之に亞ぎ、福岡縣の八百十八人と云ふ順序で、大體に於て九州、中國方面の出身者が其の多數を占め、之に反し近畿、北海道方面は其の數少く最も少きは沖繩縣の十二人滋賀縣の二十八人、北海道の三十四人といふ順序であります。

又鮮人警察官は生活其の他の關係上各本籍地の勤務を志願する傾向で京畿道七百九十八人、平安北道七百八十一人慶尙北道六百七名の順序で、其の本籍は概ね員數に比例して居ります。(第十六表参照)

第七章 警察官の教養

一 巡査の募集

全鮮に配置する内地人巡査の募集は警察官講習所で行ひ、朝鮮人巡査の募集は各道の警察部でそれぞれ行つて居ります。

内地人巡査は警察官講習所で毎月一回（第三日曜日）採用試験を行ひ又内地の三縣乃至四縣を一募集區域と定めて、樞要の都市を試験場所に選定して、募集官一名乃至二名を派遣し一區域百名乃至二百名を採用して、毎期約百名位宛を入所せしめて居ります。

又朝鮮人巡査の募集は各道警察部で採用試験を行ふ外志願者の便宜上必要の警察署に試験を委託し毎期の採用人員は缺員數に依つて定めます。

而して其の採用成績を見ると昭和五年中の志願者は内地人八千六百九十八人内採用者八百六十四人で、其の採用率は九%であります。又朝鮮人の志願者は八千八百二十四人で、内採用者六百六十四人其の採用率は七%であります。

又上記以外各道の特別採用者は内地人百一人、朝鮮人三十九人で、前年の内地人百十八人、朝鮮人二十九人に比べると内地人は十七人を減じ、朝鮮人は十人増加して居ります。（第十七表参照）

二 教 養 機 關

警察官吏の教養機關としては京城に警察官講習所あり、各道に巡査教習所があります。

明治三十八年一月警務顧問時代に韓人巡檢(巡查)の教養機關として始めて京城に警務學校を創設したが明治四十一年十一月顧問制度廢止せらるるや内部警務局に新に警察練習所を設置して主として内地人巡查の教養訓練につとめて來ました其の後警察憲兵の合流時代には警務總監部の一分課として警官練習所となり所長以下の教官は總て兼務にて一期定員五十名の内地人巡查の教習及警部以上に對する短期の教養を實施して來たが、大正八年八月制度改正と共に新に警察官講習所官制が發布せられて、現在では所長以下教授四名、助教授四名、書記二名、その他講師、囑託等の職員を置いて教務に當つて居ります。

現在の警察官講習所には講習科と教習科との二科を置き、講習科は更に本科と別科に分れ、本科は各道知事の推選に基き現に監督者である者又は將來監督者たるべき者約百名を選抜して毎年一箇年以内を一期とする長期講習をなし、別科は刑事、會計、兵事、原動機又は銃砲火藥等特殊の實務を教養する爲隨時各道より必要の人員を召集して短期講習を實施し、教習科は初任内地人巡查に對し四箇月を一期として、每期百名乃至二百名を收容して専ら人格の陶冶と實務の教習に努めて居ります。

各道の巡查教習所は警察部に置き、初任朝鮮人巡查の教養を行つて居ります。教習人員は缺員に應じて採用し、三箇月乃至四箇月を一期とし、教官は警察部職員を以て充てて居ります。

初任巡查に對する教習科目は普通訓育、法學大意、警察法、刑事法、衛生大意、執達吏事務、消防、

朝鮮事情（内地人に對してのみ）、語學（内地人には朝鮮語、朝鮮人には國語）警察事務、點檢、禮式及操練、武道等で、教習中は全部寄宿舎に收容して紀律觀念の養成に努めて居ります。

現に實務に従事してゐる警察官に對しては警察官教養規程に依り法令、普通學、語學、實務講習、修身訓話、操練、武道、補繩術、水泳及操船術を理論を避け實行を主とし、各階級に應じ職務執行上必要なものを一週四回四時間以上教養して居ります。

此の外警察協會は毎月警務彙報を發刊して教養の資に充て、又各道に於ても同様の修養冊子を發刊し或は巡回文庫を設置して、新聞雜誌の購讀勧誘、自修促進の試験施行等各種の施設を爲し教養の徹底を計つて居ります。

二 教育程度

巡查の教育程度は内地人は小學校卒業者が大部分で總員九千九百六十一人中七千六百八十二人、即ち總員の約七五%に相當し、中等學校中途退學者は五百九十一人、同卒業者は五百七人、高等程度以上の學校の中途退學者は六十七人、同卒業者は九十九人で、尙小學校を卒業しない者が百二人居ります。又朝鮮人巡查も普通學校卒業者最も多く、總員六千五百七十四人中五千六十一人、即ち總員の約七六%を示し、高等普通學校中途退學者は二百七十八人、同卒業者は百二十六人、高等程度の學校の

中途退學者は十人及同卒業者は二十三人で通學せざる者二百七十二人、即ち總員の四%であります、要之巡査の教育程度は内鮮人共に逐年向上の傾向にあります。(第十八表參照)

四 語 學 能 率

内地人警察官の朝鮮語の修得は最も必要な事項なので警察協會は「鮮語必携」と云ふ小冊子を發刊して警察官の自習の便に供し、又特に朝鮮語に限り教養時間を定めて教育し、或は定期に試験を行ひ其の成績を昇給の資料とするの外、成績優秀者には一ヶ月一圓乃至二十圓の通譯兼掌手當又は朝鮮語獎勵規程に依り五圓乃至二十圓の獎勵手當を支給する等極力其の教養に努め居り、漸次其の成績の見るべきものが現はれて來ました。即ち昭和五年十二月末日現在に於て翻譯通譯共に堪能なる者警部三十一人、警部補六十六人、巡査四百七十八人、計五百七十五人、通譯に差支なき者警部百十三人、警部補二百二人、巡査二千七十八人、計二千九人、漸く對話し得る者警部百六十八人、警部補二百六十三人、巡査五千百八十七人、計五千六百十八人、此の總計八千二百二人で大體一般朝鮮人と對話することが出來、戸口調査等簡短の職務を行ふのには支障なき程度に進んで居ります。尙前記中通譯兼掌手當及朝鮮語獎勵手當を受けて居る者は僅かに警部四人、警部補七十人、巡査五百八十四人、計六百五十八人で總員の六%であります。

朝鮮人警察官は一般に國語に巧みで、會話通譯に支障を感ずる者は殆どありません即ち翻譯通譯共に堪能なるもの警部七十四人、警部補百十二人、巡查二千九百五十二人、計三千百三十八人、通譯に差支なきもの警部三人、警部補七人、巡查三千五百八十三人、計三千五百九十三人であります。而して朝鮮人警察官の國語も亦内地人警察官の朝鮮語と同じく須要なものであるから、内地人同様試験の上優秀な者に對し通譯手当を支給して居り、其の通譯手当を受けてゐる者は警部補四十五人、巡查二百三十九人、計二百八十四人、即ち總員の四%であります。(第十九表參照)

第八章 進退賞罰

一 進退

警察官の昇進は經歷技倆に依り遲速があつて一定しませぬが、判任文官以上の有資格者は概ね採用後一年乃至三年で警部補に進み尙二年乃至五年で警部に昇進するのが通例であります。又判任文官の資格のない者は試験の上昇進せしめて居ります。即ち巡查部長試験合格者を巡查部長に警部警部補特別任用令に依る考試試験合格者を警部補に任用し、更に警部に昇進せしめて其の人材の登用に努めて居ります。而して昭和四年に昇進した者は警視に内地人十一人、朝鮮人二人、警部に内地人八十人、

朝鮮人十四人、警部補に内地人百二人、朝鮮人二十人で其の大部分は此の試験の合格者であります。

(第二十表参照)

打續く財界の不況は巡查志願者の數を頗る増加せしめ従つて、其の採用の際には素質及體格に付充分嚴選し得る事となつた結果と、一面待遇の向上を圖つて之が指導監督及教養方法等改善に努力の結果、輕佻浮薄の弊風は漸次消失して近時著るしく着實性と眞剣味とを帯びて來たのは喜ばしき現象であります、即ち昭和五年中の退職(死亡を含む)は内地人一千四十九人、鮮人七百六十人、計一千八百九人で、内懲戒免職者は内地人四十一人、鮮人七十五人、依願免職者は病氣に依る者内地人五百五十六人、鮮人三百九十一人家事の都合に依る者内地人二百十人、鮮人百七十九人で、又事務の都合に依る免職者は内地人八十七人鮮人五十八人であります。(第二十一表参照)

一 職務 死傷

警察官の職務に因る死傷は内地人警察官は鮮人警察官よりも多く、即ち昭和五年中の死者は内地人八人、朝鮮人八人、計十六人で、傷痍者は内地人三百五十一人、鮮人百七十六人、計五百二十七人あります。

之等の殉職者には夫々其の功を厚うし、警察賞與を授けるは勿論、永遠に之を表彰するの途を講じ

又其の遺族に對しても救恤の方法を設けて、業に大正十年以降毎年京城に於て盛大なる殉職警察官の招魂祭を執行して其の遺靈を祭り慰藉に努めて居ります、又負傷者に對しては治療費の給與、其の他相當の待遇策を講じて居ります。(第二十二表参照)

二 懲 罰

由來朝鮮人の中には些細な問題にも直に請願を爲し、或は他人を中傷譏誣する投書等を爲す習癖を有する者あり、殊に警察官の措置等に對しては一層其の聲を大にして警察を非難する傾向があるので、當局は之等に就いては特に慎重嚴密に調査して紀律の肅正に意を注いで居りますが調査の結果は多くは虚構で眞に懲罰事由となるものは極めて稀であります。

然しながら世態の進運は益々警察事務の繁劇を醜釀し、警察官の責務は倍々重大となつて來るので警察官の任用は勿論、綱紀の肅正、士氣の振興、節制修養等に留意して、苟くも非行のあつた場合は毫も假借する所なく必罰主義を勵行して銳意不良と認めらるる者の淘汰を實行したので、最近懲罰を受ける者が次第に減少しつゝある事は喜ぶべき現象であります、即ち昭和五年中巡查の懲罰數は、七百八十七人で、内懲戒免職内地人四十人、朝鮮人七十三人、計百十三人、減俸内地人二百四十五人、朝鮮人二百二十六人、計四百七十一人、譴責内地人百七人、朝鮮人九十六人、計二百三人であります。

す。

更に之を懲罰事由別に觀れば、懲戒免職では内鮮人共に誓約違反最も多く、官規紊亂、威信失墜之れに亞ぎ又減俸及譴責は内鮮人共に官紀紊亂、職務怠慢、威信失墜の事由に依る者が殊に多數を占めて居ります。(第二十三表参照)

四 賞 與

警察賞與 警察勤務は常に不眠不休の努力を要求します。殊に朝鮮は内地の如く氣候風土に恵ぐまれず、冬は沍寒堅氷上に夏は灼灼たる熱砂上に連日連夜の活動を續け、而も或時は銃火の中に毅然と立つことすらあつて其の勞苦は洵に想像に餘りありません、従つて匪賊討伐、犯人逮捕、人命救助、水災火災、惡疫防歴、其の他天災地變に對する防禦救濟等其の數頗る多くありますが其の功が特に顯著な場合又は害獸「ヌクテ」(狢)の捕殺等に對しては道知事から警察賞與を與へて居ります。

警察賞與 警察賞與は (イ)賞狀、(ロ)五十圓以下の賞與、(ハ)五十圓以上五百圓以下の特別賞與の三種で、此の賞與の授與者は逐年増加し昭和五年中には内地人四千五百九人、朝鮮人五千五百三十人、計一萬三十九人で、又その賞與金額は内地人は一萬五千六百二十餘圓、鮮人は一萬四千百七十餘圓、計二萬九千七百九十餘圓で受賞警察官一人に付平均内地人は三圓四十六錢強、朝鮮人は二圓五十六錢強

宛の給與となつて之を現員一人當りとすれば一圓六十五錢強となります。

警察官以外の受賞者は、賞狀二百十二人、賞金は三千二百一人に對して一萬二千三百八十三圓で此の一人當り三圓八十六錢強であります。

更に其の賞與事由別を觀れば犯人逮捕又は檢舉に依る者が最も多く人命救助之に亞ぎます。(第二十

四表参照)

功勞記章 警察官中其の行動勇敢功勞拔群にして一般警察官の龜鑑となる者には、嚴密周到なる審査の上功勞記章を附與して之を表彰し、月額五圓の功勞加俸を給與して居ります。

此の功勞記章を授與したのは大正八年七月の一人が最初で其の後大正十年五人、同十一年九人、同十二年十三年各三人、同十四年二人、同十五年一人、昭和二年一人、同四年一人、同五年二人、計二十八人で之を官職別にすれば警部六人、警部補四人、巡查十八人であります。

精勤證書 品行方正で職務に勉勵し事務及語學に熟達し滿三箇年間勤績した巡查には道知事から精勤證書を授與します、而して本證書授與者には精勤加俸支給の制があつて内地では既に之を實施して居りますが、朝鮮では單に其の計畫のみで、未だ豫算の關係上實施の運びに至つて居りませぬ。

昭和五年十二月末日現在の該證書受有者は内地人三千三百十五人朝鮮人二千三百六十八人計五千六百八十三人であります。(第二十五表参照)

その他 職務の爲傷痍を受け又は職務上疾病に罹つた者には療治料として一日二圓以内（若し二圓を超過する時は實費）を支給し在職中死亡した者には弔祭料を支給し其の金額は死亡當時に於ける月俸一箇月分で、之に勤続一箇年以上九年に至る迄一年を加へる毎に死亡當時に於ける月俸額の三分の二を増加し、尙前記療治料を受ける原因に依る死亡者には月俸六箇月分を増加支給します。

又國境警備に従事する警察官には一箇年に對し一箇年半の恩給期間加算の特典を設けてあり、職務の爲傷痍を受けて死亡し、又は不具廢疾となつた者には二千圓以内の一時金を支給することになつて居ります。

第九章 勤務及生活

一 概 況

朝鮮では教育が一般に未だ充分普及して居らない關係上、時代の推移を解せず因習に囚はれて、是非の識別もつかず舊韓國時代を想像して徒に附和雷同する傾向の者あり、時に所謂社會主義者の徒輩が之を悪用して當局の施政方針や指導保護を誤解させやうとするので、警察官は朝鮮統治の眞意を正解せしめる爲に其の任務の遂行に細心の注意を要するは勿論、一般行政の施行に就ても充分の援助を

與へねばなりません、然るに警察官の過半数は内地人なので來鮮日淺く朝鮮の事情に未だ充分通ぜざるものもあり、又語學も未熟の結果からして、執務上時に徹底を缺くこともあり、尙又通信機關の不完全と、擔當區域廣大に過ぐるのと駐在所本署間の距離餘りに遠隔のものある等諸種の事情の爲服務上非常な困難と、支障とに惱まされてゐる状態は到底内地と比すべくもなく、殊に僻陬地に於ては生活上に多くの不便と、不安と、寂寞等を感じ就中國境地方在勤者には一層此の感の深かいものがあります。

一一 受 持

制度改正前には憲兵上等兵及憲兵補助員を巡查と看做した巡查一人當りの受持は面積二十七方籽、戸數二百四十二戸、人口一千二百九十五人で之を當時の朝鮮の状況に見、又内地のそれに比して其の警備力が極めて薄弱の感があつたので、大正八年騷擾事件以後時局の影響と制度の改正と相俟つて極力充實を圖り、大正十二年末には面積十方籽、戸數百六十九戸、人口九百十九人となり大正十二年は行政整理の減員に依つて、面積十二方籽、戸數二百一十一戸、人口一千百人となり、現在では面積十二方籽、人口一千二百三人の負擔となつて居ります。而して之を内地の巡查一人當受持面積六方籽、人口一千百十二人、臺灣五方籽、人口六百三十二人、關東州一方籽、人口六百三十二人、樺太の面積七

方糶、人口六百七人に比較すれば、如何に朝鮮警察官の負擔が過重であるかが窺はれるのみならず、警察官總數の内、國境地方で特種警備勤務に服してゐる者を除くときは、一層其の負擔を増大します。其の外語學の方面から見ても内地人巡査は朝鮮語に、朝鮮人巡査は國語に熟達するを要し又内鮮人巡査の素質も自ら相違の點あり職務執行上も適不適の場合多きを免れず、且警察署駐在所間及相互駐在所間は、交通不便加ふるに其の受持區域も亦廣大に過ぎて些細の事件に對しても多大の勞力と時間とを要して處理上困難を生ずる場合が少くありません。其の他諸般の施設が過渡時代にある朝鮮では國境警備、沿岸警備、郵便護衛、執達吏事務、林野保護、民事争訟調停、專賣事務等警察務以外の執務多く、又助長行政の援助、思想善導其の他施設を要するもの等日常の勤務頗る繁雜を極めて、實際の負擔率は尙倍加せられ、常に職員の不足を愬へつつある状態であります。(第二十六、二十七表参照)

二 特種勤務

前述の如く朝鮮は内地と其の事情を異にして居る關係上、警察機關は警察本然の事務の外種々の特種勤務に服することが非常に多いけれども現下の朝鮮としては全く止むを得ない事情からであります。昭和五年中法廷取締、監獄事務、執達吏事務、郵便保護、税關事務、專賣事務、斃獸處置、森林取締等に從事した巡査延人員は十六萬八千三十四人即ち一日平均四百五十九人の多數に達して居りま

す。

又最下級の行政機關たる面長の職務執行は内地の町村長とは比すべくもなく今尙全く幼稚の域を脱せず、従つて地方人民は一般に警察官を深く信頼して警察の指示命令ならば克く服従し克く遵守する美風があつて其の事務上の効果を收める上に於ても非常に便宜を得るので、自然助長行政援助の依頼多く、勢ひ此の助長行政援助事務に服することも非常に多くなります。今此等特種勤務の二三を擧げて見れば

檢事事務 地方法院支廳中檢事を配置してない支廳の檢事事務は明治四十五年朝鮮總督府訓令第十三號に依つて所轄地方法院檢事正の要求に基いて警視又は警部が該事務を取扱つて居ります、而して現在此の事務を取扱つて居る箇所は京畿道驪州、忠清南道瑞山、全羅南道濟洲、慶尙北道義城、黃海道松禾、平安南道德川、平安北道楚山及寧邊、江原道原州、咸鏡北道雄基及城津の十一箇所であつて、事件の取調、法廷の立會等の爲に只さへ繁忙な警察務は一層繁劇を極め、職務執行上に至大の影響を及ぼしてゐるので逐年専任檢事の配置箇所を増すことに努めて居ります。

民事争訟調停事務 明治四十三年制令第十一號を以て民事争訟調停に關する件が公布せられて、裁判所所在地外の警察署長は住家其の他の建物若くは物品の引渡又は不動産の疆界等に關係した争ひ又は二百圓未満の金錢の債權に付いての調停を爲すことが出來ます。此の制度は手續が簡略で取扱ひが敏

速に運び、其の上費用の點から言つても正式に裁判所に出訴する煩に堪えない小額の債權の争訟者にとつては非常に便利で、又調停は努めて強制を避けて當事者の自由意思に任かせ、雙方の主張と地方の習慣其の他事體の真相を審びらかにして、専ら其の圓滿な調停を遂げることには力を注いで居るので、其の結果も非常に良好で殆ど強制手段に依るやうなことなく、債務者は進んで義務を履行するといふ現況で昭和五年中の取扱件數は實に一千五百七十五件であります。

執達吏事務 朝鮮は交通其の他各種の事情に依り内地のやうに各地に専務執達吏を置くこと困難の爲、京城其の他主なる都市以外の地に於ては殆んど警察官が此の事務を取扱つて居る現状であります、此の制度が初めて實施せられた當時は、法令竝に其の手續が一般に周知せられなかつた爲に、申請件數も極めて少く、又其の執行にも往々被執行者から警察に對する誤解を招いて妨害等を受けたが、漸次手續の周知するにつれて、執達吏は權利の實行保全等には必要な機關であることが理解され、又執行の任にあたる警察官も事務に習熟して、支障を醸すやうなこともなくなりました、昭和五年中之に従事した延人員は九千六百三十七人此の一日平均二十七人であります。

援助事務 援助事務としては道路の修築、林野保護、國境地方の關稅事務、徵稅援助、害蟲驅除、産業獎勵、副業及貯金の獎勵、不就學兒童の教養、青年團の指導、漁業取締等であります。

A. 關稅事務は主として豆滿江及鴨綠江流域の警察署又は駐在所が警備の傍ら取扱つて居り、昭和五

年中此の事務を取扱つた延人員は三萬八千百三十一人此の一日平均百四人であります。

B. 森林事務の中盜伐火災等警察の任務上當然警防を要する事項は勿論、害蟲驅除の獎勵又は森林育成の援助其の他、山林監視の補助等、昭和五年中之に従事した延人員は三萬一千五百十八人此の一日平均八十六人であります。

C. 農耕上の援助事務としては道廳、郡廳等の施設趣旨に依り種子の精選、苗代の設置及手入、堆肥の製造、施肥の方法、害蟲驅除、收穫時の乾燥方法等で之が普及と獎勵とに努め就中害蟲驅除に付いては最も力を入れて居ります。

D. 不就學兒童の教養に就ては僻陬地勤務の警察官中には自費を以て駐在所内に教養設備を設け職務の餘暇(夜間)不就學兒童を教育して居るものも可成多く中には多額の學費を支給して都會地に少年を遊學せしめて居るものすらあつて近來頃に教育熱が勃興して來た現下の朝鮮では、一般から多大な好感を以て迎へられて居ります。

其の他地方の特種事情に鑑み人事相談所、無料宿泊所、托兒所、共同浴場の施設又は融和會、夜學會、談話會、講話會等を開催して民智の開發竝思想の善導に努め尙保健衛生組合の施設又は各駐在所、出張所等に救急藥品を備付けて施療の需に應ずる等幾多の事項を擔當して居ります。

(第二十八表参照)

四 休 暇

巡查の執務は内勤巡查に在つては一般官廳の例に依るのを本則とし、外勤巡查は警察署では隔日勤務、駐在所では日曜、祭日にかかわらず七日間に一日休日と與へ得ることとなつて居るが、犯罪捜査、警戒査察或は傳染病豫防々等の爲に非番日の執務非常に多く平素規定の休日を得ることは誠に困難で、殊に國境在勤の警察官は四六時中ゆとりある全一日の休日は望み難く晝夜武裝を解くの邊もない程心身に過重な勤務をつづけてゐるといふ状態であります。

從來の巡查休暇規程は、六箇月皆勤者に七日間、一箇年皆勤者に二十一日間を附與せられてゐたが、大正十五年六月巡查休暇規程を改正し一般官吏同様一箇年間を通して二十日以内の休暇を與へ得ることとしました。然し乍ら勤務の性質上未だ之に依つて一般に過勞の域を脱した程度に至りませぬ。又國境の警備地域では内勤特務共に匪賊の搜討等に從事することが非常に多いので外勤刑事同様三箇年間恪勤精勵した場合には、前述の休暇以外特に三箇年を通して三十日以内の慰勞休暇を與へ得ることになつて居ります。(第二十九表参照)

五 生 活

朝鮮は風俗、言語、民情等總て内地と異つては居るが、近來交通機關の發達著るしく、鐵道は釜山新義州間の半島縱貫線を幹線として幾多の支線と私營鐵道が敷設せられ、沿岸の各道には朝鮮郵船會社の定期航路あり、定期自動車の線路は主要都市より、各警察署所在地を連絡して一般産業の發達と共に地方の開發を促進助長して居るので此等の沿線は物資の供給が豊かで、其の生活狀態は安定して内地と殆んど異りませぬが、西鮮及北鮮殊に國境方面に於ては交通不便で物資の供給に苦痛を感じて居つたが近年國境道路の一部が完成したので其の方面は幾分緩和されて來ました又此の地方の冬季は寒氣凜烈を極め零下三十餘度に下ることは普通であり從て生活上の不便と苦勞とは想像に餘りあり、其の寂寥又實に深刻であります。

健康狀態から言ふと内地人警察官は大陸的の氣候風土に不馴れなのと食料品住宅等の變化に原因して感冒、呼吸器病、或は胃腸病等に侵される者が比較的多く各道共健康増進に保健衛生に深甚の注意を拂つて居つたがその結果、最近は大體に於て朝鮮人警察官に比べて遜色のない程度の保健狀態を示して來ました、然しながら僻陬地には醫師は勿論醫生すら居ない處もあつて、一旦發病の場合は醫師の往診を求める事さへ非常に困難で、強いて之を求めるとは莫大の費用と日數とを要し遂に醫療を受けることが出來ずして重態に陥るやうな悲惨事もあるので之が緩和策として此等僻陬地の駐在所、出張所等には救急藥品を備付け隨時藥品の補給を行ふ等應急の施設を爲すを必要として居りますが遺憾

ながら經費の關係で未だ實現を見るに至りません。

日常生活費は家族數、勤務場所の如何に依つて違ひますが、一般に市部在勤者は郡部在勤者よりも多額を要する様であるが、大體に於て疾病、内地歸省其他特殊の事情の發生しない限り其の生計に餘裕ありと認めらるる狀況にあります。(第三十、三十一表參照)

第十章 警察官の給與

巡查には俸給の外に加俸、手當、宿舍料、旅費及被服を支給します。

俸給 内地人巡查には初任給本俸三十六圓及本俸の十分の六に相當する加俸を支給し、朝鮮人巡查には初任給三十五圓を支給し加俸は支給せず、(巡查採用規則第一條に依り筆記試験を省略せられ且つ特種の技能を有する者で巡查に採用せられる場合には規定の範圍内に於て適當の額を定めて之を支給し得る規定がある)尙僻陬地勤務者には土地の區別に依つて本俸の十分の一乃至十分の二を加給して居ります、斯やうにして内地人は本俸最低三十六圓、最高八十圓で加俸を含め其の平均額は六十六圓二十一錢、朝鮮人は最低三十五圓最高六十二圓で其の平均額三十九圓二十八錢となつて居ります、(昭和六年二月末現在)

尙現在では功勞加俸は月額五圓を支給して居り、精勤加俸は豫算の關係上之を支給して居りませ

ん。

手當 陸接國境地方に在勤してゐる巡査には土地の區別に従つて二級地三圓、一級地五圓五十錢の臨時特別手當を支給し、刑事、通譯、會計其の他特種の技能を有し其の勤務に服して居る者には三圓乃至五十圓の手當を支給し得ることになつてゐるが豫算の關係上實際の支給平均額は三圓六十六錢餘に過ぎず、又非番勤務手當は其の勤務時間に應じ三十錢、五十錢、七十錢を支給することが出来る制があるが、是亦實際には豫算の關係上殆んど支給して居ない現況であります。

旅費 旅費は原則として實費を支給すると云ふことに規定してあるが、警察官駐在所勤務者には月額旅費として平均約三圓を支給して居り、其の擔當區域内の出張には旅費を支給しないこととして居ります。

宿舍料 内地人巡査には土地の等級に應じて五圓乃至十圓の宿舍料を支給して居るが鮮人巡査には支給しません。

被服帶具 巡査には使用期限を附して帽、冬服、外套、夏服、日覆、下襟、冬手套、夏手套、冬肌著、夏肌著、短靴、長靴、靴下等を支給し又使用期限を附せずして夏外套、巻脚絆、肩章、ヘルメット帽、背負袋、手帳、刀、捕繩、警笛、防寒外套、防寒胴著、防寒帽、防寒毛襟、防寒覆面、防寒襦袢、防寒手套、防寒靴、防寒靴下等を交付する而して前者を給與品後者を貸與品と言つて居ります、然し内

地人巡查には給與品中短靴、長靴、下襟、冬手套、夏手套、冬肌著、夏肌著及靴下は現品を支給する代りに毎月額一圓三十錢の代料を支給して居ります。

材料及製作方法は左の通であります。

巡查普通被服

品 目	主 要 材 料 及 製 作 方 法	標準重量
帽	天井及襟は黒絨鉢巻及天上玉襟は絨、鉢巻芯は藤芯、天上裏にアセチロイド及麻布、前庇及頤紐にはフアイバー及クロム皮革を使用す 圓形にして前庇及頤紐を附す	一四五瓦 〇三九瓦
冬 服	表は黒絨、胴裏は經縞子、袖裏はスレーキを使用す 立襟「ジャケット」式にて袖章を附す	二、一四〇瓦 〇五七〇瓦
外 套	表は黒絨、胴裏は經縞子、袖裏はスレーキを使用す 立襟兩前外套にして頭巾及帶緒を附す	二、六二〇瓦 〇七〇〇瓦
夏 服	地質は鼠色茶褐葛城を使用す染色はインダンスレン及礫物染併用にして耐汗處理を施す 立襟「ジャケット」式にして袖章を附す	九五〇瓦 〇二六五瓦
夏外套	地質は濃菅茶綿麻交織完全防水布を使用す染色はインダンスレン及礫物染併用とす 折襟兩前「ラ格蘭」式にして頭巾及帶緒を附す	一、二二〇瓦 〇三〇〇瓦

巡查防寒被服

品 目	主 要 材 料 及 製 作 方 法	標準重量
-----	-------------------	------

防寒外套	地質は茶褐綾を使用す。折襟兩前外套にして頭巾及帶を附す保温の爲寬裕を多くし且つ腰部以下を割きて後製とし運動に支障なからしめたり。	三、三七〇瓦 (九〇〇瓦)
防寒胴著	表は茶褐雲齊裏は山羊毛皮を使用す。胴著型にして袖を附せず。	一、九三〇瓦 (五一五瓦)
防寒毛襟	表は茶褐雲齊を用ひ裏は細羊毛皮を使用す。着脱式にして外套防寒外套又は防寒胴著に共用す。	一一〇〇瓦 (三〇〇瓦)
防寒帽	表は青茶雲齊とし帽盤には綿を内容し、垂布裏及前庇裏に細羊毛皮を用ひ鼻覆を附着す。	三七〇瓦 (一〇〇〇瓦)
防寒覆面	羊毛絲を原料としたる「メリヤス」製にして密針及「手カカリ」を以て所定の形狀に縫合す。	七五瓦 (二〇〇瓦)
防寒手套	前項に同じ。	一三〇瓦 (三五〇瓦)
防寒靴下	同。	一六五瓦 (四五瓦)
防寒襦袢	同。	八六〇瓦 (二三〇瓦)
防寒袴下	同。	七三〇瓦 (一九五瓦)
防寒靴	表はクローム鞣革裏は「フェルト」を附着し革底とす。	九七〇瓦 (二六〇瓦)

第十一章 治安狀況

一 併合前の狀況

警察力が未だ充分でなかつた往時は地方に民騷の絶え間なく、殊に明治二十七年東學黨の亂以來、無頼の徒等各地に集團して良民を劫掠し、又中央の政變が頻繁で地方の安寧に非常なる影響を及ぼし、漸次秩序が亂れたが、明治四十年七月日韓協約成立して、各地の舊韓國軍隊が解散せらるるに際して、京城に解散兵の暴動が起り、其餘響が全鮮に波及して、口に義兵を稱へつつ其の實掠奪殺傷を恣にし、往々地方の官廳を襲ひ、又官公吏に危害を加へる等の暴行を敢てし之に乗じて郷曲不良の輩、火賊小匪の類が跋扈し、殊に慶北、江原、京畿、黄海竝に全羅南北道方面最も甚しく事態容易ならぬものがあつたので、統監は韓國皇帝の委任に依り駐劄守備隊をして韓國警察と協力し之が鎮定に従事せしめ、一方歸順者宥免の恩典を以て賊徒の歸順を勸奨し、道路工事を起して歸順者に生業を與へ、明治四十二年末に至つて略鎮定するに至つたが、其餘孽が慶北、江原、黄海、京畿諸道の山地に出没し、又草賊、蕪賊、無頼漢等が諸方面に點在して居つて未だ其の警戒を緩めることが出来ませんでした。

二 併合後の狀況

併合後治安が確立すると共に新政の惠澤漸を追ふて都鄙を光波し庶民其の所を得て生を安するに至りましたが、尙政事上に社會上に内心不平を懐くの徒輩尠ならず、而かも是等の者は復た事を擧げるの實力なく、讒に國外に於て國權恢復を云爲するに止まつて疆内一般は年と共に人心平靜に向ひました。

歐洲戰亂勃發當初朝鮮内に於ては往々獨逸の優勢を妄斷して國權恢復の時機到來したやうに流説するものがあり、殊に大正七年露國第二革命後獨逸勢力の東漸並帝國及諸外國の西伯利出兵に際し荒唐無稽の風評を傳ふる者もあつたが未だ民心動搖の程度に至らず、一部在外鮮人等は此の間に頻りと獨立運動に奔走し、其の誤解せる民族自決の主義に依つて朝鮮獨立を實現するには先づ民族を叫合し内外相應じて其の意志を世界に表明せねばならんとして、同八年一月下旬密に人を東京及朝鮮に遣はし、主として學生及基督教徒中の不平者流に宣傳を試みました、是より先、事大雷同の痼疾は流言蜚語の頻發に萌し、殊に大戰終局の前後から世界思潮の變動に刺戟せられて一部朝鮮人間に在つては世界の大勢を辨へず、結局獨立が出来得るだらうとの一縷の望を懐く者もあつて人心が動搖し、之と同時に天道教徒中又人心の機微を看取して獨立の非望を企つる者あり、基、佛兩教徒中の同志と協同し

て、遂に同年三月一日の獨立騷擾を惹起しました。

此の獨立騷擾事件は一時全鮮所々に起つたが、約二箇月にして鎮定し集團的示威運動は全く其の跡を絶つたが、尙當時の民心は騷擾の餘波を受けて平靜を缺き、不安の情勢上一般に漲つて一時煽動脅迫等が頻發したが、同年八月警察制度の一大改革が行はれて警察力の充實と人民の覺醒とに依り不逞企畫は事毎に未然に摘發せられて、又施すに術なきの情勢に至つた、そこで彼等不逞者は濫に良民を脅迫して獨立資金と稱して金品を強奪し、之を私利に費消して徒に民怨を招致するに至り、加之時日の經過は智識階級より漸次一般へ獨立運動は無謀で絶對不可能事であることを悟らしめ、曩日不逞運動に附和雷同せし無智の者も殆んど悔悟し、或は生業に復し、或は進んで前非を官憲に陳謝し、再び妄舉に出でないことを誓ふ者等が續出するやうになりました。而も此の不逞計畫の多くは其の根源は在外不逞者であり、彼等自らの潜入に依つて敢行せられたものであつたが、上海假政府を初め其の他の不逞團が漸次勢力衰へ僅に餘喘を保つのみで信望内外に失墜し民心亦之に離反したので、大正九年及同十年迄は國境三道を通じ多少の被害があつたのが、同十一年度以降は著しく減少し、平安北道江岸地方に於て僅に草木繁茂期を待つて三々伍々潜入し官憲の目を忍んで僅に強盜行爲をするもの數件あるのみとなりました。

三 最近の狀況

朝鮮人中一部の者が千歳一遇の好機會として非常に期待して居つた大正十年の華盛頓會議が豫期に反し何等の効果を齎すことなくして終了して以來、外國の援助又は國際會議を利用し獨立の目的を達しようとした野望は全く水泡に歸して、民心は茲に無謀空虛なる運動に依つては決して所期の成果を收むるものでなく、又民族的地位を進展せしむるものでないことを漸次自覺し、爾來操孤界、宗教方面關係者及青年學徒等の有識階級は、從來の運動から轉じて教育の振興と産業の發達に全力を傾倒し、物心兩用の充實に依つて民族文化の向上を促進せしめて民族自立の基礎的發展を遂げやうとする所謂實力養成論が擡頭するやうになりました。

其の後暴力的直接行動に依る獨立運動は殆んど影を潜め、目下之が機關と認むるものはありません、即ち大正十五年故李王殿下の國葬の時、一部少數の不良學生が獨立萬歳を高唱し獨立精神の喚起に努めたが、之に唱和して妄動する者の無かつたのは此の間の消息を雄辯に語るものであつて唯僅に在外鮮人の獨立運動として米國本土、布哇、露領、上海及西北間島等に微弱ながら尙餘喘を保つて蠢動しつつかあるものがあるに過ぎませぬ、然しながら之等も鮮内には何等の影響をも與へ得ない程微力のものであるが別項在外不逞鮮人の章に詳説するやうに、在上海の所謂假政府、其の他の暴力團體及

北滿若くは鴨綠江對岸に蟠居する不逞團は今尙時々國境地帯に出沒し金品を掠奪することはあるが、深く鮮内に浸入して兇暴行爲を敢てするやうなものがなくなりました、只昭和元年十二月義烈團員羅錫疇が京城東洋拓殖會社に闖入して殺傷を敢てし、又翌二年大邱朝鮮銀行支店の爆彈炸裂事件等があつたが、斯の如き無謀兇惡なる妄動も鮮内の民心を左右することが出來ず、却て一般は其の愚を鑿鑿する狀況で大勢には何等の影響もありません。

昭和三年御舉行遊された御大典前後及昭和四年開催の朝鮮博覽會に際して在外の不逞徒輩は頻りに鮮内同志と連絡し一大騷擾を企劃中なりとの情報があつたが警戒査察至嚴なりし爲僅に一部學生等の檄文撒布盟休等があつたのみで至極平穩裡に経過しました。

然るに昭和四年十一月三日全羅南道光州に於て同地の中學校生徒と高等普通學校生徒と些細な言葉の行違ひに原因し兩校生徒互に之に参加して集團的爭鬪を演ずるに至つたが、直に警察官に依つて諭示解散せられ大事に至らずして濟みました。然るに一旦學校に引上げた高等普通學校生徒は各自棍棒等を携帯し、雜沓せる市内に出て示威運動を行ひ、更に農學校、師範學校、女子高等普通學校生徒等も之れに参加して氣勢を擧げたので、一時市内に悽愴の氣分が漲ぎつたが、警察の解散命令に依り何等事なきを得た、此の内鮮人學生の爭鬪に原因した當日の事件は、民族思想の尖端的表現運動なりとして地方民心に相當の衝動を與へ爾來學生の氣分動搖せるに乘し、同地共產主義者等は主義實現の絶

好機會なりと盛に策動し、同月十二日再び同地鮮人學生をして一齊に示威運動を敢行せしめました、而して彼等主義者は更に京城に至り同志と謀り學生を唆して暴動を企て、他の民族社會兩主義者の策動もあつて、十二月九日より數日に亙り京城府内各鮮人中等學校の喧噪事件を見るに至り其の結果、地方各地に於ても其影響を受け昭和五年二月に至る間鮮内各地に於て百九十四校、五萬四千の學生動搖事件が頻出しましたが、警察に於ける首謀者煽動者の檢舉に依つて三月に入つて事件は全く終熄するに至りました。

然し左傾分子等は此の全鮮的に勃發した學生事件を一試鍊として將來事毎に妄動しないとも限らないので特に此方面に對しては注意中であります。

越えて昭和五年七月咸鏡南道端川に於て森林組合反對の爲郡民數千參集し郡廳警察署に殺到し投石暴行を演じ拘禁者の奪還を企てました爲警察官に於ては止むなく武器を使用して解散に努め事なきを得ましたが此が爲暴民側に死者十六名、重傷者十四名を出しました、之が影響に就ては特に注意しました處何等特異の策動なく終りました、又帝國の統治を認めず鮮人の實力を充實し其の独自の力で獨立の目的を達成しやうとする所謂非妥協的民族運動は、海外の不逞運動と其の手段方法が異つて居るが、同じく隱密の間に鮮内の獨立思想を醸出するもので、一般青年學生有識青年等に散見する獨立論は皆此種に屬するもので朝鮮人中此の思想を把持してゐる者が相當多いやうであります。

近時權利思想發達し、一部有識者間には非妥協的運動のみでは到底彼岸に達することが出来るものではないから、一時妥協的民族運動の形式を採り運動を進展せしめやうとするものが増加して來たのであります、殊に最近の著しい傾向は、數年前の實力養成論に一步を進め、朝鮮の民族文化の跡を温ね其の傳統の因つて來る所以を究め以つて民族精神を作興し、頽廢し行く民心の趨向を挽回しやうとするにあつて、此の運動には相當注意の必要があるのであります。

翻て社會運動の方面を見るに、獨立運動の挫折に依つて自暴自棄に陥つた無頼浮浪の青年、若くは施政又は社會に不平反感を懷いてゐる徒輩は失望と反感から過激思想に投合し、國際共產黨から赤化宣傳費を其の手に納めやうとする傾向が生じ、大正十一年に入つて朝鮮勞農總同盟、朝鮮青年總同盟の全鮮的統一機關組織せられ、細胞團體亦各地に簇生し、同十四年中には朝鮮共產黨及高麗共產青年會の如き秘密結社の組織を見たる等主義運動は漸次進んで來たが、官憲の檢舉に依つて彼等の陰謀は挫折するに至つた、即ち第一次共產黨の組織及故李王殿下の國葬時に於ける國際共產黨の指示に基く第二次共產黨關係者の不穩計畫を檢舉してから主義運動の方向は著しい轉換を示めして、從來民族運動との提携を排して居つたのに反し、今後の運動は民族主義者と提携して共同戰線を張らなければ到底所期の目的を達することが出来ないとし、殊に日本内地の主義運動者が無產政黨を樹立して政治運動に方向轉換をするやうになつたのに刺戟せられて、各團體は相踵いで方向轉換を宣言し、或は解體

又は組織を變更して大勢に順應するやうになりました。

斯やうに社會運動は從來部分的經濟運動から全民族的政治運動に方向を轉換した結果、民族、社會の兩主義者が合同して民族單一黨の結成を高唱し、又之に共鳴するものが少くない状態で、其の裏面には共產黨の策動ある事は勿論であります、従つて其の後も引續き第四次に互つて、共產黨事件の檢舉を見るに至つた様な次第で之が絶滅は容易に期し難い狀況にあります、又民族單一黨も昭和二年中組織された新幹會を支持して其の目的を遂げむとして居る様であるが、當局の大會禁止等に依つて豫期の進展を期し得ないが、將來之が運動の經過に就ては深甚の注意を必要とするのであります。

第十二章 國境警備

一 概 況

朝鮮は鴨綠江及豆滿江の兩江を以て露支兩國に接し此の國境線の延長は一千三百五籽餘、國境警備區域は概ね江岸より二十籽乃至四十籽に互る地域で其の面積二萬七千七百餘方籽に及ぶ廣漠なるものであります。之等の地域は中央に高嶺蟠居し支脈四方に趁つて、山岳重疊し、險路峻坂縱横して、殊に白頭山麓國境約八十籽の間は大密林地帯で、電線の架設さへも不可能であると稱され交通殆んど皆

無の状態にある幽邃境であります。

豆滿江は水流急で舟楫の利用に缺陷がありますが鴨綠江は之に反して、發動機船高瀬船等は常に江を上下して到る處に渡船場もあります、又上流は水深、淺き處多く渴水時には容易に渡渉し得る處があり又冬季は江上結氷して人馬の通行も安全に對岸との交通も全く自由となります、此の機會を狙つて對岸支那地に根據を構へて居る匪賊馬賊等は鮮内潜入を試みやうと蠢動するので警備上最も警戒を要する時期であります、而して此の對岸支那地は廣袤たる平野で地味一般に豊饒で移住鮮人も多數住居して居ります。

二 匪賊 狀況

從來國境地方には時に支那馬賊の侵入したことがあつたが、大正八年二月騷擾事件勃發後此の事件に關係した一部の者が其の檢舉を恐れ支那地に遁入して、同地に在住する無頼不逞の徒と共に各種の不穩團體を組織して匪賊化し、各地に根據を構へて常に鮮内に武力侵入を敢行しやうとして我が警備力を覬覦し、巧に國境沿岸の警戒網を潜つて鮮内に入り掠奪、放火、殺傷等の兇暴を爲すに至りました。

匪賊は精巧なる銃器を所持して、其の行動頗る敏捷で且つ地理に精通し、克く野營粗食に馴れ出沒

自在巧に對岸から越境侵入し晝は人跡未到の山岳又は密林地帯に潜伏し日没を俟つて民家を襲ひ掠奪を恣にし、或は官公署を襲撃する等一面には政治的意義をも有して居るので、當局官憲は鮮内に於ける取締を嚴密にし、之が檢舉剿滅を勵行すると共に、一方支那地に於ける賊狀の探知に努め、支那當局に對して屢々匪賊の取締を要求し、又時に自衛上萬止むを得ない機宜の措置として地方的に諒解を得て我が捜査隊を對岸に進出せしめる等積極的の方策を採つたにも拘はらず、跳梁の根絶しないのは國境一帯の地勢が前述の通り山岳重疊して鬱蒼たる密林は匪賊の潜伏及對岸への遁走に容易であるに反し我官憲の捜査は只さへ困難を感ずるのに被害人民は匪賊の脅迫に怯びえ後難を恐れて被害事實を申告せず、甚だしきに至つては、却つて我が官憲の行動を彼等に密通し、犯行を隱蔽して匪賊を庇護する者等が多かつた爲であり、尙彼等の根據地である支那側の取締は頗る不徹底極まるもので何等掃蕩上の效果なく此の越境進出は時に支那側の反感を買つて協調不能に陥る事もあるので我外務當局は國交上に障害を醸さんことを懸念して屢本府に對し之が絶對進出禁止を要望したが、此の越境進出は當方としても重大なる各種の危険を伴ふので成る可く之を避けることに腐慮研究したが當時猖厥を極めて居た匪賊の絶滅を期するには蓋し止むを得ぬ處置であつたのであります、其の後大正十四年六月三矢警務局長は奉天に於て支那當局と國境警備に關する協定を遂げて、爾來我官憲は此の協定に基いて一層強硬且嚴重に其の取締を要求し支那官憲も亦匪賊の取締に付聲を大にして宣傳し、戸口

調査、家宅捜査を勵行し、時に積極的に搜討に従事するやうになつたので、匪賊は之等の取締に心膽を寒うし、外形上は農夫を装ひ蟄伏するを餘儀なくせられ、又は過去の罪惡を悔ひて歸順を申出でる者等漸次増加し、鮮内住民も亦警察官憲信頼の度を増して被害事實を隱蔽するが如きこと無く自ら進んで申告し、以て之が鎮壓上顯著なる効果を擧げ得る様になりました。而して匪賊の兇暴の度が最も甚だしかつたのは大正九年で總件數一千六百五十一件、匪賊四千六百四十三人、其の被害殺傷五十人、放火三十六戸（損害一萬七千三百八十圓）損害金品十一萬四千六百二十四圓、警察署並駐在所の襲撃十三箇所、警察官の殉職者九人、負傷者二十四人に及んだが、爾後警備力の充實と嚴密な取締警戒とに依つて平安北道を除く咸鏡南北道の國境沿線約八百軒に互る一帶の地には大正十二年以降殆んど部隊的侵入なく、唯時に時局を標榜する強盜殺人等の不逞行動を爲すものがあつたが其の多くは私慾を充たすに過ぎないものであります。然し乍ら今尙匪賊は常に勢力の挽回に努め種々なる策動を爲してゐる状態にあり、又支那官憲は根本に於て信頼するに足らず、之等に對する警戒取締は一日も緩うすることが出来ない現況にあります。

又露領東支沿線地方に在る朝鮮人は赤化的傾向が濃厚で、近來各地に競つて細胞團體を組織し、或は機關新聞を發行し、或は集會を開催して旺に赤化宣傳に努めて居ります。露國は朝鮮に對して可成積極的行動を避けて居るやうであるが、一面國外に在る不逞鮮人を使喚し、或は間接に鮮内思想團體

と連絡を取つて之に資金を供給し、或は共產主義者をして秘密結社を組織せしめる等諸種の畫策を運
らし、既に革命宣傳の電文を送つた事實があり、又宣傳員の入鮮、資金の送金に關しても種々情報あ
り、支那側の治安狀況と相俟つて我が國境官民の奮闘努力に俟つものが益々多いのであります。

(第三十二表參照)

二 警 備 機 關

警察署は一府郡に一警察署を常例としてゐるが、國境三道は其の面積廣大で、且特種の警備關係上
特に警察官署の設置を密にし、即ち咸鏡北道は十一郡に十九箇署、咸鏡南道は十六郡に二十箇署、平
安北道は十九郡に二十四箇署を設置し、又警察官の配置も大正九年以降逐次巡查千四百二十六名を増
員し、大正十三年の行政整理には三道を通じて警部内地人八名、朝鮮人二名、警部補内地人十七名、
朝鮮人十名の幹部を減員したが巡查は却つて朝鮮人七十名を増員したのであります、斯やうにして現
在國境に勤務する巡查一人に對する受持面積及人口は平安北道は面積七方籽、人口五百三十八人、咸
鏡南道は面積二十一方籽、人口九百五十八人、咸鏡北道は面積十四方籽、人口五百人の割合になつて
居ります。(第三十三、三十四表參照)

尙國境に於ける警備施設は

A 警察官駐在所及出張所は其の周囲の地勢を參酌して塹壕を廳舎の周圍に堀鑿し、土壁鐵條網又は木柵等を廻らして堡壘を築き、尙必要の場所には見張臺を設置し或は交通壕を堀鑿して居る所もあり、尙大正十二年以降の新築駐在所の事務室及宿舍の外側は厚さ二尺以上の壁を廻らして銃丸を防ぎ其の構内を安全地帯とし、少數の人員を以て優に多數の匪賊に當ることが出來得るやうに工夫建築してあります。

B 平安北道には機關銃を備へた發動機船二隻及プロペラ船一隻を、咸鏡北道には發動機船一隻を配置して江岸警戒に當つて居ります。

C 對岸支那の情勢を考慮して江岸樞要な地點、即ち平安北道には三箇所、咸鏡南道には二箇所の警察署に機關銃を備へ付けてあります。

D 江岸樞要地點には所々に塹壕を堀鑿し、或は掩壕を設け、或は渡江地點を制限又は指定して匪賊の侵入を監視して居ります。

E 警備電話を江岸駐在所、出張所の大部分に架設してあります。

F 武器は三八式或は四四式騎銃の外に拳銃と短劍とを配給して居ります。

G 被服は一般に給與してゐるものの外、冬期には茶褐毛布地毛皮付の防寒外套及毛皮付の防寒胴着、防寒帽、防寒シャツ、防寒袴下、防寒沓下、防寒手套、防寒覆面を貸與して防寒の設備を完全

にし更に時期に拘らず捜査討伐用として茶褐衣袴、茶褐又は草色の外被を貸與して居ります。

四 勤務 狀況

國境に於ける治安の狀況は前述の通にして警察官は主として匪賊の警戒防備に當り、平素の勤務は寧ろ夜間の勤務に重きを置いて居る關係上全く不眠不休の努力を要するので主として元氣潑瀾な壯年者を配置してあります。又彼の匪賊は常に我が警備線を覬覦して我が官憲に遭遇すれば直ちに發砲射撃する暴戾の徒なので、警察官は此の不時に備ふる爲終始緊張を要し全く休養安息の暇はありません。

日常の勤務は江岸巡察、要地張込、見張檢問其他一般警察務を執行する外税關事務、執達吏事務、專賣事務、林野保護取締、斃獸處置、郵便護衛等の勤務に當り所員小數の駐在所、出張所等に於ては殆んど休日も得ることが出来ない状態であります、又其の巡察は山岳重疊或は斷崖絶壁の地を定時に巡察し、殊に匪賊の捜査及逮捕に當つては夏は晝尙暗き深林に草を分け、冬は積雪に通路も見えぬ山中を辿り、或は粟を噛みつゝ野に寝ね、峻坂幽谷を歩き時には追跡數旬に涉ることすらあつて其の勤務は全く激烈其の辛慘勞苦は實に同情に堪えぬものがあります。然るに各職員は孰れも身體壯健、志氣旺盛で其の行動、勇敢機敏克く規律節制を守つて、困苦を忍び缺乏に耐へ、責任を重んじ、一意國

家の爲に奉仕することを期して居る崇高なる精神の發露は此の國境に於てしみじみと感ぜられます、從つて其の家族妻子に至るまでも常に志氣緊張して居り、機會ある毎に拳銃射撃の演習を行つて一朝非常事件發生に際しては夫々拳銃を執つて應戦し、又は電話通報其の他連絡の任に當るといふ意氣と其の健氣な覺悟は實に惰夫をして起たしむる概があります。

尙國境地方勤務の警察官は本務の傍ら地方民の爲めに各種の指導誘掖に努力し或は不就學兒童の爲私費を投して夜學會を興し、或は道路を改修し、或は貧民を救濟する等其の事例は寧ろ國境地方の警察官に多い状態であります。

第十三章 在外朝鮮人

一 移住の沿革

朝鮮人の帝國外に在住する者の數は確實には解りかねるが情報等に依つて調査すると約百五十萬内外と思はれます、由來朝鮮人は生活に容易な地を求めて轉々する習癖があつて、其の海外移住の大部分は生活上の必要に因由して居り、殊に露領沿海州及滿洲間島地方は朝鮮と相接壤し而も膏腴未墾の地が多いので、其の農業に有利なことを聞いただけで移住する者も非常に多く、其の沿革も亦かなり

古いのであります、就中豆滿江の對岸北間島方面の移住は數百年前に淵源して居り其の數約四十萬人に及び、朝鮮人は土着支那人に數倍し、此の地方の農業は朝鮮人の獨占といつても過言でなく今尙其の數が増加しつゝある状態であります。

又朝鮮人の移住地は滿州及西伯利亞を主とし總數の約八割を占めてゐるやうであるが、其の他支那本土（主として上海）北米、布哇及墨西哥地方にも分布し、其の多くは往年（東洋移民自由時代に）勞働者として移住又は轉航した者及其の子孫であります。（第三十五表參照）

二 不逞狀況

輓近に於ける朝鮮人の滿洲移住は生活難に基因するもの多く、毎年外國渡航者の大半は滿洲に移住して生計の途を講じやうとするもので、是等の移住者中には往々不良者が混つて居り我が警察權の及ばないのを奇貨とし朝鮮の獨立を唱へて良民を煽動脅迫し、或は浦鹽上海方面の獨立運動者と氣脈を通じて妄動し、甚しいものは隊伍を組み武器を携へて平安北道、咸鏡南北道の國境を越えて我が警備機關を襲ひ人畜を殺傷し、家屋に放火し、財貨を奪ひ、良民を拉去し、官公吏の暗殺を企てる等の暴虐を敢てする者があります、即ち大正九年九、十月の交、是等不良者は支那馬賊及過激派露人の一部と結び、其の總員四百名の一團が突如支那琿春に襲來して我が領事館及在留邦人の家屋を燒燬し、財

物を掠奪し、内鮮人及支那人の之に殺傷せられた者數十名に上るの慘劇を敢てしたが、之を動機として北間島各地の不逞鮮人團は頻に妄動を始めたので遂に我軍隊を出動して是等の賊團を徹底的に掃蕩し之を北方に驅逐して間島各地の秩序維持に當つたのでありますが當時賊徒の歸順する者五千餘名の多きに達し、爾來北境方面は平靜に歸し彼等の部隊侵入は全く無くなつたが、時に西間島地方の鮮人鼠賊は平安北道内に潜入して金品を強奪し、人命を害ふ等の兇行を敢てするものがあつたが、内は國境警備の充實と、外は出先官憲との協調宜敷きを得て支那側官憲の取締を促し、大正十四年以來殆んど平靜の状態となり民心漸く安堵の域に達したが、今尙同方面には國民府革命軍等の鮮匪あり蠢動の機を窺つてゐるので常に警戒を嚴重にして居ります。

西伯利亞、浦鹽、上海、布哇、米國等に在住する朝鮮人の中には併合前後自己の失意又は政治的不平を懷いて遁竄した者可なり多く、此等の徒輩は獨立資金と稱して良民から金品を強奪して自己の生活の資料に供するのを常として居つたが、一般鮮人の自覺するにつれて其の甘言に惑はされなくなつた、即ち大正八年春彼等は上海に於て所謂假政府を組織したが、間もなく彼等の間に軋轢起り、資金の缺乏を來たして屢々自滅の姿となつたが、同十年華府會議を機に其の頹勢を挽回しやうと企劃したが水泡に歸したので、同十二年國民代表會を開催して必死的局面轉回の方策を採つたが黨争は依然として熾烈を極め毫も統一することなく遂に決裂に終はり、大正十三年以降自稱大統領曠職問題云々、

臨時憲法改正問題云々等幾多の失態があり、而も地方的勢力争が激甚であつたので幹部の更迭屢々行はれ、加ふるに資金供給の途全く絶えたので徒に残骸を擁して空名を保つて居るに過ぎない状態であり目下上海には義警隊、韓人女子青年同盟、愛國歸人會、韓人少年同盟、少年斥候隊等の團體組織され居り何れも異名同人の集合體で三一記念日等の機會に民族意識を高調する外何等活動の見るべきものがありませぬ。

嘗ては世人の注目を惹いた、義烈團は大正十三年同志間に内訌があつて團員離散し、更に青年同盟會を組織し或は廣東方面を根據として異名同體の革命青年會を組織して團勢の挽回に努めて居つたが、之亦共產黨彈壓事件の爲同地を逐はれ爾來離合集散常なく最近に至つては殆んど其の活動を見ない状態であります。

大正十五年一月日本官憲の施設を破壊する目的を以て組織した丙寅義勇隊は親日鮮人を殺害し、總領事館に爆彈を投じ、警察官の暗殺を企て、又故李王殿下國葬時には鮮内に騷擾を惹起せしめるべく同志に爆彈拳銃等を携帯せしめて鮮内潜入を企て、其の後九月再び同地總領事館裏門の爆發炸裂事件等の兇暴を敢てしたので一時は非常に社會の注目を惹いたが其の後全く力盡きて影を潜め今日では何等の活動もして居ない状態で只單に上海地方の暴力團體として存在を認められて居るに過ぎませぬ。

又露領に在る不良鮮人等は共產主義に共鳴し、巧に露國共產黨の援助を得て、不逞計畫を企て上海

滿洲地方の不良者と聯絡を採つて日本内地及朝鮮に共產主義を宣傳しやうとする傾向があつたが、大正十四年一月日露協定成立後其の取締が嚴重となつたので、彼等は公然露領内に於て獨立運動をすることは出来なくなつたものの非常に注意を要するものがあります。

前述の通民族運動が衰退するに伴ひ一方社會主義運動は漸次深刻味を加へ、滿洲では南北青年總同盟及韓族勞働黨、間島では東滿青年總同盟を基幹として引續き諸種の團體が簇生し、加ふるに上海、天津及北平方面では東方被壓迫民族解放或は反帝國主義の下に中國、韓國共產黨員が合流戰線を張り第三國際黨と連絡し、一方朝鮮内の思想團體と相呼應して主義の宣傳、機關の密設及び各機關紙の發行をなし國外に於ける朝鮮人間に宣傳すると共に鮮内にも密送する状態でありましたが其の後鮮人共產主義者の各派間に内訌を生じて戰線の分裂を來し收拾の道なきに至つた爲局面の打開策として中國共產黨に合流し中國革命の完成に依つて韓國の獨立、民族の解放を圖らんとし各派相續いて中國共產黨に加入し其の指導の下に活躍することゝなりました。茲に於て在滿共產主義運動は一轉機を劃し遂に中國共產黨本部の方針に基き直接行動に出るやうになり昭和五年五月三十日の間島五、三十共匪暴動を初めとし同年八月一日國際反戰デー其の他十月革命記念前後の全滿的共匪暴動を見るに至り今猶共匪の蠢動熄まず漸次鮮内へも潜入して不穩行動を企策しつゝあるとの情報頻々たるものがあるので國外來往者に對する査察を嚴にすると共に不穩出版物並通信の檢索に努め鮮内の各思想團體の取締と

相俟つて此の外來惡思想の影響防止禁遏に努力して居る状態であります。

第十四章 内地居住朝鮮人労働者

一 渡航状況

朝鮮人労働者が内地に渡航を初めたのは明治四十四年で、其の後年々少數の出稼者があつたが、大正四年歐洲大戰亂が勃發して内地の經濟界が異常な好況を呈したのに伴ひ自然労働者の需要激増し鮮人労働者の内地渡航俄に増加し、其の後も亦逐年増加の傾向にあつたが、遇大正十二年關東大震災直後流言蜚語が盛に行はれたので一時歸鮮する者四萬人に達し且朝鮮側でも内地渡航の制限をした爲に一時は在住鮮人の數が非常に減少したが、帝都の秩序恢復と同十三年渡航制限の撤廢とに依つて再び渡航者の激増を續けるので、遂に同十四年内地經濟界の事情に鑑み、労働者の漫然渡航を保護の爲制限しました。

彼等労働者の好んで渡航する原因は、内地よりの歸來者が内地は、賃銀が高率で求職が容易であることを誇大に吹聴する爲、之に迷はされて生活困窮の活路を、内地に求めやうと漫然渡航するものであつて、内地人企業者の募集に應じ、又は確實なる就職口を定めて渡航する者は極めて少數であります。

す、而して現在内地に鮮人勞働者の在住してゐない府縣はなく、昭和五年六月末現在に於て大阪府の六萬七千九百七十二人を最多とし、東京府の三萬一千百五十三人、福岡縣の二萬三千八百五十人、愛知縣の二萬一千七百三十五人、京都府の一萬五千九百八十八人、兵庫縣の一萬四千七百三十三人之に亞ぎ、沖繩縣の十六人が最も少いのであります。

一一 募集取締狀況

前記の如く歐洲戰亂の結果内地事業界の勃興に伴ひ朝鮮人の内地に渡航する者が漸く多くなり此の機に乗じて漫りに朝鮮人を内地に誘引し、其の間不正の利を貪らうとする者等が出て來たので、茲に本府は大正七年朝鮮外の事業に従事する勞働者の募集に付て朝鮮人勞働者募集取締規則を制定し、募集者をして雇傭契約款を提出せしめ、其の貸銀率、雇傭期間、就業時間、收容設備、往復旅費の負擔方法、疾病傷痍救療方法等につき適否竝募集者の契約履行の確否を調査し、内務省の意見をも徴して、弊害なしと認めたものに限り許可することとし、出稼勞働者の保護取締を實施すると共に、併せて散漫無定見の出稼者を牽制して内地勞働問題の紛糾を助長するが如きことのないやうに努めたが、其の後内地事業界の凋落と共に、特に規則上の手續を履行してまでも之を募集しやうとする者が漸次少くなりました。

三 就職狀況

朝鮮人労働者は概ね無學文盲で教養が極めて低級であるので精神労働者は非常に少く、多くは筋肉労働者であります、而して筋肉労働者でも熟練労働者として内地人に拮抗し得る者は極く少數で大部分は自由労働者であります。

朝鮮人労働者の多くは工場労働を希望するの傾向があるが、彼等は特殊の技能を有しない爲に此の方面は就職困難である、然し乍ら彼等の性質は比較的従順であるのと、寒暑に堪え不潔にも馴れて自ら進んで労働争議等に加わらない等の理由によつて、従來は能率低劣なると責任感の乏しいとに不拘相當の需要あり、現に大阪府に於ける硝子、紡績、皮革、鍍金等の各工場で多く採用せられて居るが、近來内地人側の労働運動の隆盛に従つて、之等の刺戟を受けて労働組合に加盟し、又は自ら進んで勞資紛議を企てやうとする傾向が著しくなつて來たので、一般に工場主の同情を失ひ此の方面の就職も亦益々困難となつて來ました、殊に彼等は忍耐力に乏しく一定の所に落着かないのみならず、其の多くは請負人夫である關係上、事業完成と共に失職すること多く常に全労働者の一割五分乃至二割の失業者を生じて居り、最近大阪府だけでも三千三百餘人の失業者があると云はれて居るが、彼等の

労働は技術を要しないので一の仕事に對し二三人宛交互に従事して居るものもあるので實際上の失業者は相當多數にのぼつてゐるものと思はれます。

四 生活 状 況

朝鮮人労働者の賃銀は地方に依つて一定せぬが、大體に於て自由労働者は普通日給平均一圓五十錢で、中には仲仕のやうに四圓乃至五圓を稼ぐ者もあります。又熟練労働者は普通自由労働者に比べて約一割高率ですが、稀には五圓乃至六圓も得る者があります。之を内地人労働者と比較すると自由労働者は殆んど大差はありませんが、熟練労働者は概ね内地人より二割乃至三割低廉のやうであります。又彼等には獨身者が多く一戸を構へてゐるものは極く少數で、大部分は工場内の寄宿舎に合宿するか或は下宿屋に雜居して居るが、最下級の労働者は多く飯場に雜居して居る状態であります。

一日の生活費は大凡七十錢位であるが彼等の生活程度から言へば幾分の餘裕を生じ、國元へも送金が出来るのであるが、總じて貯蓄心に乏しく、多少の餘裕が出来れば直ちに休業して酒色に耽り賭博をする等の爲に、普通一箇月の就勞日數は約二十日内外となり國元への送金は勿論、歸鮮する旅費にも窮するといふものが少くない状態であります。

第十五章 犯罪狀況

一 概況

往時朝鮮の犯罪は強盜、殺人等殘忍性のものが多く其の他の犯罪は比較的尠かつたのであるが、併合後諸制度が確立し、警備機關が整備するに従つて前記犯罪は逐年遞減して居る状態であります。

現在犯罪の重なるものは財産犯罪で其の約五割四分を占めて居り、就中竊盜が最も多く詐欺、横領等の智能犯罪が之に次ぎ尙益々世運の進展、人智の發達に伴ふて逐年増加の傾向を示して居ります。尤も盜犯其の他財産に關する犯罪の激増は財界の不況に伴ふ現下世態の反映で、智能的犯罪は文化の浸潤に隨伴するものと見られ、又交通機關の發達に伴ふて犯罪は移動的となり、且手段方法は益々巧妙惡辣となるは明瞭で、廣告詐欺、會社事件、特約販賣、豫約、賣約に藉口する不正行爲、取引類似の賭博的犯罪、阿片、「モルヒネ」及「コカイン」等の密輸移出入、其の他小作爭議、勞働爭議、衡平社運動等に基づく犯罪及民族主義等の思想犯罪、暴力行爲に關する犯罪等は漸次増加し尙昭和四年發布の朝鮮地方選舉に關する犯罪の如きは時代の餘弊として注意を要するものであります。

又所謂時局標榜の犯罪は主として國境方面各道管下の對岸奧地に潜在する不逞の徒等が時々越境鮮

内に侵入して慘虐を敢てするのであるが、彼等の癡惡なる行動が自然鮮内民衆の同情を喪つて生活資金に窮するやうになり、本來の目的である獨立の主義主張も何時の間にか強盜行爲と變つて了つたのであつて、彼等は一時非常に狂暴を逞ふして居つたのであるが嚴重なる警戒により漸次其の行動を制せられて來たが爲めに今後一層窮乏に陥るに従つて此の種の狂暴も亦益々頻出するものと認められます。

一 犯罪發生及檢舉

既往數年間の犯罪は別表に示すが如く年々遞増して居るが大正七年より同八年にかけては非常の變調を呈したのであります、即ち大正七年には發生件數八萬四千五百八十三件であつたが同八年には急轉直下七萬二千十九件に降つた、けれども同九年以降は又逐年遞増して同十三年には十二萬六件に達し、同十四年には十三萬三千三百三十件に躍進し、昭和元年には十三萬六千九百八十二件、同二年には十四萬八千三百四十二件、同三年には十五萬九千五十六件、同四年には十六萬七千八百六件、同五年には十七萬八千十三件の發生件數を見、前年の昭和四年に比べて一萬二百七件を増加し、而して大正十二年以降は概して著しい増加率を示して居ります。尙此の犯罪種別は概ね一樣で或犯罪が特に激増を示めしたと謂ふことはありませぬ、大正九年、同十年には強盜、恐喝が非常に多かつたが、これ

は騷擾事件が産んだ特異の現象であつて同十一年には激減し、同十二年以降は一般犯罪と共に又遞増して居ります。

大正八年の騷擾事件後警察制度を改正し専ら民心の靜治及治安の保持に意を注いだが、過渡期の現象として遽に警備は其の緒に著かず、且交通不便、通信機關不完備、受持地域廣大等の事由に因り檢舉が豫期に副はない憾もあつたが、各道共に檢舉の實效を收めることに相競ひ或は講習會を開催し、或は寫真機指紋器等捜査上必要の施設に努め、又警察部長會同に際しては特に諮問事項として議題とする等其の方法の向上を圖つた結果、昭和五年中は九割五分の好成績を收め犯罪發生件數の増加に比例して檢舉率も亦昂上して居つて、今や内地各府縣の檢舉率に對しても敢て遜色のない成績を收めて居る現況であります。(第三十六表參照)

三 犯罪即決

犯罪即決事件は大正八年以降順に其の數を減少して同九年には極度の減少を見て處分人員五萬八千八十四人に過ぎなかつたが、同十年以降又逐年増加の趨勢を顯しました、是れは大正八年騷擾事件の勃發に因つて人心の動搖を來たしたので専ら治安の保持に全力を傾むけ普通警察事務に膺る餘力が乏しかつた爲、自然即決事件が減少したもので、其の後一般民心が平靜となると共に又諸般の取締に當

るやうになつた爲であります、昭和五年中に於ける、即決事件は八萬二千五百九十二件、處斷人員九萬八千六百八十六人であつて、昭和四年中の即決事件八萬二千五十六件、處斷人員十萬二百八十六人に對比して、件數に於て五百三十六件増加し、人員に於て一千六百人を減少して居ります、而して之等犯罪即決の主なるものは刑法犯では賭博犯が其の首位を占め、特別法犯では警察犯處罰規則違反最も多數で、荷車取締規則違反、自轉車取締規則違反、料理屋飲食店營業取締規則違反、森林令違反が其の主なるものであります。其の他阿片「モルヒネ」「コカイン」に關する犯罪も亦注意すべきものであります。前記の賭博は娛樂機關が不備であり且趣味の低級な朝鮮人の間に一種の習癖となつて居つて容易に改善の効果が顯はれないのであります。(第三十七表參照)

第十六章 多衆運動

一 勞働爭議

朝鮮に於ける勞働爭議は大正元年から同六年迄六箇年間に通計三十六件、一箇年平均六件に過ぎない状態であつたが、大正七年から急に増加して、同八年、同九年には一躍八十件臺に上り、勞働運動史上に一新紀元を劃したのであります、爾來年々増加を示し昭和五年は百二十件となりました。是は

内地事業界が空前の殷盛を極め物價が異常に昂騰し、次で其の反動景氣となるや、生活の不安は愈深刻となり、加ふるに世界的に瀰漫した社會主義的時代思想の影響を蒙り内地に於て勞働爭議が頻發し漸次勞働者に有利に解決せられるのに刺激せられて、一部野心家又は浮浪者の煽動使曠に依り比較的低率な勞働賃銀と生活困難の爲に半ば模倣的に決行せられるやうになつたのであります。然しながら産業の發達未だ幼稚な朝鮮では其の内容も内地とは趣を異にし多くは諸人夫、仲仕及叔摺工場人夫其の他雜工場の職工等が物價騰貴に基く生活難の爲にする小規模な爭議であり、其の業體も營利事業方面に限られて居つたが、大正十年財界の不況及事業主の溫情的施設改善に依り其の數は非常に減少し、其の爭議の内容も寧ろ消極的で賃金値下の反對等が多かつたが、勞働問題が高唱せられ、漸次勞働團體が組織せられ、加ふるに思想界の動搖と階級意識的觀念に刺激せられて比較的無事であつた朝鮮の勞働運動も漸く組織的となり、今日では最も注意を要する事象の一つで、朝鮮勞働問題の將來に就いては相當考慮を要するものがあります。

一一 小作 爭議

朝鮮の小作制度又は小作慣行には多くの缺陷と不條理とがあります、即ち小作生産の五割以上は地主の收得であり、加ふるに小作地の地稅公課等も小作人側が負擔してゐるもの多く、又小作年限にも

何等の故障がない爲に、小作地は地主又は土地管理人（舎音又は農監と稱するもの）に依つて任意に處分せられ、小作人は誠に不安な地位に在る、地主と小作人との間は土地を中心として永年傳統的に情誼の厚いものがあつて、從來小作爭議の如き不祥の紛争は極めて少なかつたが、歐洲大戰後經濟界の動搖に伴ひ内地各地に農村問題が頻發するや、朝鮮にも此の種の雰圍氣を醗酵しました、即ち大正十四年には十一件、參加人員二千六百四十六人、昭和元年には十七件二千百十八人、同二年には二十二件三千二百八十五人、同三年三十件三千五百七十六人、同四年三十六件二千六百二十人同五年は一躍九十三件一萬三十七人に激増して居ります。

朝鮮の小作爭議は未だ深刻化しては居ないが、住民の八割は農民であり、未だ農業經濟時代を脱して居ない現下の情勢では、其の成行きに就ては深甚の注意を要すると共に、舊來の陋習は出来るだけ矯正して分配の公平を期せねばなりません、殊に近時内地地主の増加に隨ひ民族的反感等も加はつて殊更に爭議を惹起し、且事態を紛糾させる虞があるので特に此の方面の豫防制遏にも留意を要するものがあります。

又最近基督教は教勢擴張の手段として多額の費用を投じて農村の振興、農民の教養に手を染めて居り、又天道教も同様の事業に着手してゐるのみならず、思想團體に於ても農村に細胞組合の組織を促してゐる状態で、今後の農村問題は是等外部の刺戟と農民の自覺とに依つて益々重大問題となる傾向

があり將來一層の注意を要するのであります。

三 衡平運動

古來朝鮮には白丁と稱する賤民階級があります、其の沿革に就ては正史に據るべきものはありませんが、水草を逐ふて畝獵を業として居た韃靼族の大陸中部から南下移住して來たものゝ子孫であるらしく、其の名稱は既に高麗時代から稱へられてゐたやうであります。

白丁は多く都邑の外邑に住んで居つて、普通民の嫌惡する牛豚屠殺、獸肉販賣、柳器製造等の所謂賤業に従事し、一般社會からは人格を認められず、非人道的な待遇に忍從して、屈辱の管下に生活を續けて來たが、李朝末世、殊に日韓併合後は法令上に於ても常民（平民に該當す）と何等淪ることのない平等の權利義務を認められ、一般社會も亦時代の進運につれ其の謬見に目覺めて來たが久しい間の傳統的因習は直ちに打破し難たく、白丁も亦強ひて之を求めやうとしなかつたが、大正十二年内地の水平運動に刺戟せられ同年四月慶尙南道晋州に白丁の解放運動を目的とする衡平社を組織して以來階級打破、侮蔑的稱呼の廢止等を高唱し一般民の反感的阻止運動の中に處して銳意支社分社の設置に全力を傾倒し、三南地方（慶尙南北道、全羅南北道）から漸次中央部に擴大した來たのであります。衡平運動の擴大につれて彼等は牛豚屠殺、獸肉販賣、野犬撲殺等の業は自らの誇を傷つけるものであ

るとして其の廢止を唱へ一般民に對して示威的態度に出で、更に過去の虐待に對する多年の反感を露骨に表示して態度遽に硬化し動もすれば徒に事を構へて普通民に拮抗するものがあつたので、遂に普通民の反感を誘致して相互間に紛争を惹起しました、而して其の紛争一度起れば彼等は本社、支社、分社に飛檄して來援を求め多數の力を藉つて事を解決しやうとし事態を徒に紛糾せしめて居つたが、其の後資金の缺乏と共に幹部間に軋轢あり、一氣呵成的に進展してゐた此の運動も大正十三年南北に分裂して一頓挫を來たした爲、特記するやうな運動も起らなかつたが、同十四年四月此の内訌が氷解して再び南北統一し引續き運動を續けるやうになりました。

初め思想團體は資性慍悍にして團結性に富んでゐる白丁を運動の第一線の闘士に起用しやうとして各種の會合に於て衡平社を援助することを決議し、衡平社を運動の渦中に引き入れやうと計つたが、同社の幹部は思想團體との提携は當局の注意を惹き、現在の運動に對して好感を持たない一般社會に更に惡影響を及ぼすの結果を招き、却つて運動の進行を阻害するものであるとして容易に提携を見なかつたが、統一後の勢力擴張の方策として、從來標榜して來た穩健主義を捨てて新に思想團體との提携を試み、大正十四年四月京城で開催の筈であつた全鮮民衆運動者大會（事前に會合を禁止す）に衡平社の名を以て加盟しました、此の兩者間の提携後衡平社の態度は漸く惡化し其の會合には常に左傾分子が混つてゐるといふ状態であります。

斯くて大正十五年に入り全鮮各地の衡平社青年中には、「ソウル」、北風兩派の社會運動に加擔する者續出し爲に運動の統一を缺くの憾があつたので、衡平社青年會を統一する目的で衡平青年聯盟を組織し一方、「ソウル」、北風兩派は四十萬の社員を有する衡平社の懷柔爭奪に腐心して互に社員を使喚煽動し、同年九月京城に開かれた中央總本部臨時大會は殆んど收拾不能の混亂状態に陥つたのであります、茲に於て衡平社の高級幹部は思想團體と提携するの非を悟り、衡平運動は飽迄本來の目的の爲に一意邁進することに決定したやうに見られたが、昭和元年末高麗革命黨事件檢擧の際本部の高級幹部數名が事件の被疑者として檢擧せられた事實があり果して本運動が差別待遇撤廢を目標として進むか、又は思想團體の共同戦線に立つものかは現下の状態では全く逆賭し難いものがあります。

尙衡平運動創始以來の紛争事件を見ると、大正十二年二十七件、同十三年十件、同十四年十四件、昭和元年十四件、同二年四十四件、同三年六十七件、同四年六十八件、昭和五年は六十七件であつて、大正十二年は衡平運動創始の年であつたので一般の理解も少なく紛争事件も亦多かつたが、同十三年は衡平社内部の紛争に因つて積極的運動の機會が無くなつたのと、一面幹部は前年のやうに徒に事を構へて普通民に挑戰的態度を執ることの不利益であることを悟つた爲に、著しい減少を示し、同十四年は内部の紛争が解決したのみならず思想團體と提携して積極的に運動方針を轉換したので、再び増加を見るに至りました、然るに昭和元年に入つてから思想團體との提携問題に付いて内部に閥牂の争

が絶えなかつた爲に普通民との間に個々の小紛争は相當あつたが、衡平社として團體的に積極的行動に出で大きな紛争を惹起するやうな暇はなかつたのであります、尙又同二年は紛争件数は非常に増加してゐるが、大きな事件は一つもなく、悉く單純な個人的紛争に過ぎなかつたのであります。

四 集會 結社

集社結社は光武十一年(明治四十年)法律第九號保安法に依つて一般的に取締を行つて居つたが、明治四十三年警務總監部令第三號集會取締に關する件を以て、京城府内では内鮮外人の別なく政治的集會は總べて之を禁止し集會結社に對しても非常な制限を加へたが、大正八年警察制度改正後公安秩序を害しない集會結社の自由を認めると共に、從來の政治的集會を禁止すると云ふ規程を大いに緩和して、文化的取締方針を採り爾來年々各種の團體結社が組織せられて最近では其の數五千餘に上り、政治的の結社も數種ある状態であります。

第十七章 新聞雜誌出版物並活動寫眞「フイ

ム」の取締

一 新聞雜誌出版物の取締

從來朝鮮では新聞紙の發行に制限を加へて居り、殊に朝鮮人の發行するものは殆んど之を認めない方針であつたが、斯くては民意の暢達上遺憾の點多く時代の趨勢は又長く此の消極的方针を許さないで、大正八年制度改正以降徐々に言論出版に對する態度を緩和して、從來朝鮮人發行の新聞紙としては日刊毎日申報、月刊天道教會月報、中外醫藥申報の三種（天道教會月報及び中外醫藥申報は政治記事を掲載出来ない）のみであつたのを、大正九年中に日刊新聞の朝鮮日報、東亞日報、時事新聞（時事新聞は時事評論と改題し月刊雜誌となつたが現在では民衆新聞と改題して日刊となつて居る）及月刊雜誌開闢を許可し、其の後も逐次許可して目下朝鮮人發行の新聞雜誌は十一種の多きに達して居ります、又内地人發行の新聞紙も大正八年以降發行の認可を與へたものは新聞雜誌を合せて三十八種（内六種廢刊）で、現在では新聞紙三十一種、通信八種、雜誌十二種に達して居り、其の他外國人に發行を認可したのも一種あります。

新聞紙の發行に付いては其の分布の狀況、發行經營の内容其の他諸般の事情を考究し、必要と認むるものに對しては内鮮人の區別なく、一樣に之が發行を認めることとして朝鮮文化の向上に資し、併せて民心の緩和に努める方針を執つて居ります。

次に定期刊行物竝に單行本其の他普通出版物は逐年著しく其の數を増加し、文化の發達に貢獻する所多きと共に、一面思想界に面白からぬ影響を與へるものも少くないので、此等に對しては嚴重なる取締を勵行して居ります。

新聞紙其の他の出版物の取締は統監府令に依る新聞紙規則及出版規則（内地人のみに適用す）竝舊韓國法律に依る新聞紙法及出版法（朝鮮人のみに適用す）に依つて居るが、内鮮人に依つて其の法の適用が違ひ、又其の規定してある事項も世運の進歩に適應しないものがあるので、制度改正以來其の運用に就ては適當な措置を講じて居るが、施行上不便不備の點が尠くないので、近く朝鮮出版物令を制定公布して時勢の要求に應じやうとして居ります。

二 活動寫眞「フィルム」檢閲

從來活動寫眞の檢閲に關しては何等特別規程なく各道で興行許可の際簡單なる檢閲をするに過ぎなかつたが、大正十三年九月「フィルム」檢閲を京畿道、慶尙南道及平安北道の三道に於て行ひ、其の效力は全鮮に及ぶことの規定を設けて實施したが、此の檢閲は實際問題として各道の檢閲に往々所見を異にし、取締區々に互り、不統一の嫌ひがあるばかりでなく、被檢閲者の不利不便も亦尠くなかつたので、本府に統一して檢閲を行ふ必要を認め、大正十五年七月五日朝鮮總督府令第五十九號を以て、

同年八月一日から本府で検閲を施行することとなり、茲に初めて全鮮を統一した検閲を實施して現在に及んでおります。昭和五年中に於ける実績は申請件數二千四十七件、檢閲卷數一萬四百十九卷、二百五十二萬一千四百三十二米、手數料二萬二千七百一十一圓十一錢で、内手數料免除の分は四百七十三件、八百九十九卷、二十一萬三千二百八十米であります、尙一件八卷、一千三百七十三米を拒否し、四百八十三箇所、千七百十九米三三を切除制限しました。(第三十八表参照)

第十八章 諸營業其の他取締

從來警察行政に付いての法律は不備不統一で取締上に不便が尠くなかつたので、併合以來時運の進展に應じて、其の整理補正をなし、公安保持の確實を期すると共に民衆の利便を圖つて居ります、今左に其の主なるものを擧げれば

一 銃砲火藥類取締

銃砲火藥類の取締に付いては大正元年制令第三號銃砲火藥類取締令の發布と同時に、同年府令第二十五號を以て同施行細則を制定して嚴重なる取締を勵行して來たが、大正八年の制度改正につれて自然其の改正の必要に迫り、且時勢の推移と取扱又は取締上の便宜に鑑み從來の複雑した法規を統一整

理するの必要を認めて、其の後攻究研鑽の結果大正十三年八月府令第四十六號を以て銃砲火藥類取締令施行規則を發布し、十月一日から之を實施しました、蓋し朝鮮では銃砲火藥類の取締は保安上最も嚴密を要するものがあるので、此の種物件の授受、運搬、使用及貯藏等に付いては鐵道運輸規程並火藥類船舶輸送及貯藏規則並開港取締規則改正と相俟て一層周到なる取締の勵行を期して居ります。

火藥類に關係した犯罪の大部分は南鮮地方に於ける不正漁業に使用する爆藥類の密輸入及密賣買等であるが、時に事局に關係した事犯や過激奇矯の思想を抱持する所謂不逞徒輩が巧に拳銃、爆彈を携帶潛入するもの等があり、又強盜其の他の不正行爲に使用若くは供給する目的で銃器彈藥を窃取せんとする者、鮮内及内地方面から朝鮮經由滿洲方面に兵器彈藥の密輸出を企圖する者、殊に支那動亂に際しては之に乗じやうとするものが續出する傾向があり、且其の方法手段も頗る巧妙で、尙逐年増加の趨勢を示して居るので、特に其の取締を嚴重にし、一方水利組合又は漁業組合を利用し、其の他關稅官署及内地關係各府縣とも連絡して、其の制遏撲滅に努めて居るので、檢舉率の向上を見、其の成績が良好であります、尙近時發動機船の發達に伴ひ盛漁期に於ける不正漁業者は今尙絶えない状態であるので、嚴に其の取締を勵行してゐる狀況であります。(第三十九、四十、四十一、四十二表参照)

一一 煙火、引火質物貯藏所其の他危險物取締

煙火の製造、販賣、貯藏、打揚等に付いては大正元年十二月府令第四十九號煙火取締規則を以て取締つて來たが、其の實施後の狀勢に鑑み尙將來の進展を慎重講究した結果、昭和二年一月府令第四號を以て全文に互る改正を行ひ取締の完璧を期しました。

引火質物貯藏所は明治四十四年六月府令第六十六號を以て取締規則を發布し石油、酒精、揮發油、燐寸に之を適用して居たが、本規則は貯藏所の位置、構造、設備及貯藏數量等に關する事項の規定を缺いて居るので此等は取扱手續で補つて居つたが、大正八年府令第十二號を以て本則中に規定し、燐寸は引火質物から之を削除し、尙ほ危害豫防上緊要なる事項を除くの外幾分其の制限を緩和し、且つ許可取消、法人處罰に付いての規定二三の條項を改正又は追加したが實施後引火質物の需要急速なる進展を來し之が根本的改正を要求するものがあるので目下改正案研究中であります。

前項の外鹽素酸加里、鹽素酸曹達其の他爆發性危險物品に付ては朝鮮では、未だ其の需要少く、取引及貯藏數量が僅少なので、特に取締規則を制定するの時機に至らず當分從來の如く警察犯處罰規則等の一部規定に依り取締つて居ります。

三 狩 獵 取 締

從來朝鮮では狩獵に關する法規なく、其の保護を必要とする否とを問はず其の捕獲は自由に委し

てあつたが、明治四十四年四月狩獵規則を制定し、其の後大正四年及同九年に一部の改正を行ひました、本規定の要旨は野生鳥獸の捕獲、野生鳥の巢、卵及雛の採取、狩獵の場所、方法及時季、學術研究又は有害鳥獸驅除其の他特別の事由に由る保護鳥及狩獵期間外の特別捕獲、狩獵免狀、免許手數料等の事項を規定してあつたが、大正十四年九月之に改正を加へて濫獲の防止に努め、次で昭和二年八月警務總監部令第十號を廢止して例規通牒を整理統一し訓令第二十三號中に規定して取締つて居ります。

四 電氣事業取締

明治三十二年京城に韓美電氣會社が創立せられたのが抑も朝鮮に於ける電氣事業の嚆矢であつて、當時は未だ之に付ての取締法規は無かつたのであります、然るに日露戰爭後邦人渡鮮者の増加と共に漸次本事業が勃興して遂に、明治四十四年三月現行取締法規の發布施行を見たのであります。其の後數次の改正を経て現在に至つて居るが其の成績は概ね良好であります。

因に昭和五年十二月末下半年期現在の電氣事業者の總數は二百で、内營業用七十九(内未開始十一)官應用十六、自家用九十四で其の總發電力は四十九萬八千六百五十四「キロワット」、内營業用開始のもの十七萬六百「キロワット」、同未開始のもの二十九萬二千四百八十六「キロワット」官應用二千七百

九十「キロワット」(開始)、自家用開始のもの三萬二千七百七十八「キロワット」(開始)であつて、之が必要状態は電燈需要家二十三萬二千七百十五戸、八十一萬九千〇九十二燈で電力需要家二千七百五十三戸、電動機三千八百臺に及び、尙漸次發達を見つゝあります。

五 原動機取締

原動機は從來各道共舊理事廳令を以て取締つて居つたが、理事廳令は朝鮮人には適用されず不便の點が可成多いので、大正四年八月總督府令を以て汽鐘汽機發動機取締規則を發布し同年九月から之を施行したが、時勢の進運につれ、各種工業勃發し且嶄新なる高級機關の使用増加し、從來の規定では充分なる取締を勵行することが困難となつたので、大正十四年九月之を改正し原動機取締規則として發布施行したが、其の後原動機の智識普及するに及び比較的危害尠なき小型の機關は手續を簡易にすると共に其の反面に於て危害豫防上萬全を期する爲警察署長をして必要なる命令を發し取締上適確を期する爲昭和三年七月一部の改正を行ひ同年八月より實施したが其の成績は良好であります。因に昭和五年十二月末日現在の原動機の總數は八千七百七十八基で、其の總馬力數は拾萬六百六十馬力に及び、之を五箇年前に比べると事業界の不振にも不拘年と共に増加し、將來益々増加するの趨勢にあります。

六 交通取締

朝鮮に於ける交通状態は年と共に繁激となり、交通機關も亦漸を趁ふて發達し、山間僻陬の地又は山岳重疊の地でない限り道路が開鑿せられて警察署所在地で自動車便のない所は僅かに數個所に過ぎません。鐵道は國有と私有とあり國有は明治三十三年七月京城、仁川間に京仁線布設せられたのを始めとし、爾來京釜、京義、湖南、京元及咸鏡の各線並其の支線開通し、昭和五年末には總延長二千七百九十二浬五分に達し、之に私設鐵道一千六十三浬二分を加算すれば、三千八百五十五浬七分にして其の發達遲々ではありますが之れ皆過去二十餘年間に布設せられたものであります。

鐵道の普及未だ不充分の今日では、高速度の交通機關としては自動車に依るの外はないので、各地共自動車の營業者が非常に増加し、今や其の延長一萬八千三百六浬五分、既成一、二、三等道路總延長の九割以上に達し、各地に於て郵便物遞送の請負、或は鐵道船舶との連絡輸送等に活用せられ、方に地方交通機關の樞軸をなして居ります。又貨物運搬用營業線の延長浬程も一萬四千四百三十四浬三分に及び漸く其の發達を認め得るやうになりました、殊に京城、大邱其の他の市街地では「市街バス」の運轉を見又京城、平壤、釜山其の他の都市では所謂「圓タク」が全盛を極めてゐる状態であり、すが、尙依然として牛馬車に俟つものもある現状であります、又電車に至つては僅かに京城、釜山、平

壤の三都市に其の施設があるのみで延長六十六籽九分に過ぎず其の發達は遅々として居ります。

斯やうに朝鮮の交通は鐵道、自動車を中心として逐年發達して居るので、之に基く事故も亦漸次増加し、其の取締に付いては常に細心の注意を用ゐ、道路、鐵道の保全に付いては各關係當局と聯絡を保ち、一方一般民の注意を喚起して事故發生を未然に防ぐ事に努めて居ります。

自動車の取締に付いては大正十年七月自動車取締規則を改正實施して居るが、京城其他交通繁劇なる市街地では交通取締專任の巡查を樞要地點に配置して交通の整理に専従せしめ好成績を擧げて居ります、尙ほ朝鮮は從來右側通行制であつた爲電車自動車其他交通機關に對する非常な危険があります、取締上種々不便を感じて居つたが、大正十年十月道路取締規則を改正して内地同様左側通行制を採用し、同年十二月一日から之を實施して居ります。

尙航空機は近時異狀の發達を來たし今や東京、大連間定期旅客飛行の實施によつて愈々實用化されて來ました、既に取締法規も制定せられ之が取締に付ては遞信當局と連絡を保ち完璧を期することに努めて居ります。(第四十三表參照)

七 宿 屋 取 締

從來朝鮮には客主、旅閣(何れも旅館の如きもの)、酒幕(下宿の如きもの)といふものがあつて、

宿屋業を營んで居つたが、宿屋と料理屋飲食店等の區別なく又之に對する取締法規もなく全く自由營業として放任してあつたので、客室、料理場等は一般に不潔で、而かも營業設備の見るべきものもなく、衛生及公安風俗上幾多の弊害あり、又内地人は内地同様旅人宿、下宿屋等を經營し、之に對しては領事館令、又は理事廳令で取締つて居つたが、設備其の他不完全で時勢の推移につれ營業用家屋其の他營業設備に適當の改善を加へる必要があつたので、併合後地方警察部令を發布して相當の取締を加へたが、尙不備の點多く、又規程事項も各地區々に別れて寛嚴其の宜しきを得ない憾があつたので、全道同一法令の下に内鮮人を統一して取締るの必要を認め、大正五年三月警務總監部令を以て宿屋營業取締規則を發布し、同年五月より施行したが、其の結果は一般に良成績を收め、特に市街地に於ける鮮人の宿屋營業状態は從來の面目を一新し、市街地外では今尙營業設備の依然舊套を脱せないものがあるので、土地其の他の状態に適應するやう漸次改善せしめる方針の下に取締を加へて居ります。(第四十四表参照)

八 料理屋、飲食店、藝妓置屋、貸座敷、藝妓、娼妓、酌婦の取締

從來朝鮮では料理屋、飲食店に對する業名なく等しく宿屋と同様酒幕と稱へ、又酌婦及藝妓置屋に付いても何等の沿革なく、貸座敷、娼家、娼婦と稱へて居つたが、併合前京城のみに施行せられる娼

妓團束令（取締令）を發布し、娼婦の名稱を娼妓と改めました、又在住内地人間では貸座敷を乙種料理店又は第二種料理店、娼妓を乙種藝妓、又は第二種藝妓と稱へ、藝妓置屋に付いては形式上の名稱なく、領事館令又は理事廳令を以て之等を取締つて居つたが、併合後地方の發展につれ取締上多大の不便を感ずるやうになつたので、全道の内鮮人を統一して取締るの必要を認め、大正五年三月警務總監部令を以て料理屋飲食店營業取締規則、藝妓酌婦藝妓置屋營業取締規則及貸座敷娼妓取締規則を發布して同年五月から之を施行しました、而して本規則の主なる規程事項は風俗上特に取締を必要とする貸座敷及娼妓の業を營む者は原則として一定の地域に限局し、料理屋は藝妓の招聘酌婦の寄寓を認め、飲食店は飲食を爲すの外遊興を爲すことを禁じ、藝妓置屋は藝妓を寄寓せしめる外、客を受けることを禁じ、其の他藝妓、酌婦、娼妓の稼業に關する事項、營業用建物の構造設備に關する事項等で施行後は一般に良好の効果を收めて居るが、近時社會の要求に伴ふ「カフェー」、「バー」、「レストラント」等の洋式料理屋飲食店は市街地の隨所に發展し益増加の傾向にあつて之等の構造設備其の他に付取締の困難なるものがあり又從來の朝鮮人料理屋及飲食店の構造設備に付ても未だ嚴格に取締ることの適當ならざる事情があるので營業の状態土地の狀況に依り規則の規定事項を斟酌して業態及地方の實情に適應する様島めて居ります、又市街地外の飲食店營業者に對しては點燈及便所其の他防臭劑備付の規定等嚴に過ぎ實行困難の嫌あるものもあつて實際現在の實狀に適しないものもあるので之が

改正に付て研究中であります。(第四十四表参照)

九 私娼取締

賣笑婦に對しては從來何等の取締無く爲に彼等は隨所に出没し風俗竝衛生上看過し得ないものがあつたので、明治四十五年警察犯處罰規則中に私娼處罰の規程を設け、越えて大正五年料理屋、飲食店、藝妓、酌婦、貸座敷、娼妓等の取締規則を發布すると共に、此等私娼の取締を一層嚴密にしたが、多年の因習と生活難其の他種々なる社會上の缺陷は直に之を掃滅するに至らず、彼等は巧に取締官憲の視線を避けて依然として賣春行爲を密行してゐる状態にあるのは誠に遺憾なことであります、特に近時「カフェー」、「バー」等の散發竝廢娼問題の高唱等に連れて、私娼の取締は益々困難となり、在來の營業監査、戸口調査、巡察其の他の機會に於ける臨檢等の取締方法では到底所期の目的を達し得ないので、更に私娼の弊に陥り易き接客業者には必要に依つては雇女の數を制限し、或は雇入當初の實情を調査して、苟くも雇傭後賣淫行爲に依つて前借を支拂はしめ、又は多額の前借を契約の内容とするもの等は絶対に認めない方針を以て取締つて居るが、尙現在の狀況から視て一段の革正的取締の必要を感じる状態であります。

十 質屋 取締

從來質屋の取締は朝鮮人には光武二年（明治三十年）十一月法律第一號典當舖規則及農商工部令第三十一號典當舖細則内地人は領事館令又は理事廳令に依り取締つて居つたが、其の規程事項區々に分れ取締上の緩嚴宜しさを得ず、加ふるに地方に依り取締法規の無い處もあつて非常に支障を感じたのみでなく、併合後逐年内地人の移住者増加し開港地は勿論、其の他の地方でも質屋業を営む者が多くなつたので、全鮮共通法規制定の必要を感じ、且内鮮人取締の權衡上、明治四十五年三月制令を以て質屋取締法を發布し内鮮人同一の法規で取締ることとしました、然しながら朝鮮の經濟狀態や業務上の慣習は内地と甚だしい相違あり、従つて内地と同一に律することが出来ないで、利子の制限、流質の期限、質物の處分、質物の滅失又は毀損の場合の損害負擔等に付いて同法施行細則を發布して、取締法に對する例外規定を設け之等の事項は道知事に願出でて認可を受けることとし尙舊慣あり且弊害なきものは可成之を認可するの方針を執つて居るが、實施後の成績は頗る良好であります。尙京城を始め樞要の都市數個所には府營の公益質屋が設置せられて居るが、之が取締に適用すべき法令がないので内地の如く單行法令制定迄は取締法令の精神に依ることとなつて居ります。（第四十五表参照）

十一 古物商取締

古物商の取締に關しては舊韓國時代には何等の法規もなく古物の賣買讓與は自由に放任せられ爲に、朝鮮人の古物商に就ては全く取締の途なく、又内地人に就ては領事館令又は理事廳令に依つて取締つて居つたが、其の規定區々に分れ且不備の點も多く、殊に内地人の増加に従つて從來のやうな不備な法規を以ては到底其の取締の目的を達することが出来なくなつて來たので、明治四十五年三月之が取締令を發布して同年四月から之を施行し取締つて居ります。(第四十五表参照)

十二 古蹟遺物保存取締

各地方の廢寺跡其の他間曠の土地に存在する古碑、石塔、石佛其の他石材に彫刻した建設物は歴史の考證若は美術の模範として永久に保存しなければならぬ國家の貴重な寶物であるが、此等の物件を冒認して賣買契約を爲し、又は他に移轉して史跡の喪失するを顧みない非行を敢てするものがあるので明治四十四年十一月官通牒第三百五十九號を以て警務官憲竝道府郡に訓達して嚴重監視を爲さしめ尙遺憾の點については、大正五年七月府令第五十二號を以て古蹟及遺物保存規則を發布して、周到なる注意を拂ひ其の保存取締を勵行して居り、其の成績は見るべきものがあつたのであるが尙不備の點

があるので當該局に於て内地法令の如きものを考究中であります。

十三 代書業者取締

代書業者は其の業務の性質上動もすれば民事訴訟、其の他紛議に關與し、直接間接に之が勸誘鑑定、紹介若は仲裁等を爲し又は土地家屋の賣買讓渡、債權の取立、人事周旋等に關與する爲、或は詐欺横領等の犯罪行爲に出でる場合等あり種々の弊害を醸し易く、殊に朝鮮人中には法規に暗く、且つ文筆を能くする者も少ない關係上、往々惡代書業者に欺瞞せられて損害を蒙る事例も可成多いので、大正八年及同九年各道に對し之が取締方を内訓又は通牒し同十四年代書業者取締規則を發布して取締を勵行しました、此の外地方の狀況に應じて各道に其の定員を定め、且代書料を一定する等取締上遺漏なきを期したので逐年社會人文の進歩に依る事件の増加につれ該業者の數も増加し其の成績も頗る良好であつたが大正十三年制令第五號を以て朝鮮司法代書人令が發布され同十四年三月之が施行を見て地方法院長の監督を受けることとなつて以來行政代書人は激減を見ただのであります。

第十九章 消防

一 消防機關

舊韓國時代には居留地及開港地に日本人の組織する消防組あり、京城には支那人の組織する消防組もあつたが、之等は各自國民の火災豫防に従事する餘力を以て一般火災に援助してゐたのみで其の他には何等の設備もなかつたのであるが、明治四十年韓國宮中に消防隊が設置せられ宮中のみならず一般府内の消防にも従事することとなつて、茲に初めて消防機關の成立を見たのであります。

現在の消防組は大正四年總督府令を以て發布された消防規則に依り地方長官が府邑面を單位として設置せしめたものが逐年遞増したもので其の數實に九百六十五組に及んで居ります、其の組織は内鮮共同組織のもの鮮人組織のもの内鮮支人の共同組織のものとあります、尙京城府には消防署を設置し仁川、開城、平壤、大邱、釜山、馬山、群山、木浦、清津、鎮南浦及全州の十府一邑に常備消防手を配置してあります、又消防組員數は内地人九千百二人、朝鮮人四萬九千九百五十人、支那人八十三人、計五萬九千百三十五人で消防組は約三府邑面に對し一組、消防組員は人口三百三十五人に對し一人の比率を示して居ります。

又昭和二年五月各道消防主任警察官及各消防組代表者二百十四名を本府に召集して、消防會議を開催し消防設備の向上發達に付ての、協議を爲し以て警火思想の普及並火災防遏の徹底に努め、次で同三年十月二十三日財團法人朝鮮消防協會の設立を見從來の缺陷と認められた各組の提携、組員傷痍の救濟等より更に進では各種の施設並之が改善等に努め、消防組の使命は漸次發揮せられつつある状態

であります。(第四十六表参照)

二 機械機具

朝鮮に於ては前述のやうに消防に關する歴史が、日淺く只形式を備へることに力を注いで居るので、機械機具の未だ整つてゐないものが多いのであります。府所在地の消防組には總べて自動車又は「ガンリン」唧筒を備へて居りますが、之を全鮮的に觀ると腕用唧筒最も多く「ガンリン」唧筒之に次ぎ、自動車唧筒は四十五臺、蒸汽唧筒は、わずか六臺に過ぎません、これは地方の地勢、民度及經濟等の然らしむる所で誠に止むを得ないことに屬します、而して社會の進運と一般經濟力の發展と共に伴ひ漸次改善され發達の域に進みつゝあります。(第四十七表参照)

三 火災發生及損害

昭和五年中の火災發生度数は四千百回、住家の燒失戸數四千七百四十二戸、非住家一千二百九十四棟、其の坪數合計九萬八千十一坪、損害額三百七十二萬四千五十九圓で、これを前年に比べると火災度数七百七十九回、損害額百三十三萬百四十五圓の減少であります。(第四十八、四十九表参照)

第二十章 衛生施設

一 概 況

往時の状態 往時の朝鮮は衛生思想が極めて幼稚で偶々疾病に罹る者があつても、醫療に依るを好まず先づ誣女、賣卜等の言葉を聞く風習があり、従つて其の迷信を利用して衣食を事とする者徒に多きに反して現代的な學識技能ある醫師は非常に少く公衆衛生上甚だ遺憾の點が多かつたのであります、又飲料水も一般に極めて不良であり、各種の傳染病は常に流行し、殊に肺「デストマ」及十二指腸蟲病の如きは各地に蔓延するの狀態でありました。

醫療機關としては僅に京城其の他一小部地方に内地人醫師及外國宣教師醫師の醫療に従事する者があつたに過ぎない狀態で、保護政治の當初統監府は醫療機關を完備して衛生狀態を改善することを第一の急務とし、其の中樞機關として中央に大韓醫院（現在の京城帝國大學醫學部附屬醫院）を開設し、次で道慈惠醫院（現在の道立醫院）設置の端を啓き、且つ起業公債の一部を割いて主要都市の上水道敷設に着手したのであります。

併合後の醫療施設 明治四十三年併合に伴ふ新政に際して深く此の醫療施設の點に留意し、第一に醫

療機關の擴張に努め、京城の總督府醫院の規模設備を擴充すると共に、各道に慈惠醫院を設置して博く一般診療及窮民救療を開始し、更に併合の際下賜された臨時恩賜金を以て、僻陬地在住民に對し普く救療を行ふこととし、既設十三箇所の外全羅南道濟州島以下十五箇所に慈惠醫院を増設し、且つ巡回診療を開始し、又警察醫を各地に配置して窮民救療施設の普遍充實を圖りました、此の外朝鮮では癩患者が非常に多いので、全羅南道小鹿島に同患者療養所を新設して之が收容治療に従事しました。

更に大正三年四月公醫制度を布いて醫療機關不備の地に公醫を配置し、警察醫と相俟つて一般醫藥の便を與へることとし、殊に國境對岸地方在住鮮人に對しては、平安北道楚山及咸鏡北道會寧兩慈惠醫院をして巡回診療を爲さしめて居つたが、間島及琿春地方は鮮人の移住者が非常に多く、醫療機關の乏しい爲に非常に困つてゐる状態にあつたので、新に間島に慈惠醫院を増設し又、琿春、局子街、頭道溝、百草溝、天寶山には囑託醫を配置して、域外窮民に對しても聖恩の雨露を均霑せしめるやうにしました、而して當時の慈惠醫院數は二十で分布甚だ不充分であつたので、大正八年制度改正に際して更に十三箇所の醫院の増設を計畫して、同十三年度迄に群山、南原、順天、馬山、江界、惠山鎮、城津、開城の八院を開院したが、同年度の行政及財政整理に當つて、從來の道慈惠醫院は總督府醫院及全羅南道小鹿島慈惠醫院を除くの外は同十四年度から道立醫院として全部各道地方費の經費に

移管し、從來使用の土地、建物、物品等は全部地方費に委譲すると共に、朝鮮醫院及濟生院特別會計に屬して居た維持資金約四百萬圓を各道に分讓し、其の利子及病院收入並國庫補助を以て經營することとなり、大正十五年度以降に於て大田、新義州、鐵原の各院及平壤醫院鎮南浦分院を増設し尙沙里院醫院も昭和六年六月より開院し従つて道立醫院の數も三十五の多きに達し醫療機關も稍普及するに至りました、又從來の總督府醫院は昭和三年六月より京城帝國大學醫學部附屬醫院と變更せられました。

保健衛生施設 又保健衛生の改善を計ることを刻下の急務と認めて、京城、仁川、釜山、木浦、全州、群山、平壤、鎮南浦、元山、大邱、晋州、羅南、鎮海、義州、海州、光州、咸興、清津、新義州、會寧、清州、公州、兼二浦、春川、江景、浦項、高興、金泉、統營、平康、城津、麗水、莞島の市街地に上水道を敷設し又一面各道をして地方費を補助して共同井戸の堀鑿を獎勵し飲料水の改良を圖り、又傳染病及獸疫の豫防に付いては、毎年多額の國費を支出して機宜の措置を講じました、尙朝鮮では年々天然痘が流行して猖獗を極めるので、特に種痘を勵行して著るしく其の病勢を局限し、又汚物掃除事業其の他一般保健衛生に付ても常に細心の注意を拂ひ諸施設の進歩と共に稍々衛生状態の面目を革むることを得ました。

最近の施設 多年の懸案であつた各道衛生及醫療機關の擴張は大正十年二月地方官官制を改正して、

道に技師、(醫師)及技手(醫師及藥劑師)を配屬せしめ、海港地に港務醫官又は同醫官補を増員し、又既設醫院の増改築、診療分科の増置、醫院職員の増加優遇、看護婦の養成普及等を計畫實施すると共に、更に前述の慈惠醫院を新設する等著々其の面目を革めたが、尙現在朝鮮の衛生状態に鑑みるときは今後尙調査研究を要する事項が非常に多く、施設當初適切であると思考されたものも、今日の狀態では漸く其の缺陷を感ずるものもあるので、大いに之が改善に意を用ひて、文明的施設の充實を期して居ります。

又地方衛生機關の擴充に伴ひ從來數箇の機關に依つて分掌せられて居つた傳染病及地方病の調査研究竝血清、藥物類の製造、配付及衛生試験に關する事務を統一する爲に、本府に其の機關を設け、各道に衛生技術員を置いて保健及防疫の事務に膺らしめて衛生事務の根本的刷新を期して居ります。

一 一 醫 療 機 關

公醫 朝鮮の僻陬地村落では醫師の分布が非常に稀薄で醫藥に不便を感じ 爲に天壽を全ふすることの出来ない者が少くないので、大正二年公醫制度を布き、主として一般の診療に従事すると共に、兼ねて官署の衛生事務にも従事せしめることとして大正三年四月から之を實施し、全道に百三十七人の醫師を配置し、頗る良好の成績を收めたが、其の後定員竝に手當を増加して其の充實を圖り、今や定

員二百二十八人を算へ、一人當り年手當平均一千五百圓の豫算を與へ本豫算の範圍内で尙多數の公醫を配置することを認めたので昭和五年末には全鮮を通じて三百四十八名の公醫を置き尙道地方費に依る公醫が二十名あり大體村落僻地に於ても新進醫學の惠澤に浴することが出来る様になつたが未だ其の數は内地の十分の一にも足らないので漸次之を増加する必要があります。然るに昭和六年度に於ては財政緊縮の結果定員十三名を減ぜられたのは甚だ遺憾であるが豫算の圓滑なる運用によつて之を補ひ之れが爲め醫療機關の分布に影響することのないやうに努めて居ります。

醫師 大正三年七月醫師試験規則を發布し、同五年四月京城醫學專門學校を設立し、同十二年「セブランス」醫學專門學校を指定し、其の卒業者には醫師の資格を認め、更に同十三年五月京城帝國大學に醫學部の設置を見、又昭和四年には大邱及平壤に道立醫學講習所の設立を認可（昭和五年三月十九日醫師規則第一條の規定に依つて兩醫學講習所を指定）したので、今後益優良なる醫師を出すことが出来るが、昭和五年十二月末現在の醫師數は僅かに千七百四十九人で、之を全鮮人口に比べると醫師一人に付一萬一千五十二人強に相當し、其の分布は極めて稀薄で、朝鮮人の大部分は在來の醫業者である醫生の診療に俟たねばならぬ状態で衛生上頗る不安であります、殊に醫師の大部分は殆んど都市に集中して居つて之が全鮮普及は前途遼遠の感があります。

醫生 大正二年十一月醫師規則發布と同時に現に朝鮮人にして朝鮮に於て醫業に従事してゐるが醫師

としての資格を備へてゐない者の爲醫生制度を設け、醫生規則發布前二年以上醫業に従事してゐる満二十歳以上の鮮人を醫生として永久に醫業を認めることとしたが、前述の如く朝鮮では醫師の數が非常に少く之が爲僻陬の村落では醫治を受けることの出来ない者が少くないので、大正八年八月本令を改正して當分の間三年以上醫生に就き醫術を習得した朝鮮人中適當な者には五年以内の期限を附して醫生を免許することとしたが其の多くは都會に集中し村落は依然として醫療機關の缺乏を告ぐるの狀態なので、大正十二年再び之を改正して地域及期間を限つて之を免許することになりました、而して昭和五年十二月末の現在の醫生は四千五百九十四人で、其の數としては決して少くはないが、多くは漢法醫術に依るもので醫學に關する知識乏しく醫師の普及と共に其の數次第に減少する傾向にあります。

限地醫師 僻陬の地では前記のやうに醫師は未だ充分普及して居ないので其の資格のない者でも當分の内、地域及期間を限り醫業を許可して其の不足を緩和して居ります、即ち昭和五年十二月末現在の限地醫師は二百十八人であります。

齒科醫師 齒科醫師の數は非常に少く到底其の需要に應ずることが出来ないので入齒營業者を許可して其の不足を補充して居るが、彼等は専ら技工に従事し醫術の素養がないので、大正十年二月齒科醫師試験規則を發布し、更に同十四年二月京城齒科醫學校を指定し極力優良な齒科醫師の養成普及を計

り逐年其の數を増加して居るが、昭和五年十二月末日現在に於ては四百十六人に過ぎず而も其の多くは都會地に集つて居るので郡部村落では今尙其の不足を訴へつゝある状態であります。

産婆 古來朝鮮人は分娩に當り他人の介補を受けることを嫌忌する風習があつた爲に、併合前には助産を業とする者が全くなかつたのであるが、内地人の感化を受けて漸次其の必要を認めるやうになつたが、一般的には未だ其の數は僅少であります、内地人産婆は内地人の増加につれて漸次其の數を加へつつあるが、之又多くは都會地に開業し僻陬の地には殆んど其の影を見ないといふ有様なので、大學附屬醫院及大邱、平壤、咸興及晋州の各道立醫院其の他鐵道病院等に於て之を養成するの外、各道に於て試験を施行し極力之が増加普及を計つて居るが、昭和五年十二月末日現在に於ては千二百八十八人に過ぎない状態であります。

看護婦 昭和五年十二月末日現在の看護婦數は千百二十人で、是亦其の所期の域に達して居らぬので産婆と共に大學附屬醫院及各道立醫院で其の養成に努め、一方大正十一年七月府令第百二號を發布して内地と資格の共通を認めて益々増加普及を圖つて居ります。

藥劑師 昭和五年十二月末には其の數僅かに二百三十四名で、加ふるに其の大部分は京城、平壤及釜山等の都市に集中し、地方では他の醫療機關に比べて遙かに其の數が少ないので、藥種商を許可して漸く藥品の需給を計つて居るが、藥品に關する知識が乏しい爲取扱上危險が伴なうので、大正五年藥

劑師試験規則を發布し、更に同十四年朝鮮藥學校を指定して其の卒業者に對しては藥劑師の資格を認める等極力優良な藥劑師の普及を圖つて居ります。(第五十、五十一表參照)

第二十一章 防 疫

一 傳 染 病

朝鮮に於ける傳染病に就いては古い記録がないので之を詳にすることが出来ぬが、可なり流行して民心を寒からしめたことは其の傳はる迷信、傳説等に依つても明かであり、舊韓國政府は光武三年(明治三十二年)傳染病豫防規則を制定實施したが、其の規程は不備であり、且つ施設の見るべきもなく甚だ幼稚なものであつたのであります、其の後委任統治となり、日韓併合となつて以來諸種の豫防令が發布せられ、海港檢疫所も設置されて、稍其の形體を備へるやうになりました。由來朝鮮で民衆を恐怖せしめた傳染病は「コレラ」、痘瘡、赤痢、腸窒扶斯、猩紅熱、「チフテリア」等で、就中痘瘡は絶えず猖獗して居つたもので今日中年以上の朝鮮人中痘瘡經過の證左を顯はして居る者の如何に多に依つても明かであります。けれども「ペスト」の襲來に對しては毎回能く之を防禦し未だ嘗て之が害毒を受けたことがありません殊に滿洲、露領地方に接壤して衛生施設の未だ幼稚であつた當時

の朝鮮としては誠に内外に誇るに足るべきものと思はれます。

民衆中には今尙種々の迷信に囚はるる衛生思想の低級者多く、動もすれば豫防處置を忌避し往々に反抗する者等があつて防疫上多くの障碍を受けて居つたが、大正十三年傳染病豫防令を改正し、指定病數を十種とし且施設の改善及取締の勵行に努めたので、漸く其の面目を一新するの狀態となりました。

コレラ「コレラ」は流行の歴史が頗る古く既に幾度か其の慘害を逞うしたことがあつて、明治二十八年には平安北道だけで該病死者六萬以上を、同三十五年には京城だけで死者一萬を出して居ります、けれども該病毒は常に外襲的で年に依り非常な消長がありますが、併合後衛生施設の進歩につれ往時のやうに著しい流行は無くなりました、即ち大正二、三、四、六及七年は全く發生なく、大正八年は東亞方面一般に大流行の徴があつたので早くから國境線及海港等に侵入防止策を講じ、特に巨費を投じて極力之が防止に努めたにも拘らず全鮮に蔓延して、患者一萬六千九百九十一名を出し、同九年には二萬四千二百九十九名の多數を出したが、之を舊時の流行に比べれば著るしく慘害が局限せられて居ります、同十年は前年に鑑み、其の終熄が比較的遅かつた地方の住民中約一萬二千人に對して年初採便検査を施行したが、一名の保菌者をも發見せず、確實に朝鮮は病毒地でないこと判明し、且つ全力を擧げて防疫上の諸施設を講じ又本府細菌検査室では各種血清、「ワクチン」類の製造能力を高め豫

防竝治療上に遺憾なきやう努力し、一方海港檢疫竝豫防注射勵行の結果、釜山及方魚津港に入港した船舶中に僅に保菌者各一名を検出したのみで之を未然に防止することが出来ました。

同十一年には支那楊子江沿岸及直隸、盛京省等の各地に猖獗を極め、更に轉じて福岡、長崎の各縣下にも患者が續發したので、支那及内地に對し嚴重な警戒を加へ、一面鮮内海上勞働者約六十萬人に豫防注射を施行する等極力防疫に努めた結果、平安北道に支那系に屬する患者四十名を出したのみで終熄し、同十四年は七月上海に該病發生し漸次猖獗を極めたので、八月十五日該地方を目的として最初の到着港に於て停留檢疫の施行を命じ、一面豫防注射を爲して極力豫防對策中の處、十月二十日慶尙南道沿岸漁撈中の漁夫に眞症患者發生し更に慶尙北道の漁夫にも亦該患者を出したが時恰も秋鯖の漁獲期で内鮮漁業者が殺到して居る時期として一時は頗る危險であつたが嚴重防疫措置を講じた爲、僅に六名の患者のみで終熄し、同十五年は六月早くも上海に發生し、而も其の發生狀況は相當險惡性を示したので、從來の經驗に鑑み豫防注射の施行及海港檢疫の實施等出来るだけ積極的豫防措置を講じたが、八月中、南北滿洲各地に蔓延した「コレラ」は遂に平安北道對岸安東縣に侵入し、同地では「コレラ」死者四、五名の死體を鴨綠江に投擲して江水を汚染した爲直ちに水上生活者に傳染し、九月八日新義州府に一名の患者を出したのを始めとし忽ち同江流域各郡竝隣接平安南道に傳播して發生地域一府十一郡五百四十箇面に及び、患者二百五十名、死者百五十九名、保菌者十一名を出し、大正十年

以降の大流行を現出したが、其の後は全く該患者の発生を見ません。

昭和四年には上海を始め大阪、和歌山、岡山、廣島等の各府縣に「コレラ」發生し漸次蔓延流行の兆を呈したのと又當年は始政二十周年紀念朝鮮博覽會を京城に開催する關係もあつて其の豫防施設に付ては海港檢疫に將又「コレラ」豫防注射に格段の努力を費したが、開會直後の九月十四日突如仁川府内に「コレラ」患者が發生しました此の病毒侵入の経路については種々調査研究の結果原鹽の産地たる山東半島地方より輸入せられたるものに非ずやと思料せられたのであります、而して之が豫防に付ては朝鮮博覽會に依る交通の激増と發生地が京城と近接して居る關係上特に思ひ切つた施設と敏速なる措置とを講じた結果其の流行を全く一局部に局限し得ました即ち其の期間に於ては最終發生患者の九月二十九日迄十六日間又最終保菌者の發生せる十月五日を加算するも僅に二十二日間に過ぎず又地域の範圍は仁川府内七箇所、里及初發地と隣接せる同道富川郡多朱面の一箇面に止まり此の間の發生患者數は十八名保菌者は十七名を以て終熄したのであります。昭和五年中は幸にして病毒の侵入を見なかつたのは喜ぶべき現象と云はねばなりません。

痘 瘡 本病は年々四季を通じて流行し殆ど地方病の觀があります、由來一般朝鮮人の間には痘瘡を以て自然の命數であるとの迷信が行はれ、寧ろ豫防措置を忌避するの傾向あり、舊韓國政府は明治二十八年種痘規則を發布し、爾來數次種痘の普及を圖つたが遂に其の實績擧がらず、併合後も尙多數の

患者を出す状況であつたので、本府に於ては警察官其の他の擔當員をして懇ごろに迷信を訓誨し、百方種痘の効果を説示せしめると共に痘苗の無料配付を行ひ、婦人には特に婦人の種痘施術者を置く等極力種痘の普及に努めた結果、病勢漸次減退の傾向を辿つたが、大正八年には春季から再び流行して患者二千餘名に上り、同九年には東亞方面一般の流行につれて劇性の病毒侵入し、極力種痘其の他豫防方法の勵行に努めたにも拘はらず遂に患者一萬一千五百餘名、死者三千六百名を出し、同十年には病勢多少減退したが、尙患者八千三百餘名、死者二千五百餘名を出し、同十一年春季にも亦更に流行の病勢を示したので種痘普及宣傳用の活動寫眞「フィルム」を作製し、全鮮僻陬の地に至る迄巡回映寫して豫防に付いての民衆の覺醒に努めると共に、同十二年四月新に朝鮮種痘令を發布して百方防疫に努めた爲に漸次良好の域に進んでは居るが、尙昭和三年には二百九十人、昭和四年には五百二十三人、昭和五年には一千四百十八人を出して居ります。

腸窒扶斯 本病も毎年各地に流行して殆ど常在病の觀があります、腸窒扶斯は診定に或程度の期間が必要な爲に、發見前病毒散蔓の虞があり、殊に朝鮮の飲用水は一般に不良な爲其の防遏には一層困難を感じて居ります、大正九年九月本病の流行に對して當局は防疫主任者の會合を行ひ豫防方法を講じ、患者の早期發見に努める外、豫防接種を希望者に無償施行すると共に、開業醫、私立病院等にも成るべく之を施行せしむることとしたが、逐年増加し、市街地に於ては何等かの機會に依つて爆

發的大流行を來すことが鮮くない、即ち大正十一年九月に於ける平壤、同十四年七月及昭和三年二月に於ける京城及同四年七月に於ける釜山の流行の如きは最も顯著な例であつて、之等の諸原因は種々あるが就中病原體保有者に依ることが主たる原因であることを認め昭和三年六月一日を以て之等の取締りに關する豫防令及同施行規則を改正公布すると共に所要經費を増額して其の施設に着手し、又宣傳用活動寫眞「フィルム」の映寫並衛生講話宣傳「ポスター」の配付等凡ゆる手段方法を講じて民衆衛生思想の向上に努めて居るが、尙昭和四年中の患者は六千三百二十四人昭和五年中は七千九百五十四人に達して居ります。

赤痢 赤痢は年々各地に發生するので、患者發見には他の傳染病と同じく周密なる檢病的戸口調査を勵行して居るが、容易に之を終熄せしめることが出來ないので、豫防の根本策として腸チフスと同様保菌者の取締を施行することとし又清潔方法を勵行し、上水、下水の改良を圖り、一面豫防液の注射を行つて専ら其の防遏に努めて居るが、昭和四年中尙患者三千三百四十七人、昭和五年は二千五百二人を出したのであります。

發疹チフス 本病は大正八年患者八百餘名を出した後は、年々數十名の患者を出すに止まり未だ流行といふ程度に達しなかつたが、同十三年一月京畿道を中心として再び流行の兆を示し、昭和元年發生以來は容易に減少せず、昭和四年中には一千百六十四人、昭和五年中には一千六百八十三人發生して

居ります。

猩紅熱 本病は主として都市在住内地人の間に散發し、京城府の如きは絶えず多少の患者を出して居り、釜山府之に次ぐの狀況で昭和四年中には一千六百六人、昭和五年中には一千四百九十五人の患者を出したのであります。

其他 「チフテリア」、「バラチフス」、腦脊髓膜炎等の傳染病も年々各地に發生して居るが、未だ流行と謂ふ程度ではありません。(第五十二表参照)

二 地 方 病

朝鮮の主なる地方病は肺ヂストマ、癩、十二指腸蟲、「マラリア」、再歸熱等で、此等の諸病は全鮮各地に浸潤して營養障害並諸種の疾病を誘發することが多いので之が除去に就いては先づ各般に互つて科學的調査の歩を進め、其の結果に基いて豫防對策を講ずるのであるが、調査費用等の關係で未解決の儘に残されてゐるのは遺憾であります。

肺ヂストマ 肺ヂストマに付ては大正十一年以降主として本病の最も濃厚な農村を選んで調査に着手して豫防對策を講じて居ります、即ち同十二年の調査では各道を通じて調査人員の〇・九%あり、全羅南道の如きは四六%を示し又或る面は八二・一%にも達して、調査の結果は豫想外に多數の患者を

發見しました、而して本病分布の濃否は一般鮮人の嗜好するモクズ蟹、ザリ蟹等の食用に比例せるに見て本病は是等蟹の媒介に依るものであることを發見したので、之が豫防の爲本病の感染経路を示めた活動映畫を調製して各道に配付し、その他豫防宣傳講話會等を開催して民衆の自覺喚起に努めると共に、同十三年には府令を發布してザリ蟹、モクズ蟹の採取及授受を禁止し、又同十四年四月以降腸内寄生蟲の調査をなし其の成績を基礎として肺デストマは勿論、他の腸内寄生蟲豫防撲滅策を講じて居ります。

癩 本病は朝鮮では特に掲ぐべき特種傳染病で患者は逐年増加の傾向を示して居ります、現に警察官の戸口調査其の他簡單なる調査に依るも約七千人を算する状態であつて、若し醫學的調査を爲したならば驚くべき數に達することと思はれます、然るに療養の施設としては全羅南道小鹿島慈惠醫院に約七百五十名を收容して居ると、外國人の經營する釜山、大邱及全羅南道麗水の各療養所を合せて約千七百名内外を收容して居るのみで、爾餘の患者は是等の療養所所在地に蟠集して來るが、收容を爲すことが出来ませぬ、殊に患者の多くは無産者で療養の途なく、各所に轉々浮浪し豫防上非常に遺憾なので昭和四年度に小鹿島慈惠醫院を更に擴張して現在八百名の患者を收容し得るやう設備しました、又前記外國人經營のものには毎年國庫から相當補助金と治療藥品とを交付して銳意其の豫防制遏に努めて居ります、尙昭和五年十一月畏くも 皇太后陛下より小鹿島慈惠醫院外前記三院に對し患者

慰安竝私設救療所の補助として多額の金員を御下賜せられたので一同感激し益救療施設の萬全を期し以て厚き御思召の萬一に副ひ奉らんことに努力致して居ります。

第二十二章 藥品、賣藥、阿片及痲藥類取締

一 藥品及賣藥取締

藥品の取締に付いては明治四十五年三月藥品及藥品營業取締令（制令第二十二號）竝同令施行規則（府令第五十五號）を發布し更に大正十四年三月之が一部改正（府令第十四號）を行ひ、以て道知事の許可營業とし、製造及輸入賣藥等の検査は警務總監部訓令（明治四十五年訓令甲第五十三號）を標準とし、加ふるに内務省に於ける許否藥品を參考として賣藥の品質改善と其の統一を計り、配伍藥品の範圍分量等を漸次擴張し、藥品及賣藥營業者の取締は藥品巡視規則（大正二年七月府令第七十四號）に依つて取締を勵行して居ります。

鮮内製造賣藥の製造者に付ては、其の資格の限定若くは特殊の制限を附しては居らぬが藥劑師と同等の智識經驗ある者に許可する方針の許に漸次製造賣藥の品質向上を圖つて居ります。（第五十一表参照）

一一 阿片取締

朝鮮には由來阿片煙吸飲の弊風あり、殊に陸接國境地方は其の流毒最も甚しく阿片癮に陥つてゐる者が尠なくなつたので韓國政府は明治三十八年公布の刑法大全中に阿片煙及吸煙器具の輸入製造並販賣を禁じました、其の後も我が統監府は屢々韓國政府に對して其の取締の勵行を促すと同時に、内地人藥種商に對しても阿片販賣の取締を勵行しました。併合後明治四十五年三月朝鮮刑事令を公布して朝鮮にも刑法を適用して阿片に關する制裁を嚴重にし、癮者に對しては漸禁主義を採り且救療の方法を講じたので漸く惡習感染者を減ずるやうになつたが、更に大正三年九月總督府訓令を以て警務其他の官憲に之が取締方を訓達して絶對禁止の方針を採ると同時に、從前の實驗に徴し極力癮者を召集して半強制的に救治を加へて此の弊習の一掃に努めました、斯やうにして稍癮者救治の効果を收め、阿片煙吸飲の弊習も著しく減退したが、久しい間の因襲は遽に根絶出來ず、殊に其の原料たる阿片は多く支那地方より密輸入せられ、又朝鮮内でも平安北道及咸鏡北道等國境地方に阿片煙製造の爲罌粟の密栽培を企てる者があり、且歐洲大戰中藥品類の暴騰に伴ひ栽培者が激増した爲、之に伴ふ犯罪も亦累加したが、平和克復後藥品の價格低落につれ栽培者及犯罪者も亦減少しました。

罌粟栽培の取締に關しては從來各道に於て夫々規程を設け其の自由耕作を禁止して居つたが、規定

區々に互り、加ふるに阿片の製造授受等にも根本的取締を加へる必要あり、大正八年六月朝鮮阿片取締令及同令施行規則を發布し阿片製造の許可を受けたる者の外罌粟の栽培を爲すことを嚴禁し、其の栽培區域を限定し、製造したる阿片には一定の賠償金を交付して政府に納付せしめ、政府は之を指定製藥者に拂下げて「モルヒネ」類の製造に供せしめ、且其の自由販賣を禁止する等極めて精細嚴密なる規定を設けました。

其の後大正十三年度の行政整理の結果阿片に關する專賣制度が一度廢止せられたが、尙一層取締の徹底を期する爲に大正十五年四月から警察取締を主眼とする專賣制度を布いたのであります。然るに朝鮮には多數の癡藥類中毒者があり「モルヒネ」類の密賣が行はれ中毒者取締の障害となるので昭和三年度以降阿片の賣下を廢止し營利會社をして「モルヒネ」類の製造を爲さしめず昭和四年度から專賣局で之を製造することとなりました。

三 癡藥類並癡藥類中毒者の取締

阿片「アルカロイド」等の癡醉劑に付ては大正九年十二月阿片條約及國際聯盟の方針に則つて取締規定を發布し、其の輸移出入には總督の許可を要し正當需要の外再輸移出入を禁じ、又輸移入の癡醉劑に付ては周密な注意を以て其の濫用及不正取引の防遏に努めたが、尙違反者があるので、同十二年一

部を改正して所轄警察署に於て身分證明又は認證を受けたるものの外一切右藥品の購入を禁じ、且つ右手續を了へたる者でなければ所有又は所持することを禁止し、尙醫師が阿片癮者又は「モルヒネ」中毒者等を治療した時は患者及使用藥品に關する事項を道知事に届出であることを要する等種々煩瑣な手續を加へて其の不正賣買及使用の取締を爲した爲に一時、癮者、中毒者も藥品取得の方法に困り救治を願ひ出でる者が續出したが、因襲の久しき尙容易に其の數を減ぜず、同十五年九月末の調査に依ると三千九百四十二名を算へ、而もこれは中毒程度の著しい者ばかりなので、若し輕微な者を擧げれば其の數は更に數倍に上るだらうと思考せられます、而して京畿、全北、全南、慶北等の各道では夙に道地方費の補助と地方有識者の寄附とに依つて之が救治を爲して來たが、一度中毒に陥ると家産を蕩盡し、所々に小窃盜を働き、人道上保安上一日も忽にすることが出來ないので、之を一齊に治療することの必要を認めて昭和二年度以降中毒者の最も多い京畿、全北、全南、慶北及黃海の五道に於て國費補助のもとに極力之が救済に當つた所極めて優良な成績を擧げました、然し乍ら全鮮には相當多數の中毒者があるので到底一度に之を治療し盡すこと能はず且一度中毒に陥ると是非共藥品が必要な爲、癮藥の密賣は何時迄も其の跡を絶つことが出來ないので寧ろ彼等を登録して必要な藥品を與へ、漸を追ふて治療すれば之を根絶することが出來るとの見地から昭和五年三月癮藥類中毒者登録規程を發布し中毒者の最も多い府面から順次之を登録して、必要な藥品を與へ醫師指導のもとに漸減

療法に依り治療せしめ、一面前記道治療所を擴張して順次登録せる中毒者を收容して治療し之と共に前記の通「モルヒネ」類の製造を官營とし、同時に之が取締を嚴にし絶対に不正使用を禁遏し近き將來に於て右中毒者の根絶を期する見込であります。

第二十三章 獸 疫

朝鮮に於ける獸疫中其の被害の大きいものは牛疫、牛肺疫、氣腫疽並狂犬病で、牛疫は接壤の支那地方に常在し、年々國境地方に侵入して時に或は大流行を極め交通、産業等經濟上に一大脅威を齎す例が少くありません、又氣腫疽其の他の獸疫は朝鮮内に常在して毎年各地に散發し、其の害毒を流すことが大きいので、夙に之が防疫の施設を爲して居つたが、大正四年に獸疫豫防令を制定施行し、同七年農商務省所管の在釜山獸疫血清製造所を本府の所轄に移し、各種獸疫の豫防疫及免疫血清類の増製配給に努め又特に國境地方の樞要地には血清貯藏庫十八箇所を設備し、牛疫の豫防疫及免疫血清を常時貯藏し機に應じて之が配給の便に資し、一面獸疫の早期發見並豫防制遏の敏速に努め、又牛疫豫防上支那地からの牛羊等の輸入を停止し、或は皮鼻疽豫防の爲に平安北道對岸支那地から輸入する馬、驢、騾に對して新義州外六箇所で檢疫を施行する等病毒侵襲に備へて居つたが、尙病毒侵入の虞

があるので、昭和二年七月告示第二百十八號を以て咸鏡南道の國境にまで延長し現在では十三箇所を檢疫を施行して居ります。

而して之等の防疫機關として大正十三年度迄は平安北道五名、咸鏡北道三名、其の他の道に各一名の専任獸醫務囑託を配置し警察、郡及畜産組合技術員と協力して防疫に努めて來たが、同十四年度から更に平安北道に五名、咸鏡南道に一名、咸鏡北道に三名を増員して其の衝に當らしめ、順次防疫機關の擴張を圖り、又獸畜の出入往來及屠場、獸類化成場の使用並家畜市場開設等の停止に付ての行政處分は頗る緊要を要するので、大正十一年十月獸疫豫防令を改正して從來其の執行は總督の權限に屬して居つたのを地方長官の權限に移して處分執行の敏活を期する等銳意豫防警戒に努めました、今主要獸疫の發生及豫防狀況の概要を述べれば次の通りであります。

牛疫 本疫の發生は主として鴨綠、豆滿兩江の對岸支那地から侵入する病毒に因るもので、對岸支那側は絶えず本疫が流行せるにも拘はらず、何等防疫施設の見るべきもなく漫然病毒の散逸に任じてゐる狀況にあるので、對岸在任朝鮮人の爲に隨時應急措置を執るの外途なく、加ふるに近年國境地方に於ける彼我の交通、商取引等益々頻繁を加へ、殊に長期に互る結氷期間は江上到る處渡過來往の便あり、此の間に於ける獸疫の侵入防止は非常に困難なので、其の對策に付ては始政以來國境第一線に於て極力豫防措置を實施して居るが未だ絶對防止の實を擧げ得ないのであります。大正十五年から

國境に牛疫免疫地帯構成の計畫を實施すること、したが右は牛疫「ワクチン」發見以來初めて之を廣く應用したもので其の實績の如何は實に斯界の等しく注目する所であります、而して同年度より新に八名の道技手を平安北道、咸鏡南北道に配置して注射施行は勿論、支那地からの密輸入牛の取締、斃牛檢案の勵行其の他一般防疫事務に従事して居るが、本疫豫防上非常な好成績を擧げて居ります。

牛肺疫 本疫は從來朝鮮に發生したことがなかつたのであるが、大正十一年平安北道熙川郡熙川面の屠場で切迫屠殺した畜牛を警察官立會の上で解體した所顯著なる本病であることを發見し、次で平安南道に傳播して病牛の續發を見たので、大正十二年二月總督府令第十一號を改正して牛疫豫防に關する規定を本病に準用することとし、且交通牛の檢疫、發病地の檢病的戸口調査並感染の虞ある牛の撲殺等を斷行して極力防疫に努めたが、同年末平安北道五郡に二百七十六頭、平安南道六郡に百二十一頭の發生を見たので、翌十三年一月平壤に肺疫豫防會議を開いて豫防制遏方法に關して議を練り之が實行に努めた爲に、本病の流行も同年八月以降著しく遞減し、昭和二年中平安北道に八十六頭同三年中七頭同四年中六頭の發生を見たに過ぎません。

尙本疫は近東諸國には空前の獸疫で、未だ近代科學の恩恵である豫防疫、血清、診斷藥の發見なく、且潜伏期が不定で短いものは一週間、長いものは數箇月後に發病するものがあり、且つ初期の症狀が顯著でない爲早期發見は困難であります。加ふるに朝鮮には技術員が少くない爲に豫防制遏上に遺

憾の點が多いので、大正十三年七月獸疫豫防令施行規則の一部を改正し、從來評價格の三分の一の支給率を五分の四に増額し撲殺を容易にして病牛の隱蔽を防ぎ防疫の徹底を圖つて居ります。

氣腫疽 氣腫疽は毎年殆んど二千頭内外の發生を繰返し既に其の病毒は各地に常在してゐる状態に寔慮に堪へぬ次第であります。而して本疫に罹つた畜牛は必然的に斃死するので農家經濟に及ぼす影響は洵に甚大であり、而かも之が豫防方法は主として豫防疫を廣く應用すると共に病毒潜在地の消毒の清潔法を實施すれば大要其の目的を達せられませうが奈何せむ從來釜山獸疫血清製造所に於ける豫防疫の製造量不足で辛ふじて發生の都度其の附近の小區域に對する應急措置に止まつて居つたが昭和四年度より百五十萬瓦（約十五萬頭分）の豫防疫を製造し得ることゝなつたので之に依り各道の多發地方には免疫地區を構成し且一般的にも之れが普及を計つた結果漸次其の効果を擧げております。（第五十三表参照）

第二十四章 移出牛檢疫

朝鮮で初めて移出牛の檢疫を施行したのは明治四十二年で、韓國政府は輸出牛檢疫法を發布して釜山に檢疫所を設けたが、當時の檢疫は食用の爲内地港灣到着後直に屠殺するものを除くの外は必ず内

地朝鮮兩地に於て各九日間の繋留検査、即ち二重検査を施行し來つたので當事者の蒙る不便利が尠くなかつたのに鑑み、大正四年七月新に移出牛検査規則を發布して釜山及馬山港から移出するものに限り釜山で二十日間の繋留検査を行つて内地との二重検査を廢止しました、次で大正五年十月同規則を改正して元山及城津も移出牛の健康検査を行つた上敦賀港へ移出の出來る途を開きました、爾來朝鮮から内地へ移出する畜牛は累年増加して釜山検査所の繋留牛の停滯數も非常に多いので、漸次牛舎の増築を爲し、之に伴ふ諸般の設備を整へ且所要人員を増加したが、尙且つ毎月一千頭以上の停滯牛があるので之が調節の爲木浦に廻送して無検査の儘移出出来ることゝしました、其の後農商務省と交渉して釜山の繋留検査日數十八日以上を十二日以上に短縮し同九年三月此の趣旨に依り規程を改正したが、同十年五、六の兩月に互り、釜山検査所で検査を終了して移出した畜牛中、内地到着後牛疫が発生したので同年十一月農商務省の交渉に依り同年十二月十五日から釜山繋留検査日數を十五日以上に改正しました、其の後年々移出牛が増加して到底釜山検査所だけでは收容しきれず、而も自由移出の危険を考察して同十四年十月一日から更に仁川、鎮南浦、元山、城津に検査所を増設して、検査期間を十二日以上二十日以内に改め、猶此の検査を受けた畜牛に非ざれば移出し得ないこととして新検査制度を確立しました、然るに是より先、同年八月二十七日元山から移出した畜牛百十二頭は同月三十日下關に入港直に福浦獸類検査所に入所し所定の検査を了へ解放せられた畜牛中、十月二十三日

以降、山口、福岡、廣島の各縣下に牛肺疫が發生したので、農林省は平安南北、咸鏡南北の四道を該病毒の潜在地と看做し、十月四日省令第二十七號を發布して前記四道を發し又は經由して來た畜牛の移入を停止することとなり、從て朝鮮の移出貿易に大恐慌を來たしたので、速に之が解禁方に付數次農林省と交渉し一面防疫會議を開いて善後策を講じ、發生地方竝危險區域の交通遮斷、四道境界の警戒四道内の畜牛の一齊檢診其の他凡ゆる豫防警戒に努めた結果、同十五年二月五日に至つて移入停止區域を平安北道及咸鏡南道長津郡の一部に局限し、平安南道、咸鏡北道牛は汽車積込前又は移出牛檢疫所に於て肺疫補體結合法を行つた上異狀なきものに限り移出すること、前項の牛は必ず鎮南浦、元山、城津の移出牛檢疫所に於て各十五日間及内地に於て十日間檢疫を行ふことを條件として四道牛移入の解禁を見、亞いで三月十七日に至つて前記平安北道を雲山郡外六郡に縮少せられ、更に同年六月二十五日に至つて全く之を解禁せられると共に檢疫期間に付いての北西鮮四道牛の延長期間も朝鮮同様とせられ、又通過檢疫所の制限も撤廢せられ當分の内、内地の檢疫所で更に三日間の檢疫を行ふこととなつて茲に一先づ檢疫制度の復舊を見たのであります。

然るに昭和四年七月以降九月に至る間に愛媛縣を初め廣島、埼玉、栃木、茨城、山口縣下に本疫の大流行を見、其の發生七十餘頭感染處牛殺數三百餘頭に上つたが其の系統は釜山積出の鮮牛にありとせられ農林省に於ては同年九月二十八日省令を發して從來の内地檢疫日數三日を再び二十日に改めら

れ之れが爲當業者の蒙る影響は實に甚大なので極力檢疫日數緩和方に關して農林省と交渉折衝の結果同年十二月二十四日に至つて鮮内檢疫期間十二日を十五日とし内地檢疫期間二十日を七日に改正さるゝことゝなり多少損失を輕減せらるゝことゝなります。然し昭和五年中は一般財界の不況に伴ひ農村の疲弊甚たしき爲前年より約一萬頭の移出減を見ましたのは大勢上已むを得ないことゝ思ひます。

(第五十四表參照)

第二十五章 屠場屠畜取締

朝鮮では慣習上慶典、弔儀等には獸肉を必要品とし、又各階級を通じて獸肉を嗜好するので、各地共に牛豚其の他家畜家禽の飼育が盛んであり、隨つて屠畜頭數も多いのであるが、從來屠場の多くは個人經營で小規模のもの多く、且衛生的施設を缺いて居り遺憾の點が多かつたので、屠場の公設を獎勵し、個人經營のものは努めて衛生組合、學校組合等の經營に移さしめ、大正六年十月面制施行後は殆んど面の經營に移し、大正八年には屠場規則を發布して成規上從來の慣習を尊重し屠畜上の不便を除去すると共に其の取締の統一を圖りました。府所在地にある公設屠場はその構造設備等稍見るべきものがあるが、近時都市の發展に伴ひ漸く狹隘を感じ、加之衛生的設備を刷新するを要するものもあ

つて漸次之が新築を爲さしめて居ります。

昭和五年末に於ける屠場數は公設一千三百七十二箇所、私設八箇所、計一千三百八十箇所にして、屠殺數、半二十一萬五千三百三十頭、豚二十四萬七千七百七十七頭、馬四百二十四頭、計四十六萬三千三百三十一頭の多數に上つて居ります。然るに之に従事する責任ある技術員は專任警察獸醫四十五名及地方費支辨に屬する衛生技手四十一名で、其の他は各部に在勤する産業技手及畜産同業組合技術員三百四十二名が隨時屠畜検査を施行し、大部分の屠畜は警察官が其の本務の傍ら之を検査して來たので事實上遺憾な點も多く、寔に憂慮に堪えざるものがあるので、財政の許す限り專務技術員及警察獸醫の増置に意を注ぎ、併せて警察官に對しても此の種技術的知能の涵養に努めて其の缺陷を補ふやうにして居ります。(第五十五、五十六表參照)

第二十六章 警察共濟組合

一 梗概

從來警察官が職務上傷痍を受け又は疾病に罹り或は死亡したる場合には、巡查看守療治料給助料及弔祭料給與令又は國境警備職員及遺族一時金給與に關する勅令或は恩給法等に依り、國家より相當の

救濟を受け得らるゝ制があるが之が職務に依らざるとき又は不慮の災害に罹つた場合等に付ては其の救濟を受くべき國家施設無く、唯僅かに警察協會の救濟部より僅少なる救濟を受け得らるゝに過ぎなかつた状態で、精神物質兩様の苦痛を同時に蒙ることを餘儀なくせられて居りました。

併しながら警察官は職責上常に幾多の困苦に堪へ缺乏を忍び各種の激務を執筆し、殊に何時如何なる奇禍災厄を蒙るかを豫測し得ず、假令之を豫測し得る場合も尙敢然として職務の執行に専念し治安の重責に任ずるものであるから平素は毫も後顧の憂なく、其の職に精勵し奉公の赤誠を盡し得る安心を與ふる必要があり。殊に此等不慮の災厄に備ふる生活上の餘祐少なき下級警察職員に對しては國家的施設に依つて之を救濟することが緊要であり、内地及關東廳に於ては夙に警察共濟組合を組織して之が救濟に當り夫々好成績を納めて居るのに拘らず獨り我朝鮮に之が組織を見ないのは甚だ遺憾なので、昭和四年十月三十一日勅令第三百十七號を以て朝鮮警察共濟組合令を發布し、續いて同十一月二十九日府令第百二號を以て之が規則及訓令第五十八號を以て同取扱規程を發布し、同十二月一日より之を實施して茲に初めて朝鮮警察共濟組合の組織を見ないのであります。

而して本組合は朝鮮總督府部内の警部補、巡查及判任官の待遇を受くる消防手の相互共濟を目的として組織されたもので朝鮮總督の監督下に警務局長其の事務を管理し、道知事及警察官講習所長等各其の事務を分掌して夫々部下職員をして其の事務に従事せしめて居ります。

本組合に於ける救済金給與の財源は組合員が毎月々俸受領の時拂込む掛金即ち月俸（功勞加俸を含み、在勤加俸含まず）の百分の二に相當する金額と國庫より俸給を受くる組合員（警部補及巡查）の俸給總額の百分の二に相當する政府給與金及道地方費より俸給を受くる組合員（判任官の待遇を受くる消防手）の俸給總額の百分の二に相當する道地方費の給與金即ち組合員の俸給總額の百分の四に相當する金額及之より生ずる利息收入等を以て之に充て、組合員の疾病、死亡（家族を含む）廢疾、罹災及脱退の場合に所定の給與金を給與することになつて居りますが其の種類竝に範圍は左の通りであります。

二 給 與 金

(1) 醫療給與金

醫療給與金は組合員が引續き七日以上醫療を受けたとき其の八日以後に要したる醫療費の百分の八に相當する金額を給與することを原則とし、諸般の事情より推して特に救済の必要ありと認められる場合には其の七日以前に要したる醫療費の内診察料、往診料、手術料及最寄病院に入院の爲め要したる旅費の實費に付其の十分の八に相當する金額をも給與するものであります。

(2) 死亡給與金

死亡給與金は組合員又は其の家族が死亡した場合に給與するもので、組合員が死亡したときは月俸六箇月分に相當する金額を其の遺族に給與し、組合員の家族即ち組合員の配偶者及組合員と同一戸籍内に在り組合員に於て現に扶養する祖父母、父母若は其の子が死亡したときは月俸二分の一に相當する金額を組合員に給與するのであります。

(3) 癱疾給與金

癱疾給與金は癱疾となつて退職したものに對し月俸六月分に相當する一時金を給與するものであつて、其の傷痍又は疾病が自用を辨ずることの出来ない程度の重症に趨き治癒の見込のないもの、一眼以上を盲し若くは一肢以上の用を失ひ又は之に準ずべき癱疾に陥り、終身職務に堪ゆることの出来ないもの及病毒傳播の危険ある肺結核若くは喉頭結核又は癩病に罹つたものに對し給與される様になつて居ります。

(4) 罹災給與金

罹災給與金は組合員が水害、海嘯、火災、震災、山崩、地沈、風害、又は火藥其他危険物の爆發等に因り非常災害を蒙つた場合に原則として月俸二月分に相當する金額以内を給與せらるるものであるが、其の災害狀況特に甚しき場合は月俸三月分に相當する金額迄を給與することが出来る規程になつて居ります。

(5) 脱退給與金

脱退給與金は組合員が組合を脱退したとき其の組合員たりし期間中支拂つた掛金總額に對し引續き組合員たりしこと五年未滿の場合には十分の六、五年以上十年未滿の場合は十分の八、十年以上の場合は十分の十に相當する金額を給與されます。

二 事 業 成 績

(1) 組合員の異動狀況

昭和五年度末に於ける組合員の總數は一萬七千五百五十二人で之を昭和四年度末の一萬七千八百三十二人に比べると六百八十人即ち約三分八厘の減少を示して居ります而して本年度新加入者一千三百六十人、脱退者二千四十人で今之を官職別に分ちますと

(イ) 警部補 年度末現在人員六百五十九人で前年度よりの繰越人員六百八十人に比べると二十一人を減少して居ります而して新に加入した者十七人、巡查より昇進した者百三十二人、脱退したる者百六十九人巡查に轉出した者一人あります

(ロ) 巡查 年度末現在人員一萬六千三百六十人で前年度よりの繰越人員一萬七千十四人に比べると六百五十四人を減少して居ります、而して新に加入した者一千三百三十一人、脱退した者一千八

百五十二人、警部補に昇進した者百三十二人、警部補より轉入した者一人あります。

(ハ) 判任官の待遇を受くる消防手、年度末現在人員は百三十三人にして之を前年度の繰越人員百三十八人に比べると五人を減少して居ります。

(2) 収支及資産現計

本年度に於ける組合の収入は政府給與金十七萬二千八百四十三圓五十七錢、京畿道地方費給與金一千四百一十一圓三十六錢、組合員掛金十七萬七千二百三十八圓三十九錢、利息收入六千九百十四圓六十錢計三十五萬八千四百七圓九十二錢で之に前年度の繰越金七萬八千五百四十四圓四十二錢を加へると四十三萬六千四百六十二圓三十四錢であります、而して本年度中に支出した救濟金は醫療給與金六萬一千三百七十二圓八十八錢、死亡給與金四萬一千六百六十八圓五十錢、癩疾給與金一萬二千八百五十八圓、罹災給與金四千五百十二圓四十錢脱退給與金六千五百七十六圓十六錢計十二萬六千九百八十八圓四十四錢で之に振替貯金拂出手數料及同用紙代の爲支出した五百五十圓四錢を加算した支出總額は十二萬七千五百三十八圓四十八錢で差引殘額三十萬八千九百二十三圓八十六錢の繰越金を生じた之を前年度繰越金に比べると二十三萬八百六十九圓四十四錢を増加して居ります。

(自第五十七表
至第六十四表參照)

第二十七章 警察協會

警察協會は全鮮の警察官及警察事務に従事する職員の學術武道を獎勵して智識を啓發し、品性を陶冶し、兼て會員相互の共濟親睦を圖ることを目的とし明治四十三年以來警察事務連絡の爲め毎月一回發刊して來た警務彙報の事業に依つて積立てた金六千圓を基礎として大正十年六月十五日財團法人として朝鮮總督の許可を経て設立したもので、本部を警務局に、支部を各道警察部に置き、政務總監を總裁に、警務局長を會長に、各道知事を支部長に推薦し、又本部には幹事、評議員、支部には副支部長、幹事、委員を置いて會務を處理し、且つ會の事務を庶務、學藝、武道及共濟の四部に分けて、各部に部長及事務員を配置し、各々其の擔任事務を掌理して居ります。

其の事業としては毎月一回雜誌を發行し、時々講演會、演武會を開催し、心身の練磨に資するの外警察上特に功勞顯著にして警察官一般の龜鑑と認められて功勞記章を授受された者には金圓を贈與して其の功績を表彰し、或は就學兒童の保護、共同購買、その他會員の私生活に付いての事項等、種々の施設を試みて居ります、協會設立以來實施して來た事業は左記の通であります。

警察官の招魂祭 年中行事の一として毎年一回併合以來朝鮮で殉職した警察官の招魂祭を舉行して遺族及總督其の他多數の官民參列し、又遺族に對しては記念品の外參列に要する旅費を贈與する等慰靈

に努めて居ります。

武道大會 武道大會も亦年中行事の一で招魂祭と並び行ひます、此の大會は全鮮の警察官中技術優秀なる者及在城學校其の他有志中より選定し二日間に亙つて執行します。又それに引續き武道査定會を開き其の技術を審査して入段又は昇段者に夫々證書を交付し以て斯道の發達進歩に努力して居ります。

刊行物 毎月一回雜誌警務彙報を發行して居ります、彙報は會員の品性陶冶、精神修養等の記事並娯樂方面のものをも加味し、併せて警察官の職務に必要な法令例規を登載してゐる約百六七十頁の雜誌であつて、其の發行部數は毎月一萬九千餘に達して居ります、其の他警察に關する法令例規聚約六千頁を上中下及兵事の四卷に分けて發行し、且三箇月毎に加除録を追刊して居ります。

被服の調製 地方に在住する會員の被服（制服、制帽、私服）調製上の不便を緩和すると同時に、經濟的方面に寄與する目的で大正十二年度から職工を雇備し、工場を設けて之が調製に着手して居ります、而して其の材料の服地は從來市中から購入して居つたが、優良な地質を得ることが困難であり、且價格も異なるので千住製絨所から服地の拂下を受け、又裏地其の他の附屬品も成るべく内地から直接購入することゝして、茲に初めて統一ある調製を爲すことが出來、現に市價に比べて幾分の安價で會員に供給して居ります。

製靴 靴は大正十二年七月から朝鮮皮革株式會社と特約して市價に比べて一割以上の割引を以て供給することゝし、目下相當の成績を擧げて居ます。

共同購買 僻遠地に勤務する警察官は肌着、沓下其の他の雜貨類の購入に不便を感ずるばかりでなく粗惡品を高價に購入してゐるの不便に鑑み大阪の製造元と特約して一割乃至二割の安價で會員に供給することゝして居ります。

その他 時計の購買方法を設けて昭和二年以來實行して居るが是亦相當の成績を擧げて居ります。

協會の資産は前述の雜誌警務彙報の積立金六千圓を基礎とし會員の餉金二萬餘圓及歳入の剩餘金等を積立て、又本會の事業に賛成した銀行會社其の他特志家より寄贈せられた金員を基本財産として現に三十四萬五千四百五十七圓あります。

而して協會の經費は毎月通常會員から徴收する會費及資産から生ずる利子及廣告料金等を以て充て毎年歳入出豫算を作成し、評議員會の決議を経て施行して居ります。

參
考
諸
表

여 백

(三) 警察職員數

現 在	朝鮮總督府 新設當時	代時國		舊 警視廳	期 別	種 別	
		各 道	(假令)			總警監	警視副
	(總長) 一	(假令) 一三		一	總警監	勅任	
				一	總警監副	勅任或 奏任	
一三	(總務) 一三	内地人 一三			部長	奏任	
					港務官	奏任又 勅任	
朝野人 二二	朝野人 二六	朝野人 二二	内地人 二二	三	警視 醫官	奏	
一					港務 獸醫	奏	
一〇					技師 官	任	
	朝野人 六	内地人 二		二	通譯	任	
朝野人 九五	朝野人 一〇一	朝野人 六六	内地人 一三〇	七五	警部	任	
	六	内地人 一六七	内地人 六六	五	警部 醫	奏任或 判任	
六					港務 官	判	
六					獸醫 官	判	
三四					技師 補	任	
	朝野人 五八	内地人 二二	内地人 一九	四	通譯 生	任	
朝野人 一七〇	朝野人 一七三	朝野人 一〇	内地人 一六八		警部 補	任	
朝野人 七二七	朝野人 一七三	朝野人 二、五二七	内地人 一、六八七	一一三	巡 査	待判 任	
	三、二七				巡査 補		

備考 警務局職員は除外す。

第二表

大正八年警察制度改正前後に於ける警察機關の比較

(昭和五年十二月末日割)

(一) 警察官署

期別	種別		警務部(警察部)	警務署又(憲兵隊)	警務署又(憲兵分遣所)	警察官派出所又(憲兵派出所)	警察官駐在所又(憲兵駐在所)	合	計
	憲兵	警察							
制度前	憲兵	警察	一三	一三	一〇〇	一〇	五三	一〇七	一〇三
改正前	憲兵	警察	一三	一三	九八	七	八七	一〇三	一〇三
制度改正後	憲兵	警察	一三	一三	二四七	一三	一四三	一八二	一八二
行政整理前	憲兵	警察	一三	一三	二二	一六七	二四三	二八五	二八五
現在	憲兵	警察	一三	一三	二〇	一九七	二三四	二七六	二七六

(二) 警察官定員

期別	種別		警務總長 憲兵司令官	警務官 憲兵佐官	警務部長 憲兵隊長	警務視察官 憲兵尉官	警務下士 憲兵下士	警部補 憲兵補	警員 憲兵員	合	計
	憲兵	警察									
制度前	憲兵	警察	一	一	一三	二六	一七	一	四七	六三	六三
改正前	憲兵	警察	一	一	一三	九	一七	一	三三	六三	六三
制度改正後	憲兵	警察	一	一	一三	一四	一七	一	四七	八二	八二
行政整理前	憲兵	警察	一	一	一三	一四	一七	一	四七	八二	八二
現在	憲兵	警察	一	一	一三	一四	一七	一	四七	八二	八二

第三表 警察官署

(昭和六年六月末日現在)

四

道別	種別	警察部	警察署	警察官派出所	警察官駐在所	警察官出張所	計
京畿道		1	115	6	168	3	359
忠清北道		1	10	4	9	2	111
忠清南道		1	15	4	15	6	141
全羅北道		1	14	2	15	10	140
全羅南道		1	11	1	10	14	137
慶尙北道		1	11	1	11	8	132
慶尙南道		1	11	1	11	7	121
黄海道		1	12	5	10	9	137
平安南道		1	14	1	14	4	130
平安北道		1	15	2	10	5	133
江原道		1	11	1	12	8	132
咸鏡南道		1	10	1	10	3	124
咸鏡北道		1	12	2	12	3	138
合計		14	140	27	171	57	359

第四表 警察管轄

(昭和五年十二月末日現在)

種別	道別	警察署數	警察支隊數	町數	洞數	内地人口		朝鮮人口		外國人口		總人口		面積
						男	女	男	女	男	女	男	女	
京畿道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
忠清北道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
忠清南道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全羅北道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
全羅南道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
慶尙北道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
慶尙南道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
黃海道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平安南道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
平安北道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
江原道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
咸鏡南道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
咸鏡北道	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
合計	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

備考 ×印小府、島ヲ示ス

第五表 警察管轄の二

(昭和五年十二月末日現在)

六

道名	種別	警察署數	管轄					積	管轄					
			里未滿	二十方	五十方	八十方	百方		里未滿	二萬	五萬	十萬	十五方	
京畿道		二五	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清北道		二〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清南道		二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅北道		二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅南道		三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙北道		三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙南道		三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黃海道		一八	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平南道		一六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平安北道		二四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
江原道		三三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡南道		三〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡北道		一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計		二五〇	一六	二四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四	一四

第六表 警備船成績

(昭和五年十二月末日現在)

道名	署名	船名	船種	總噸數	航行日數	休航日數	航行時間	修理所	運費	運航費	食卓料	經費
京畿道	仁川	第六鵲丸	石油發動機船	九〇噸	二二日	七四日	二時五分	〇〇・〇〇〇	〇〇・〇〇〇	〇〇・〇〇〇	〇〇・〇〇〇	〇〇・〇〇〇

第 5 6 表

忠濟南道	保寧	第二光丸	帆船發動機船	一五〇・〇〇	九三	三七七	四・五三	一、九八八・〇〇	七五七・七五	八、六二五	二、〇一〇・〇〇
全羅北道	群山	九重丸	汽船	四・五七	九八	三七六	五・〇〇	一、九八七・九八	四、一三三	一、九三〇・〇〇	二、〇〇〇・〇〇
全羅南道	木浦	金剛丸	同船	三〇〇・〇〇	一一一	三五四	四・五三	二、八二六・六六	二、九二五・二六	一、〇九〇・九〇	一、〇九〇・九〇
同	同	第一鵲丸	石油發動機船	一一・一七	九六	三六九	四・五三	九、九一・〇〇	一、三三六・二六	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	莞島	第三鵲丸	同	一〇・〇〇	二四三	三三〇	四・四一	一、一七四・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	麗水	鵲丸	同	一六・〇〇	一八二	二八一	四・四一	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
慶尙北道	浦項	八千代丸	同	一三・三三	一八二	二八一	四・四一	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
慶尙南道	統營	第四鵲丸	同	一三・三三	一八二	二八一	四・四一	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	釜山水上	第二鵲丸	汽船	四・七九	一七三	二七〇	四・三二	一、一三三・三三	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	同	第二鵲丸	石油發動機船	六・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
黃海道	海州	第七鵲丸	同	一一・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	長淵	鵲丸	同	二・八三	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
平安南道	鎮南浦	第三鵲丸	汽船	三・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
平安北道	新義州	鵲丸	石油發動機船	五・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	龍岩浦	于代丸	同	一〇・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	滿浦	燕丸	滑走船	五・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	昌城	鴨丸	石油發動機船	三・〇〇	二〇〇	二七〇	四・三二	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
咸鏡南道	元山	第一鵲丸	汽船	四・〇〇	一〇二	二五九	三・五〇	一〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
咸鏡北道	清津	泉丸	石油發動機船	一六・〇〇	一〇二	二五九	三・五〇	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	雄基	鳩丸	同	一六・〇〇	九九	二六八	三・五〇	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
同	慶興	鶴丸	同	四・〇〇	九三	二六三	三・五〇	一、〇〇〇・〇〇	一、三三三・八四	一、四七五・五〇	一、四七五・五〇
平均	計	一二隻	汽船	二、〇六・六六	二、〇〇	二、〇〇	二、〇六・六六	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇	一、〇〇〇・〇〇

第七表 警察電話架設個所

(昭和五年十二月末日現在)

道名	警察署	警察署	警察署	在所		派出所		出張所		總計
				電話備	電話	電話備	電話	電話備	電話	
京畿道	二六	〇	四九	〇	六二	〇	〇	〇	二七〇	〇
忠清北道	一一	一一	六	〇	四	〇	〇	〇	一〇九	〇
忠清南道	一五	一七	三三	〇	四	〇	〇	〇	一八一	〇
全羅北道	一四	一七	一五	〇	三	〇	〇	〇	一八一	〇
全羅南道	二二	二二	二六	〇	八	〇	〇	〇	二五九	〇
慶尙北道	二四	一九	三三	〇	三	〇	〇	〇	二八一	〇
慶尙南道	二四	一九	二六	〇	三	〇	〇	〇	二九二	〇
黃海道	一九	一八	二七	〇	五	〇	〇	〇	二二九	〇
平安南道	一七	一四	一六	〇	三	〇	〇	〇	一八六	〇
平安北道	一五	一六	一四	〇	九	〇	〇	〇	二九二	〇
江原道	三三	三三	一〇	〇	二	〇	〇	〇	一〇一	〇
咸鏡南道	三三	三三	二二	〇	四	〇	〇	〇	二四三	〇
咸鏡北道	三〇	三〇	一四	〇	二	〇	〇	〇	二四三	〇
合計	二六〇	二七〇	二六六	〇	一六七	〇	〇	〇	二九三〇	〇

備考 ○印は警察専用電話、×印は本年度新規架設、△印は請願巡査出張所を示す。

第八表 警察設備

(昭和五年十二月末日現在)

種別	箇所数	自動車	自轉車	自轉車	馬	匹	寫真機	指紋器	小銃	拳銃	機關銃
警察部	三三	二六	七	一〇〇	四	六八	三三	三三	八三	三三	三

警察署	二五〇	二二	五六四	九八	二〇五	三三五	七、七四〇	三、七五二
警察官駐在所	二、三三〇	—	一六	—	—	一五五	六、六八八	二、四二二
警察官派出所	一八六	—	—	—	—	—	—	—
警察官出張所	一三四	—	—	—	—	—	—	—
合計	二、八三三	二六	七二二	七三	二四四	四九六	一五、六五五	六、六八二

第九表

累年警察費

(昭和六年三月末日調)

年度別	警察費	前年度に比し増減	増減の主なる理由
大正七年度	八、〇〇三、九六七	—	—
大正八年度	一七、七三四、七四四	一三、三七七、六八〇	憲兵費二、四九七、四九四及同補助員費二、七〇〇圓を含む 又本年度經費は大正八年度に至りては物價騰貴に依り當然約五割を増加せらるべきものとす
大正九年度	二二、九四八、四二五	六、二三三、六二二	主として傳染病豫防費、騷擾事件費、物價騰貴及警察制度改正に依る警察官一〇、五六一人増員に伴ふ増加とす
大正十年度	二二、九六四、九八七	一、九三三、四三八	主として前年度増員に對する差増、騷擾事件に伴ふ留置人費、虎列刺豫防費及第二次警察官三、二五一一人増員に伴ふ増加とす
大正十一年度	三三、二五六、二四二	二九一、二五四	主として前年度初年度調辦費及虎列刺豫防費の減少とす
大正十二年度	三三、〇七五、二二二	一八、八七九	行政整理に伴ふ減少とす
大正十三年度	二二、九三三、七八九	九三、七三三	主として前年度限りの防寒被服費の減少とす
大正十四年度	一九、六七〇、七〇〇	△二、三〇三、七一九	主として行政整理の爲警視以下二、二七六減員に伴ふ減少とす
大正十五年度	一九、七六八、四〇四	九三、三三四	主として補充費途及衛生費の増額及國境警察官並獸疫豫防道技手八人増員に伴ふ増加とす
昭和二年度	二〇、一三三、三三三	三五四、九九九	主として警察官の待遇改善に伴ふ増加とす
昭和三年度	二〇、〇八八、八九一	一八五、三〇八	主として警部補一三名巡查一三〇名増員に伴ふ増加とす
昭和四年度	二〇、九六六、八九五	六八八、三〇四	主として警察共済組合給與金及鮮人列任官以下俸給定率向上に伴ふ増加とす
昭和五年度	二〇、九三三、三〇八	△七二、五六七	主として整理節約に伴ふ減とす
昭和六年度	二〇、一四六、九七四	△七七八、三三四	同上

備考 △印は減とす。

第十表 昭和六年度警察費豫算

總計		傳給		事務費		應給		修繕費		巡査俸給		內國旅費		外國旅費		給與		雇員給		備人料		宿舍料		渡切費							
78,124.74	78,124.74	19,391.10	19,391.10	1,270.00	1,270.00	97,777.00	97,777.00	12,865.00	12,865.00	5,686.00	5,686.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00						
被服及帶具費	被服及帶具費	共濟組合	共濟組合	銃器彈藥費	銃器彈藥費	馬匹費	馬匹費	船舶諸費	船舶諸費	雜費	雜費	留人費	留人費	器具費	器具費	食費	食費	雜費	雜費	衛生及防疫費	衛生及防疫費	衛生費	衛生費	傳染病豫防費	傳染病豫防費	檢疫及患者費	檢疫及患者費	家畜傳染病	家畜傳染病	豫防費	豫防費
78,124.74	78,124.74	19,391.10	19,391.10	1,270.00	1,270.00	97,777.00	97,777.00	12,865.00	12,865.00	12,865.00	12,865.00	5,686.00	5,686.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	1,312.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00	3,333.00
移出牛檢疫費	移出牛檢疫費	傳染病地方病	傳染病地方病	病院費	病院費	接待費	接待費	請願巡查費	請願巡查費	請願巡查費	請願巡查費	執行及送達事務費	執行及送達事務費	執行及送達	執行及送達	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費	機密費
88,499.00	88,499.00	5,686.00	5,686.00	12,865.00	12,865.00	1,110.00	1,110.00	6,499.00	6,499.00	6,499.00	6,499.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	2,000.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00	1,500.00

第十一表 警察職員定員

(昭和五年十二月末日現在)

道別	官職別	警察官		其他職員		合計
		警視	警部	技師	醫官	
京畿道	計鮮内	1	10	1	1	13
		1	10	1	1	13
忠清北道	計鮮内	1	1	1	1	4
		1	1	1	1	4
忠清南道	計鮮内	1	1	1	1	4
		1	1	1	1	4
全羅北道	計鮮内	1	1	1	1	4
		1	1	1	1	4
全羅南道	計鮮内	1	1	1	1	4
		1	1	1	1	4
慶尙北道	計鮮内	1	1	1	1	4
		1	1	1	1	4
合計		8	24	8	8	48

第1011表

一一

道別	官職別		警察官		其他職員		合計
	部長	警視	警部	警部補	巡查	計	
慶尙南道	1	1	3	6	1	1	12
黃海道	1	1	3	5	1	1	12
平安南道	1	1	3	5	1	1	12
平安北道	1	1	3	5	1	1	12
江原道	1	1	3	5	1	1	12
咸鏡南道	1	1	3	5	1	1	12
咸鏡北道	1	1	3	5	1	1	12
合計	8	8	24	40	8	8	106

第十二表

警察官現員現給

(昭和五年十二月末日現在)

道名	種別	警		部		巡		在
		定員	現員	定員	現員	定員	現員	
京畿道	朝鮮人	10	10	47	47	1,176	1,176	4,170
忠清北道	朝鮮人	1	1	110	110	2,977	2,977	4,070
忠清南道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
全羅北道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
全羅南道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
慶尙北道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
慶尙南道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
黃海道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
平安南道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
平安北道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
江原道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
咸鏡南道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
咸鏡北道	朝鮮人	1	1	10	10	2,995	2,995	4,070
合計	朝鮮人	10	10	47	47	1,176	1,176	4,170

第十三表

警察官勤務別

(昭和五年十二月末日現在)

道別	種別	警務部		警視廳		派出所		駐在所		出服所		警務合	
		視部	警部	視部	警部	長部	計	長部	計	長部	計	視部	警部
東畿道	計鮮内	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
忠清北道	計鮮内	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
忠清南道	計鮮内	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
全羅北道	計鮮内	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
全羅南道	計鮮内	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
慶尙北道	計鮮内	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11
計		11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11

第十四表 警察官勤績年數

(昭和五年十二月末現在)

道別	種別		一年未滿	一年以上	二年以上	五年以上	十年以上	十五年以上	二十年以上
	視部	警部							
京畿道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1
忠清北道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1
忠清南道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1
全羅北道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1
全羅南道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1
慶尙北道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1
慶尙南道	計鮮内	1	1	1	1	1	1	1	1
	視部	1	1	1	1	1	1	1	1
	警部	1	1	1	1	1	1	1	1

第十五表 警察官年齢

(昭和五年十二月末日現在)

道別	種別	二十五年未滿			三十年未滿			四十年未滿			五十年未滿			五十年以上		
		視部	警部	計	視部	警部	計	視部	警部	計	視部	警部	計	視部	警部	計
京畿道	計鮮内	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
忠清北道	計鮮内	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
忠清南道	計鮮内	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
全羅南道	計鮮内	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
全羅北道	計鮮内	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
慶尙北道	計鮮内	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2
		1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2	1	1	2

第十六表の一

警察官吏本籍別

(内地人)

(昭和五年十二月末日現在)

府縣別	官職別	警部長	警視	警部	警部補	巡查	計	府縣別	官職別	警部長	警視	警部	警部補	巡查	計
北海道		一	一	一	一	三	四	石川縣		一	一	四	九	九五	一〇〇
青森縣		一	一	一	一	三	四	福井縣		一	一	二	四	八	八
岩手縣		一	一	一	一	三	四	德島縣		一	一	二	七	一〇	一〇
宮城縣		一	一	一	一	三	四	香川縣		一	一	二	七	一〇	一〇
秋田縣		一	一	一	一	三	四	愛媛縣		一	一	二	七	一〇	一〇
山形縣		一	一	一	一	三	四	高知縣		一	一	二	七	一〇	一〇
福島縣		一	一	一	一	三	四	山梨縣		一	一	二	七	一〇	一〇
茨城縣		一	一	一	一	三	四	長野縣		一	一	二	七	一〇	一〇
栃木縣		一	一	一	一	三	四	岐阜縣		一	一	二	七	一〇	一〇
群馬縣		一	一	一	一	三	四	靜岡縣		一	一	二	七	一〇	一〇
埼玉縣		一	一	一	一	三	四	愛知縣		一	一	二	七	一〇	一〇
千葉縣		一	一	一	一	三	四	三重縣		一	一	二	七	一〇	一〇
東京府		二	二	二	二	五	七	滋賀縣		一	一	二	七	一〇	一〇
神奈川縣		一	一	一	一	三	四	京都府		一	一	二	七	一〇	一〇
新潟縣		一	一	一	一	三	四	大阪府		一	一	二	七	一〇	一〇
富山縣		一	一	一	一	三	四	兵庫縣		一	一	二	七	一〇	一〇
石川縣		一	一	一	一	三	四	長崎縣		一	一	二	七	一〇	一〇
奈良縣		一	一	一	一	三	四	佐賀縣		一	一	二	七	一〇	一〇
和歌山縣		一	一	一	一	三	四	熊本縣		一	一	二	七	一〇	一〇
鳥取縣		一	一	一	一	三	四	大分縣		一	一	二	七	一〇	一〇
島根縣		一	一	一	一	三	四	宮崎縣		一	一	二	七	一〇	一〇
岡山縣		一	一	一	一	三	四	鹿兒島縣		一	一	二	七	一〇	一〇
廣島縣		一	一	一	一	三	四	沖繩縣		一	一	二	七	一〇	一〇
山口縣		一	一	一	一	三	四	合計		三	三	三	三	三	三
福岡縣		一	一	一	一	三	四			三	三	三	三	三	三
福岡縣		一	一	一	一	三	四			三	三	三	三	三	三

第十六表の二

警察官吏本籍別

(朝鮮人)

(昭和五年十二月末日現在)

道別	官職別		警視	警部	警部補	巡査	計	道別	官職別		警視	警部	警部補	巡査	計
	警視	警部							警視	警部					
京畿道	二	二			二	七	七九	京畿道	一	一				二	四〇七
忠清北道						三	七九	忠清北道						二	四〇七
忠清南道						三	七九	忠清南道						二	四〇七
全羅北道						七	七九	全羅北道						二	四〇七
全羅南道						七	七九	全羅南道						二	四〇七
慶尙北道						七	七九	慶尙北道						二	四〇七
慶尙南道						七	七九	慶尙南道						二	四〇七
慶尙南道						七	七九	慶尙南道						二	四〇七
合計	二	二			二	七	七九	合計	一	一				二	四〇七

第十七表の一

巡査採用成績

(警察官講習所)

(昭和五年中)

年別	種別	志願人員	採用	學	不	街	體	格	探	其	他	計	採用	豫定	探	否	未定	他
昭和五年		八、六八八	八、六四三	六、六四三		六、六四三		六、九三		三〇		七、六七三	一、二					
昭和四年		六、五五六	一、三三三	四、三五六		五、一〇		五、一〇		四六		五、一七九						
昭和三年		八、四三一	一、二七五	五、三九〇		八、三三		八、三三		八七三		七、〇八四						
昭和二年		四、五三三	一、一〇八	三、七三三		五、〇九		五、〇九		三三		三、四七九						
昭和元年		五、八二〇	八、二〇	三、八八六		五、七〇		五、七〇		五九		五、〇九〇						

第十七表の二 巡査採用成績 (各道) (昭和五年中)

道種別	内地		朝鮮		不採		其他	
	特別	計	特別	計	特別	計	特別	計
京畿道	二二	三三	一四三	一四六	九	一四六	五三	一、五七
忠清北道	一一	二二	三六	三九	一	三九	二六	四七五
忠清南道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
全羅北道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
全羅南道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
慶尙北道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
慶尙南道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
黃海道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
平安南道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
平安北道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
江原道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
咸鏡南道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
咸鏡北道	一一	二二	五五	五八	一	五八	二六	四七五
合計	101	101	六四	六七	一〇	七三	七四	八、一六〇
昭和四年	二八	四三	七、六六	五五三	二九	五八六	一、五三	七、二一六
昭和三年	二八	四三	七、九〇八	六九四	五九	七五八	一、〇一八	七、二四
昭和二年	二八	四三	八、七六八	八二七	五七	八七四	一、一三四	七、九五一
昭和元年	二八	四三	九、一九五	八五六	六三	九八	一、〇〇八	八、三三七

第十八表

巡查教育程度

(昭和五年十二月末日現在)

道	累年比較			年次及道別	種別	通學者	小學校又は普通學校	中學校又は高等普通學校	中等學校の程度	高等專門學校の程度	計
	昭和四年	昭和三年	昭和二年								
京畿道	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	昭和四年	昭和三年	昭和二年	1,093	1,747	1,747	1,747	1,747
忠清北道	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	399	399	399	44	104	104	104	399
忠清南道	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	399	399	399	44	104	104	104	399
全羅北道	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	11	11	11	11	11	11	11	11
全羅南道	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	30	30	30	30	30	30	30	30
道別	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	399	399	399	44	104	104	104	399
計	朝鮮地人	朝鮮地人	朝鮮地人	1,093	1,747	1,747	1,747	1,747	1,747	1,747	1,747

年次及道別	種別								
	合 計	咸鏡北道	咸鏡南道	江 原 道	平 安 北 道	平 安 南 道	黃 海 道	慶 尙 南 道	慶 尙 北 道
別	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人	朝鮮内地人
通	11,311	5,561	4,441	3,591	7,771	1,511	4,441	1,311	3,011
中 途 卒 業	10,111	4,971	3,671	2,971	6,011	1,211	3,311	1,111	2,411
中 途 卒 業	11,311	5,561	4,441	3,591	7,771	1,511	4,441	1,311	3,011
中 途 卒 業	10,111	4,971	3,671	2,971	6,011	1,211	3,311	1,111	2,411
中 途 卒 業	11,311	5,561	4,441	3,591	7,771	1,511	4,441	1,311	3,011
中 途 卒 業	10,111	4,971	3,671	2,971	6,011	1,211	3,311	1,111	2,411
中 途 卒 業	11,311	5,561	4,441	3,591	7,771	1,511	4,441	1,311	3,011
中 途 卒 業	10,111	4,971	3,671	2,971	6,011	1,211	3,311	1,111	2,411
計	11,311	5,561	4,441	3,591	7,771	1,511	4,441	1,311	3,011

第十九表

警察官語學能率

(内地人は朝鮮語)

(昭和五年十二月末日現在)

年道別	種別				警察官語學能率	手當の有無
	内地人	朝鮮人	内地人	朝鮮人		
昭和元年	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
昭和二年	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
昭和三年	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
昭和四年	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
京畿道	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
忠清北道	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
忠清南道	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
全羅北道	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
全羅南道	部	警	支	上	有	無
	補	警	通	記		
合計						

第19表

二五

年道別	種別	警部		手當の有無	警部補の巡査計
		有	無		
慶尙北道	朝内朝鮮地人計	警部	七〇三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	七〇三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	七〇三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
慶尙南道	朝内朝鮮地人計	警部	九五四	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	九五四	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	九五四	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
黄海道	朝内朝鮮地人計	警部	九五四	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	九五四	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	九五四	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
平安南道	朝内朝鮮地人計	警部	二六五	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	二六五	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	二六五	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
平安北道	朝内朝鮮地人計	警部	二六五	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	二六五	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	二六五	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
江原道	朝内朝鮮地人計	警部	六三三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	六三三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	六三三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
咸鏡南道	朝内朝鮮地人計	警部	九七三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	九七三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	九七三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
咸鏡北道	朝内朝鮮地人計	警部	七〇三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	七〇三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
		巡査	三〇七	〇	三〇七
		計	一、〇一〇	〇	一、〇一〇
		警部	七〇三	〇	一、〇〇六
		警部補	三〇七	〇	三〇七
合計	朝内朝鮮地人計	警部	六、〇一〇	〇	六、〇一〇
		警部補	三、〇一〇	〇	三、〇一〇
		巡査	三、〇一〇	〇	三、〇一〇
		計	九、〇三〇	〇	九、〇三〇
		警部	六、〇一〇	〇	六、〇一〇
		警部補	三、〇一〇	〇	三、〇一〇
		巡査	三、〇一〇	〇	三、〇一〇
		計	九、〇三〇	〇	九、〇三〇
		警部	六、〇一〇	〇	六、〇一〇
		警部補	三、〇一〇	〇	三、〇一〇

職譯通譯共に
 交通な
 し漸得くる對話
 上記の程度に
 警部
 警部補の
 巡査
 計

第二十表

警部警部補考試合格者
警部警部補考試合格者

(昭和五年十二月末日現在)

道別	官職別	警部		警部補		警部		警部補		警部		警部補	
		警視	警部	警視	警部	警視	警部	警視	警部	警視	警部	警視	警部
京畿道	計鮮内	三	一	四	一	三	一	三	一	三	一	三	一
忠清北道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清南道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅北道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅南道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙北道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙南道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黄海道	計鮮内	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
計		10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10

道別	官職別		警部		警部補		巡査部長		巡査		計	
	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計	警視	警部	警部補	巡査部長	巡査	計
平安南道	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
平安北道	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
江原道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡南道	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡北道	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五	五
合計	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
昭和四年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
昭和三年	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第二十一表 警察官の進退及死亡

(昭和五年十二月末日現在)

年道及官職別	果 年 比 較						依 願	免 計	都 務 出 休 死 計	昇	
	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年				警視に	警部に
別	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	其 他	都 務 出 休 死 計	計	警視に	警部に
免職官	一、五九八	一、五九六	一、七九〇	三、三三三	三、三三三	三、三三三					
病氣	九、三三八	八、七三三	一、二二五	一、七三三	九、三三八	九、三三八					
都合	四、三三八	三、四七三	四、〇〇〇	二、七三三	四、三三八	四、三三八					
其他	五、二二二	四、八六六	一、二二二	七、三三三	五、二二二	五、二二二					
計	一、七三三	一、五九六	一、七九〇	一、四三三	一、七三三	一、七三三					
都務	一、二二二	一、三三三	一、七三三	三、三三三	三、三三三	三、三三三					
出職及	七、三三八	七、三三八	七、三三八	八、三三八	七、三三八	七、三三八					
死亡	一、〇〇〇	一、〇〇〇	七、三三八	九、三三八	一、〇〇〇	一、〇〇〇					
計	一、七三三	一、五九六	一、七九〇	一、四三三	一、七三三	一、七三三					
昇		1 1	1 1	2 2	1 1	1 1					
警視に		1 1	1 1	2 2	1 1	1 1					
警部に		7 7	16 10	9 3	8 3	8 3					
警部に		7 7	16 10	9 3	8 3	8 3					
昇		1 1	1 1	2 2	1 1	1 1					
警視に		1 1	1 1	2 2	1 1	1 1					
警部に		7 7	16 10	9 3	8 3	8 3					
警部に		7 7	16 10	9 3	8 3	8 3					

道								年道及官職別	種別
黄海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道	京畿道		
計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	免職官	依 家 事 其 他 計 免
六六	八七一	三二一	二一一	九六三	一〇六	八六二	一六二五		
五二四	九七六	一〇五六	五八三	六二四	三五四	二〇一九	八三三		
一三九四	一三八五	三〇二三	二二二三	三一三	四四二	一一二九	六四三		
二	二	三					二二		
七〇三	一四五六	一八五七	八三四	七六四	八九四	四二二	一五六八		
三二一	一八〇	七一六		一六九七	一一	六一五	二二九		
	3	3					3		
八	七一六	八二六	七一六	五一四	二	二	一六三		
五二五	九四五	三一三	五四二	一五九六	一一	二二	一五六		
	3	3					3		
九四三	一五九六	一四八七	一〇七	一六六	一五三	一〇八	三二四		
	1	1							
四	四	一三	五	二	八二六	七一六	五一四	三	
九二七	一三二	九一八	一六三	九二七	一〇	一〇	七	三	

三〇
(昭和五年中)

昇
警視に
警部に
補警に部

備考 昇進欄内の算用数字は他官に轉出を示す
 休職及出向欄内の算用数字は朝鮮以外への出向を示す

官 職 別			別					
警 部	警 部 補	巡 査	合 計	咸 鏡 北 道	咸 鏡 南 道	江 原 道	平 安 北 道	平 安 南 道
計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内	計鮮内
二五七〇	一〇一一	一一一一	二六五四	一〇五五	二六五	四一三	一八九九	五五
八三九	四八五	二五二	九四九	六〇三	六九〇	七九〇	一〇四七	八九
三七八	二〇九	一一一一	三九七	三九〇	六二七	四二二	一〇六	四二二
九五四	一一一一	八一七	一七六一	一一一一	一一一一	五三二	一一一一	一一一一
一〇二〇	三六六	二七五	一三六三	九四五	二七五	七四五	二八五	九四
一四八七	一一一一	一一一一	一四六八	四〇三	一三五	一一一一	一一一一	一五〇
9 9		1 1	10 10		1 1	3 3		
八二七	五五三	一一一一	三二六	一一一一	九一九	八一七	一一一一	六一六
九〇五	一一一一	一一一一	一〇四六	四一四	五一四	四二二	一七四	七四三
9 9		1 1	10 10		1 1	3 3		
一七〇	七九七	三九五	一〇七六	一〇七〇	一四八	六六八	九六〇	二八三
		1	1					1 1
	1 1		1 1					
	九一〇	八〇一一	九一〇	八一七	三二八	三二二	八一七	五一四
一一三	一〇一	一一一一	一一三	八一七	一一一一	一一一一	八一七	一一一一

第二十二表

警察上死傷人員

(昭和五年中)

職	官	年 累				種 別	年 道 及 官 職 別
		昭 和 四 年	昭 和 三 年	昭 和 二 年	昭 和 元 年		
巡 査	警 部 補	警 部	計 鮮 内	計 鮮 内	計 鮮 内	計 鮮 内	
							捜査罪
							水防
							火災
							豫防
							傳染病
							演武
							及暴行者
							取押狂者
							救人命
							討伐
							其他
							計
							捜査罪
							水防
							火災
							豫防
							傳染病
							演武
							及暴行者
							取押狂者
							救人命
							討伐
							其他
							計
							死者計
							傷者計

年道及官職別		種							
別	道	別							
		合計	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	
死	傷	計							
		計	計	計	計	計	計	計	
死	傷	捜査罪	四一三	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
		水防	三三三	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
死	傷	豫防	六四二	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
		救病							
死	傷	演武							
		者及暴							
死	傷	取發							
		押狂							
死	傷	救人							
		命助							
死	傷	匪賊							
		討伐							
死	傷	其他	三三						
		計	六八八	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
死	傷	捜査罪	七六四	一九六	三二				六一五
		水防	九四五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
死	傷	豫防	三三五	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
		救病							
死	傷	演武	一〇〇	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
		者及暴							
死	傷	取發							
		押狂							
死	傷	救人							
		命助							
死	傷	匪賊							
		討伐							
死	傷	其他	一一一						
		計	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一	一一一
死	傷	者計	一一一						
		傷計	一一一						

第二十三表 巡查懲罰

(昭和五年中)

道	年				種類	免職	減人	員金	俸額	謫	責	人員合計
	昭 和 四 年	昭 和 三 年	昭 和 二 年	昭 和 元 年								
京畿道	朝鮮人 計 1495	朝鮮人 計 1495	朝鮮人 計 1495	朝鮮人 計 1495	免職 1495	減人 1495	員金 1495	俸額 1495	謫 1495	責 1495	人員合計 1495	
忠清北道	朝鮮人 計 863	朝鮮人 計 863	朝鮮人 計 863	朝鮮人 計 863	免職 863	減人 863	員金 863	俸額 863	謫 863	責 863	人員合計 863	
忠清南道	朝鮮人 計 106	朝鮮人 計 106	朝鮮人 計 106	朝鮮人 計 106	免職 106	減人 106	員金 106	俸額 106	謫 106	責 106	人員合計 106	
全羅北道	朝鮮人 計 963	朝鮮人 計 963	朝鮮人 計 963	朝鮮人 計 963	免職 963	減人 963	員金 963	俸額 963	謫 963	責 963	人員合計 963	
全羅南道	朝鮮人 計 211	朝鮮人 計 211	朝鮮人 計 211	朝鮮人 計 211	免職 211	減人 211	員金 211	俸額 211	謫 211	責 211	人員合計 211	

第 23 表

三五

年道事由別		種別	免職	人減	員金	體額	證	責	人員合計
別	計								
慶尙北道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
慶尙南道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
黃海道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
平安南道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
平安北道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
江原道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
咸鏡南道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
咸鏡北道	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三
合計	朝鮮內地人	一	二	三	四	五	六	七	三

別		由					事			
其 の 他	瀆 職	義 務 違 反	監 督 不 行 盾	威 信 失 墜	職 務 怠 慢	職 權 濫 用	官 規 紊 亂	素 行 不 修	誓 約 違 反	職 務 拋 棄
朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人	朝 内 計 鮮 地 人 人
一一	二一	一五	一	二六	一五	一四	一一	二二	二二	二二
一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一	一一
一	一	二八	一	九六	四三	一五	一〇八	一三	一四	一
二・一〇	二・一〇	一七・八	一一・〇	六八・〇	一、一三	四〇・一五	二九・七	一三・九	一六・四	一
四三一	一一	三三	一一	三六	二七	一八	三三	一四	二二	一一
六四三	一一	三三	一一	一五	八八	二八	一五	八	三三	一七

第二十五表

巡査精勳證書授與者

(昭和五年十二月末日現在)

道	比較年累					種別	授與者	授與者の内
	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年			
京畿道	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	授與者	授與者の内	年末現在
忠清北道	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	授與者	授與者の内	年末現在
忠清南道	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	授與者	授與者の内	年末現在
全羅北道	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	授與者	授與者の内	年末現在
全羅南道	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	朝鮮人計	授與者	授與者の内	年末現在
合計	10	8	8	6	4	2	2	2
合計	5,811	5,087	5,070	4,959	3,950	2,733	2,733	2,733
合計	7,910	7,071	7,111	7,126	6,100	4,921	4,921	4,921
合計	10	8	8	6	4	2	2	2
合計	5,811	5,087	5,070	4,959	3,950	2,733	2,733	2,733
合計	7,910	7,071	7,111	7,126	6,100	4,921	4,921	4,921
合計	10	8	8	6	4	2	2	2
合計	5,811	5,087	5,070	4,959	3,950	2,733	2,733	2,733
合計	7,910	7,071	7,111	7,126	6,100	4,921	4,921	4,921

第 25 表

四 一

備考 算用数字は朝鮮外よりの轉入を示す

年次及道別	種別																			
	慶尙北道		慶尙南道		黃海道		平安南道		平安北道		江原道		咸鏡南道		咸鏡北道		合計			
別	朝内計		朝内計		朝内計		朝内計		朝内計		朝内計		朝内計		朝内計		朝内計			
授員	前年より		前年より		前年より		前年より		前年より		前年より		前年より		前年より		前年より			
授員	本年授員		本年授員		本年授員		本年授員		本年授員		本年授員		本年授員		本年授員		本年授員			
授員	轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤		轉入及再勤			
授員	計		計		計		計		計		計		計		計		計			
授員	退職者		退職者		退職者		退職者		退職者		退職者		退職者		退職者		退職者		退職者	
授員	收計		收計		收計		收計		收計		收計		收計		收計		收計		收計	
授員	年内		年内		年内		年内		年内		年内		年内		年内		年内		年内	
授員	年末現在		年末現在		年末現在		年末現在		年末現在		年末現在		年末現在		年末現在		年末現在		年末現在	
	235	99	334	112	323	126	348	161	344	161	350	177	303	148	308	151	299	147	292	143
	221	77	273	103	277	135	284	136	283	134	287	141	243	115	247	121	236	116	233	115
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	236	100	335	113	324	127	349	162	345	162	351	178	304	149	309	152	300	148	293	144
	222	78	274	104	278	136	285	137	284	135	288	142	244	116	248	122	237	117	234	116
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	237	101	336	114	325	128	350	163	346	163	352	179	305	150	310	153	301	149	294	145
	223	79	275	105	279	137	286	138	285	136	289	143	245	117	249	123	238	118	235	117
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	238	102	337	115	326	129	351	164	347	164	353	180	306	151	311	154	302	150	295	146
	224	80	276	106	280	138	287	139	286	137	290	144	246	118	250	124	239	119	236	118
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	239	103	338	116	327	130	352	165	348	165	354	181	307	152	312	155	303	151	296	147
	225	81	277	107	281	139	288	140	287	138	291	145	247	119	251	125	240	120	237	119
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	240	104	339	117	328	131	353	166	349	166	355	182	308	153	313	156	304	152	297	148
	226	82	278	108	282	140	289	141	288	139	292	146	248	120	252	126	241	121	238	120
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	241	105	340	118	329	132	354	167	350	167	356	183	309	154	314	157	305	153	298	149
	227	83	279	109	283	141	290	142	289	140	293	147	249	121	253	127	242	122	239	121
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	242	106	341	119	330	133	355	168	351	168	357	184	310	155	315	158	306	154	299	150
	228	84	280	110	284	142	291	143	290	141	294	148	250	122	254	128	243	123	240	122
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	243	107	342	120	331	134	356	169	352	169	358	185	311	156	316	159	307	155	300	151
	229	85	281	111	285	143	292	144	291	142	295	149	251	123	255	129	244	124	241	123
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	244	108	343	121	332	135	357	170	353	170	359	186	312	157	317	160	308	156	301	152
	230	86	282	112	286	144	293	145	292	143	296	150	252	124	256	130	245	125	242	124
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	245	109	344	122	333	136	358	171	354	171	360	187	313	158	318	161	309	157	302	153
	231	87	283	113	287	145	294	146	293	144	297	151	253	125	257	131	246	126	243	125
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	246	110	345	123	334	137	359	172	355	172	361	188	314	159	319	162	310	158	303	154
	232	88	284	114	288	146	295	147	294	145	298	152	254	126	258	132	247	127	244	126
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	247	111	346	124	335	138	360	173	356	173	362	189	315	160	320	163	311	159	304	155
	233	89	285	115	289	147	296	148	295	146	299	153	255	127	259	133	248	128	245	127
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	248	112	347	125	336	139	361	174	357	174	363	190	316	161	321	164	312	160	305	156
	234	90	286	116	290	148	297	149	296	147	300	154	256	128	260	134	249	129	246	128
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	249	113	348	126	337	140	362	175	358	175	364	191	317	162	322	165	313	161	306	157
	235	91	287	117	291	149	298	150	297	148	301	155	257	129	261	135	250	130	247	129
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	250	114	349	127	338	141	363	176	359	176	365	192	318	163	323	166	314	162	307	158
	236	92	288	118	292	150	299	151	298	149	302	156	258	130	262	136	251	131	248	130
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	251	115	350	128	339	142	364	177	360	177	366	193	319	164	324	167	315	163	308	159
	237	93	289	119	293	151	300	152	299	150	303	157	259	131	263	137	252	132	249	131
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	252	116	351	129	340	143	365	178	361	178	367	194	320	165	325	168	316	164	309	160
	238	94	290	120	294	152	301	153	300	151	304	158	260	132	264	138	253	133	250	132
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	253	117	352	130	341	144	366	179	362	179	368	195	321	166	326	169	317	165	310	161
	239	95	291	121	295	153	302	154	301	152	305	159	261	133	265	139	254	134	251	133
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	254	118	353	131	342	145	367	180	363	180	369	196	322	167	327	170	318	166	311	162
	240	96	292	122	296	154	303	155	302	153	306	160	262	134	266	140	255	135	252	134
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	255	119	354	132	343	146	368	181	364	181	370	197	323	168	328	171	319	167	312	163
	241	97	293	123	297	155	304	156	303	154	307	161	263	135	267	141	256	136	253	135
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	256	120	355	133	344	147	369	182	365	182	371	198	324	169	329	172	320	168	313	164
	242	98	294	124	298	156	305	157	304	155	308	162	264	136	268	142	257	137	254	136
	1	1	1	1	1	1	1													

第二十六表 警察文書件數

(昭和五年中)

種別	收件		送件		日平均	計	警察本部 種内郵便 一日の取 扱件數
	文書	口頭	文書	口頭			
大正十年	五、八七三、五三三	五、四七〇	—	—	—	一一、三四三	二、八八二
大正十一年	六、三六一、五五六	七、一三三	—	—	—	一三、四四九	三、〇一七
大正十二年	七、三〇三、四五六	三、二〇七	—	—	—	一〇、五一〇	三、〇〇三
大正十三年	七、三五六、三三六	二、四〇八、二五三	—	—	—	一〇、一八四	三、一六九
大正十四年	七、三三〇、六六四	一、〇八八、八八一	七、三三三、六四四	—	—	一〇、〇〇〇	三、一三二
昭和元年	八、〇四三、六〇〇	四、八八八、九三九	七、七〇〇、四四四	—	—	一三、〇〇〇	三、一四二
昭和二年	八、〇三三、〇〇〇	四、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一三、三三三	三、一四二
昭和三年	九、三六七、九七九	三、三三三、三三三	八、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一三、三三三	三、一四二
昭和四年	九、三九一、九一九	三、三三三、三三三	一、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一三、三三三	三、一四二
昭和五年	九、八九九、〇〇〇	三、三三三、三三三	一〇、〇〇〇、〇〇〇	—	—	一三、三三三	三、一四二
京畿道	一、四二六、四二六	一、三三三、三三三	一、三〇〇、三〇〇	—	—	二、六三三	〇、四〇〇
忠清北道	三、〇〇〇、〇〇〇	一、七〇〇、七〇〇	三、三三三、三三三	—	—	六、〇三三	一、四〇〇
忠清南道	六、六六六、六六六	四、〇〇〇、〇〇〇	七、三三三、三三三	—	—	一三、九三三	一、八〇〇
全羅北道	五、八八八、八八八	一、九八八、九八八	六、六六六、六六六	—	—	一三、五三三	一、九〇〇
全羅南道	五、九九九、九九九	三、八八八、八八八	五、七七七、七七七	—	—	一三、五五五	二、七〇〇
慶尙北道	八、〇〇〇、〇〇〇	三、三三三、三三三	七、七七七、七七七	—	—	一三、一三三	三、二〇〇
慶尙南道	一、〇〇〇、〇〇〇	二、〇〇〇、〇〇〇	九、九九九、九九九	—	—	一三、〇〇〇	三、三〇〇
黃海道	六、六六六、六六六	七、七七七、七七七	四、四四四、四四四	—	—	一八、八八八	三、九〇〇
平安南道	七、七七七、七七七	一、八八八、八八八	六、六六六、六六六	—	—	一五、四四四	三、九〇〇
平安北道	七、六六六、六六六	七、〇〇〇、〇〇〇	一、七七八、七八七	—	—	一六、三三三	三、九〇〇
江原道	六、七七八、七八七	六、六六六、六六六	九、九九九、九九九	—	—	一三、三三三	三、九〇〇
咸鏡南道	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	七、七七七、七七七	—	—	一三、三三三	三、九〇〇
咸鏡北道	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	六、六六六、六六六	—	—	一三、三三三	三、九〇〇

第二十七表

巡查定員一人當受持面積、戸數及人口

(昭和五年十二月末日現在)

道別	面積			戸數			人口		
	内地人	朝鮮人	内鮮人	内地人	朝鮮人	内鮮人	内地人	朝鮮人	内鮮人
京畿道	0.725	0.877	0.399	3,444	429	191	1,757	2,177	969
忠清北道	1.623	1.967	0.866	5,381	657	297	2,847	4,444	1,564
忠清南道	1.124	1.408	0.625	5,355	670	297	2,820	3,532	1,568
全羅北道	1.033	1.393	0.595	5,211	733	299	2,634	3,558	1,513
全羅南道	1.216	1.555	0.682	5,923	756	333	2,920	3,721	1,629
慶尙北道	1.544	2.079	0.903	5,521	743	327	3,884	4,883	1,653
慶尙南道	0.996	1.293	0.562	5,051	656	285	2,524	3,277	1,426
黄海道	1.747	2.255	0.984	4,529	593	259	2,328	3,008	1,223
平安南道	1.482	1.947	0.842	3,733	491	222	1,935	2,543	1,098
平安北道	0.729	1.725	0.508	1,351	348	97	747	1,948	538
江原道	3.136	3.726	1.722	4,831	574	262	2,558	3,037	1,287
咸鏡南道	2.298	3.433	1.326	2,781	415	162	1,620	2,390	958
咸鏡北道	1.585	1.521	0.965	1,441	324	90	1,101	1,272	500
平均	1.478	1.922	0.848	4,491	558	238	2,121	2,828	1,232

年道内鮮別		事務別	別																
取法	締延		事監	務獄	事執	務吏	保郵	護便	事稅	務關	事專	務賣	處斃	置歌	取森	締林	計	平一	均日
慶尙北道	朝計	一、七二四	一、四八八	一、二二五	一、三三三	一、四六六	二、九一四	二、九一四	一、三三四	一、三三四	二、四〇九	二、四〇九	一、五五五	一、九八〇	一、九八〇	一、九八〇	一、八八四	一、八八四	一、二〇〇
慶尙南道	朝計	二、二七五	一、八二八	一、五九七	一、八八六	一、四一八	二、九一五	二、九一五	一、三三四	一、三三四	二、四〇九	二、四〇九	一、五五五	一、九八〇	一、九八〇	一、九八〇	一、八八四	一、八八四	一、二〇〇
黃海道	朝計	四、三七七	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	一、〇七二	一、〇七二	三、四三三	三、四三三	一、五五五	一、九八〇	一、九八〇	一、九八〇	一、八八四	一、八八四	一、二〇〇
平安南道	朝計	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇	一、一〇〇
平安北道	朝計	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八	一、四九八
江原道	朝計	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八	一、〇七八
咸鏡南道	朝計	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三
咸鏡北道	朝計	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八	七、九八八
合計	朝計	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三	三、四三三

第二十九表

巡查休暇缺勤

(昭和五年中)

道	比較年累		種別	現員	休暇		缺勤		合計		一人に對する休暇日數
	昭和四年	昭和三年			病氣	其他	病氣	其他	病氣	其他	
京畿道	1,104	987	内地人 朝鮮人	5,554	1,517	2,125	3,442	1,192	2,250	3,442	10.5
忠清北道	1,977	1,870	内地人 朝鮮人	4,337	1,770	1,000	2,770	1,104	1,666	2,770	9.6
忠清南道	4,555	4,071	内地人 朝鮮人	10,411	3,722	2,181	5,903	2,181	3,722	5,903	8.4
全羅北道	5,229	4,899	内地人 朝鮮人	11,413	4,132	2,995	7,127	2,995	4,132	7,127	10.2
全羅南道	5,017	4,800	内地人 朝鮮人	11,477	4,132	2,995	7,127	2,995	4,132	7,127	10.2
合計	16,775	15,527	内地人 朝鮮人	38,777	13,677	9,401	24,278	9,401	13,677	24,278	11.2

第 29 表

四七

年次及道別	種別		現員	休暇		缺勤		合計		均勤人員數	休暇及缺勤日
	朝鮮人	內地人		病氣	其他	病氣	其他	病氣	其他		
慶尙北道	朝鮮人	內地人	七六六	一、七二〇	三、〇〇〇	九三三	一一一	三、六五三	一、八八	九、〇	
慶尙南道	朝鮮人	內地人	七六六	一、六七五	四、六八三	四、四一	一一一	三、七七一	一、〇	六、七	
黃海道	朝鮮人	內地人	一、〇九	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	
平安南道	朝鮮人	內地人	一、〇一	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	
平安北道	朝鮮人	內地人	一、〇一	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	
江原道	朝鮮人	內地人	一、〇一	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	
咸鏡南道	朝鮮人	內地人	一、〇一	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	
咸鏡北道	朝鮮人	內地人	一、〇一	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	
合計	朝鮮人	內地人	一、〇一	一、九三三	三、九七九	一、〇〇〇	一一一	三、〇七九	一、〇	九、九	

第三十表 巡查生活狀態

(昭和五年十二月末日現在)

道及署所別	種別	内地					朝鮮								
		收入額	單身	二三人以	四人	五人以上	平均	收入額	單身	二三人以	四人	五人以上	平均		
京畿道	署所在地	七三〇・〇〇	四・五〇	五五・〇〇	六三・〇〇	六八〇・〇〇	五六・五〇	四一〇・〇〇	一四・五〇	三三・〇〇	三三・〇〇	四〇〇・〇〇	三三・五〇	三三・〇〇	三三・五〇
忠清北道	署所在地	七一・六六	三六・九八	五〇・六五	五八・三三	六八・〇〇	五三・七三	四〇・七〇	二二・四六	一八・二二	三三・四七	三三・七〇	三三・七〇	二九・七八	
忠清南道	署所在地	一七〇・一九	三九・〇一	五三・三四	六・四三	六七〇・六	五五・四五	三六・九七	二〇・八二	二八・一九	三三・八八	三三・九一	三三・九一	二九・三三	
全羅北道	署所在地	七一・八五	四一・六四	五三・〇〇	五八・四三	六三・四七	五四・一一	四〇・〇〇	二二・五五	三〇・三九	三三・〇〇	三三・六七	三三・六七	三二・八	
全羅南道	署所在地	七四・三六	三三・七七	五〇・七五	五八・四九	六二・六〇	五二・八二	三九・八	二二・八〇	二八・六九	三三・〇三	三三・九五	三三・九五	三〇・六三	
慶尙北道	署所在地	七〇・七九	三三・六五	五一・〇六	五八・〇八	六二・九六	五三・九四	三九・六	二二・〇一	二八・六五	三三・八九	三三・一〇	三三・一〇	三〇・四三	
慶尙南道	署所在地	七六・九三	四〇・五〇	五五・一三	六二・八二	六七・七四	五六・五七	三九・四九	二二・八五	三〇・三三	三三・六六	三三・八	三三・八	三一・六七	

第 30 表

四九

第三十一表 巡 査 家 族

(昭和五年十二月末日現在)

道及内 鮮人別	種 別	現 員	同 居 者 と 父 母 兄 弟 姉 妹 と 同 居 者	同 居 者 數			別 妻 子 と 獨 身 者	學 齡 兒 童 あ る 者	
				一 人	二 人	三 人 以 上			
京 畿 道	内 地 人 計	1,106	833	51	267	299	329	140	263
		870	638	126	173	269	329	195	283
忠 清 北 道	内 地 人 計	2,833	1,970	11	433	593	597	383	653
		2,333	1,877	11	333	433	497	333	773
忠 清 南 道	内 地 人 計	4,555	3,366	8	1,007	1,311	1,233	833	766
		3,677	2,777	33	833	1,133	1,133	555	646
全 羅 北 道	内 地 人 計	5,599	3,777	210	777	1,133	1,566	500	1,177
		3,677	2,000	55	333	777	1,400	333	1,133
全 羅 南 道	内 地 人 計	7,100	5,555	150	1,555	2,222	2,888	666	1,400
		5,555	4,444	120	1,111	1,666	2,222	555	1,400
慶 尙 北 道	内 地 人 計	7,655	5,800	33	1,000	1,333	1,666	999	1,677
		7,070	5,300	45	833	1,111	1,555	1,111	1,600
慶 尙 南 道	内 地 人 計	7,666	6,444	18	1,111	1,444	1,777	999	1,955
		5,833	4,666	100	777	1,111	1,444	555	1,666

第 31 表

昭 和 四 年	合 計	咸 鏡 北 道	咸 鏡 南 道	江 原 道	平 安 北 道	平 安 南 道	黃 海 道	道及内鮮人別		種 別									
								内 地 人	朝 鮮 人										
								現 長	同 妻 居 子 と	父 母 兄 弟 姉 妹 と 同 居 者	同 上 一 人	同 上 二 人	以 三 居 上 人	以 五 上 人	別 妻 居 子 と	獨 身 者	學 齡 兒 童		
一 六 七 四	一 六 七 四	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八	三 六 七	
九 八 一 九	九 八 一 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 八 九 七	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八	
六 七 五	六 七 五	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	
二 三 一 八	二 三 一 八	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八	三 六 七	
六 九 六	六 九 六	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	三 九 七	六 八 九 七	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八	
二 七 六	二 七 六	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	一 〇 七 一	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八	三 六 七	
三 五 八	三 五 八	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	六 七 九	三 五 八	一 九 〇	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八
四 九 七	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	四 九 七	一 九 〇	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八
一 九 〇	一 九 〇	二 三 一 八	二 三 一 八	二 三 一 八	二 三 一 八	二 三 一 八	二 三 一 八	二 三 一 八	一 九 〇	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八	三 六 七
一 一 三	一 一 三	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	一 九 〇	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八
二 六 八	二 六 八	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	二 六 八	一 九 〇	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八
三 六 七	三 六 七	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	一 九 〇	三 六 七	一 九 〇	二 三 一 八	六 九 六	二 七 六	三 五 八	四 九 七	一 九 〇	一 九 〇	一 一 三	二 六 八

北 鏡 威							道 南 鏡							別 道		
同 昭 和元 年	同 十 四年	同 十 三年	同 十 二年	同 十 一年	同 十 年	大正 九年	同 五 年	同 四 年	同 三 年	同 二 年	昭 和元 年	同 十 四 年	同 十 三 年	同 十 二 年	同 十 一 年	別 年 別 區
二	三	三	七	一	三	六 七	三	三	一	四	一	二	五	二	五	
八	一九	四	四〇	一	一六	一四 九八	一〇	三	一	三	二	二七	九	六	三	員 人 同
一	一	二	一	一	一	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一	害 殺 傷 負
一	一	一	五	一	三	二	一	一	一	一	一	一	二	三	三	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	放 火 數 戶
一〇〇	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
九〇	一〇	一〇〇	一〇〇	一	三〇〇	二一 六八	九七	一	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	金 品 金 額
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	去 拉 襲 署 擊 所
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	職 殉 傷 負
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	襲 擊 殺 害
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	官 警 公 署 以 外 被 害
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	衝 突 射 擊
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	射 擊 傷 負
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	の 損 害
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	押 銃 拔 器 彈 藥 非 收
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	數 件
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	員 人
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	

備考 昭和五年度八月末迄トス

第 32 表

道	三 道 累 年 計										
	大正九年	同十年	同十一年	同十二年	同十三年	同十四年	昭和元年	同二年	同三年	同四年	同五年
同三年	一、六五二	四、六四三	二八	二二	三六、七、三〇、二四、六四	一、八、九二	一〇	一三	一三	一三	一三
同四年	四	五	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同五年	三	四	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
計	一、六五二	四、六四三	二八	二二	三六、七、三〇、二四、六四	一、八、九二	一〇	一三	一三	一三	一三
同五年	一〇	八	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
同四年	七	八	一	一	一	一	一	一	一	一	一
同三年	八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
同二年	一六	一九	五	五	五	五	五	五	五	五	五
昭和元年	一六	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
同十四年	二七〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇	〇
同十三年	五六〇	三、四八三	四九	四〇	七〇、三、七、四、六	三、五、九、一、五	二九	二六	二六	二六	二六
同十二年	四五四	二、七九七	五三	三八	八、五、八、九、三、三	三、五、四、四、四	三三	三三	三三	三三	三三
同十一年	三九七	二、一三七	二九	二二	三、四、九、七、三、五	三、〇、三、三、三、三	一七	一七	一七	一七	一七
同十年	六三三	三、一四八	二四	二二	二、七、六、九、四、三	一、八、九、八、二	一〇	九	九	九	九
大正九年	一、六五二	四、六四三	二八	二二	三六、七、三〇、二四、六四	一、八、九二	一〇	一三	一三	一三	一三

第三十三表

國境警察機關

(昭和六年六月末日現在)

道別	署所別	署所數	警視	警部	警部補	巡查	計	合計
平 安 北 道	本署	一三	四	二	一	二五	二六	七
	派出所	七	一	一	二	四	三	一
	出張所	八	一	一	一	一	三	一
	計	二八	六	四	四	三〇	三六	一
咸 鏡 南 道	本署	四	一	二	一	七	五	九
	派出所	四	一	一	一	三	五	一
	出張所	一	一	一	一	一	三	一
	計	五	三	四	三	一〇	一三	一
咸 鏡 北 道	本署	一〇	二	一	一	一八	二〇	三
	派出所	一	一	一	一	三	四	一
	出張所	七	一	一	一	一〇	一三	一
	計	一八	四	三	三	二一	二七	五
總 計	本署	二七	七	三	二	四七	五二	一
	派出所	一八	一	一	一	三	四	一
	出張所	三	一	一	一	三	四	一
	計	四八	九	五	六	五三	六〇	三

第三十五表

累年外國移住朝鮮人數

(昭和五年十二月末日現在)

年別及方面別	道		京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黃海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
	別	別														
自明治卅三年九月至大正十年十二月	其他	西北	七九七	一〇〇九	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七
大正十一年	其他	西北	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
大正十二年	其他	西北	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
大正十三年	其他	西北	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
大正十四年	其他	西北	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
昭和元年	其他	西北	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇	一〇〇〇
計	其他	西北	七九七	一〇〇九	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七	一〇〇七

第 36 表

道	別	合 計
忠清南道	〔發〕 〔生〕 檢舉	二五 一〇
全羅北道	〔發〕 〔生〕 檢舉	二六 一〇
全羅南道	〔發〕 〔生〕 檢舉	三六 一四
慶尙北道	〔發〕 〔生〕 檢舉	七九 三〇
慶尙南道	〔發〕 〔生〕 檢舉	三三 二二
黃海道	〔發〕 〔生〕 檢舉	三九 二五
平安南道	〔發〕 〔生〕 檢舉	五七 四六
平安北道	〔發〕 〔生〕 檢舉	九四 六六
江原道	〔發〕 〔生〕 檢舉	六三 三三
咸鏡南道	〔發〕 〔生〕 檢舉	五五 三三
咸鏡北道	〔發〕 〔生〕 檢舉	二七 〇一
合 計	〔發〕 〔生〕 檢舉	六〇七 三〇七

第三十七表の一 累年別犯罪即決

(昭和五年十二月末日調)

年次種別	處分		計	未済人員	正式裁判結果件數			未済
	有罪	其他			有罪	無罪	計	
大正八年	七、四三六	五三	七、四八八	六〇	一八	七	三五	
大正九年	五七、三〇〇	七九五	五八、〇九五	六七五	四七	四	七一	
大正十年	七、八〇三	一、七〇三	七、五〇五	五〇五	五一	一一	六三	
大正十一年	七九、〇〇一	二、三三八	八一、四〇九	八三三	四三	一一	五六	
大正十二年	七七、六七四	三、〇七三	八〇、七四七	四八六	八七	二九	一〇六	
大正十三年	八九、三〇四	三、七九七	九三、一〇一	一、三三四	一四七	八	一五五	
大正十四年	九〇、九三五	五、一四〇	九六、〇七五	四〇九	一三三	〇	一三三	
昭和元年	八九、三三六	四、七七七	九三、一一三	四〇〇	一三三	九	一三三	
昭和二年	八六、六三三	四、六七七	九一、三一〇	三九九	八二	一四	九六	
昭和三年	九六、九三三	三、九〇六	一〇〇、八三九	四九九	一五	一五	一三〇	
昭和四年	九七、四三九	二、八三九	一〇〇、二七八	四三二	七五	一一	八六	
昭和五年	九六、一六三	二、五三三	九八、六九六	三九二	四四	一一	五五	

第三十七表の二 道別犯罪即決

(昭和五年中)

種別	既済		未済		正式裁判結果件数		未済
	對席	有罪	件數	人員	有罪	無罪	
京畿道	10,711	1,648	11,359	13,001	1	1	1
忠清北道	1,867	1,177	3,044	3,893	1	1	1
忠清南道	3,417	1,731	5,148	4,700	3	1	3
全羅北道	5,655	2,771	8,426	7,264	3	1	4
全羅南道	3,621	231	3,852	1,411	10	1	10
慶尙北道	5,908	4,174	10,082	11,593	3	1	2
慶尙南道	6,777	4,621	11,398	9,344	3	1	4
黄海道	5,922	4,180	10,102	13,121	2	1	3
平安南道	6,755	2,477	9,232	11,104	11	3	4
平安北道	2,105	1,011	3,116	3,030	3	3	6
江原道	3,400	1,778	5,178	6,035	13	1	1
咸鏡南道	3,707	3,356	7,063	4,557	31	1	5
咸鏡北道	2,101	995	3,096	4,044	1	5	5
合計	62,186	27,956	90,142	96,666	36	22	58

第三十八表

活動寫眞「フィルム」檢閲

(昭和五年中)

種別	區分	劇						申請件數	檢閱	拒否	公制		風俗		限制本臺	手数料	手数料免除		
		計	其他	マキノ	帝キネ	日活	松竹				卷數	米數	數所	米數				數所	米數
內地	興行用	10	10	5	6	6	10	169	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
鮮其	非興行用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
內地	興行用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
鮮其	非興行用	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
計		12	12	8	8	8	12	180	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
卷數		10	10	5	6	6	10	169	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
米數		100	100	50	60	60	100	1690	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
數所		1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
米數		10	10	5	6	6	10	169	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
數所		1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
米數		10	10	5	6	6	10	169	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
限制本臺		1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
手数料		100	100	50	60	60	100	1690	4	4	4	4	4	4	4	4	4		
手数料免除		1	1	1	1	1	1	4	1	1	1	1	1	1	1	1	1		

第三十九表

銃砲火藥煙火等營業者

(昭和五年十二月末日現在)

道別	銃		砲		火		藥		煙		火		引火質物
	銃砲商	製造業	修繕業	火藥商	火藥庫	倉庫	假貯藏所	製造業	販賣業	貯藏所			
京畿道	×	八五	×	八	×	一六	×	一	×	一	四	五九	
忠清北道	×	三三	×	三	×	五	×	一	×	一	三	一五	
忠清南道	×	三三	×	三	×	三	×	一	×	一	二	三七	
全羅北道	×	二二	×	二	×	四	×	一	×	一	二	三二	
全羅南道	×	一六	×	一	×	二	×	一	×	一	二	四三	
慶尙北道	×	三一	×	三	×	八	×	一	×	一	三	四三	
慶尙南道	×	六三	×	六	×	二	×	一	×	一	三	四三	
黃海道	×	三三	×	三	×	三	×	一	×	一	一	五三	
平安南道	×	六三	×	六	×	三	×	一	×	一	一	五三	
平安北道	×	三三	×	三	×	三	×	一	×	一	一	四三	
江原道	×	三三	×	三	×	八	×	一	×	一	一	四三	
咸鏡南道	×	一五	×	一	×	二	×	一	×	一	一	四三	
咸鏡北道	×	三一	×	三	×	一〇	×	一	×	一	一	四三	
合計	×	五八	×	七	×	一〇	×	一	×	一	一	五九	

備考 ×印は兼ねたるものを示す

第四十表

銃砲輸移出入許可數量

(昭和五年十二月末日現在)

年別	種別		軍用銃砲	非軍用銃			仕込銃	計
	出入別	輸移		獵銃	拳銃	短銃		
大正十年	輸移入 0	輸移出 0	0	二、八五六	一、四八八	0	0	四、三四四
大正十一年	輸移入 56	輸移出 0	56	四、一六〇	一、七七八	0	0	五、九三八
大正十二年	輸移入 3	輸移出 0	3	三、三六三	七、三三三	0	0	一、一〇九六
大正十三年	輸移入 400	輸移出 0	400	二、二六六	一、一九六	0	0	四、四六二
大正十四年	輸移入 110	輸移出 0	110	二、二八六	八、八八	0	0	一、一〇九四
昭和元年	輸移入 1	輸移出 0	1	七、三五	四、七五	0	0	一二、一〇
昭和二年	輸移入 5	輸移出 0	5	七、三三	五、三三	0	0	一二、六六
昭和三年	輸移入 100	輸移出 0	100	四、一九	一、〇六	0	0	一、一〇九
昭和四年	輸移入 7	輸移出 0	7	九、七九	七、〇	0	0	一、六七九
昭和五年	輸移入 1	輸移出 0	1	九、八三三	一、〇三三	0	0	一、〇三四

第 41 表

計	成鏡北道	成鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黄海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道
四	三	三	八	二	六	一〇	七	二	一		
一五	八	七	三	五	七	五	七	五			
導雷ダ イ ナ マ イ 線管ト	導カ イ ナ マ イ 線ト	導雷ダ イ ナ マ イ 線管ト	導雷ダ イ ナ マ イ 線管ト			導雷ダ イ ナ マ イ 線管ト	導雷ダ イ ナ マ イ 線管ト	雷ダ イ ナ マ イ 管ト	導カ イ ナ マ イ 線ト		
三 七 八 五 尺 個	一 五	一 三 三 五	四 三 二 八			一 五 三 二 六	〇 六 五 四	三 五 四 八	〇 八 五 一		
三 九 二 八	〇 一 〇 二	一 五 〇 三	〇 七 三 〇 〇			一 六 〇 二 八 七	〇 三 〇 六 三	〇 七 〇 〇	〇 一 〇 六 五		

第四十三表の二

累年自動車事故

(昭和五年十二月末日現在)

年 別	原因		故 障		従業者の過失		被害者の不注意		其 他		合 計	
	件数	死	傷	件数	死	傷	件数	死	傷	件数	死	傷
大正九年	六	三	三六	五	八五	六	三	三四	一	一〇	二三	一七
同 十 年	七	一	五四	四	一〇	一〇〇	三	八九	一	九	四七	一六
同 十 一 年	七	二	六四	五	九七	一七	一一	一一	一	一一	四三	一九
同 十 二 年	一六	一	三九	七	一四六	一七	一〇	一三	一	二二	六六	一八
同 十 三 年	八	一	四九	九	一五三	一九	一一	一七	一	二六	四七	三三
同 十 四 年	九	一	五五	一	一三三	一七	八	一〇	一	二二	五九	三三
昭和元年	一六	一	五三	一七	一〇七	二四	四	二二	一	二六	六〇	三三
同 二 年	九	一	三三	三	六六	三	五	二〇	三	一〇	二一	二二
同 三 年	八	一	三七	五	五八	四	三	一八	七	一七	二七	二七
同 四 年	一八	三	六九	六	八七	七	三	二〇	四	二七	三三	三六
同 五 年	二九	四	九七	七	一三六	一六	二	二二	七	一〇	四八	四〇

第四十四表

風俗に關する營業稼業者

(昭和五年十二月末日現在)

道別	種別		旅人宿	下宿屋	料理屋	飲食店	貸座敷	藝妓置屋	藝妓	娼妓	酌婦	女給	遊藝稼人
	別	種											
京畿道	×	二、一〇〇	二、一〇〇	四、八五	二、八	八、六〇八	一〇六	三、八	一、〇、九	九、八	×	四、九	六
忠清北道	×	一、九、一	一、九、一	三、〇	三、〇	二、一、九〇	—	—	一〇、二	—	—	三、七	—
忠清南道	—	一、七、七	一、七、七	一、二	八、三	二、九、八	一〇	七、一	二、二	五、四	—	二、四	七
全羅北道	×	一、九、〇	一、九、〇	三、〇	八、四	一、八、八	二、七	七、三	三、三	二、七	—	二、一	—
全羅南道	×	二、九、〇	二、九、〇	三、一	一、三	四、四、八	一、一	五、四	三、〇	一、一〇	—	二、二	—
慶尙北道	×	四、三、三	四、三、三	九、一	一、三	六、三、八	一、四	一、六	五、〇	三、三	—	四、三	—
慶尙南道	×	二、八、〇	二、八、〇	九、〇	一〇、四	五、七、〇	一、二	四、九	四、五	九、七	—	九、九	—
黄海道	×	一、四、八	一、四、八	三、一	二、〇	三、八、八	一、一	九、一	二、六	三、六	—	二、八	—
平安南道	×	一、二、六	一、二、六	二、二	一、七	一、九、一	七、八	—	四、三	四、八	×	六、五	—
平安北道	×	二、六、八	二、六、八	三、三	二、三	三、七、七	—	—	三、四	—	—	五、九	—

道別	種別	旅人宿	下宿屋	料理屋	飲食店	貸座敷	藝妓置屋	藝妓	娼妓	酌婦	女給	遊藝稼人
江原道		四、九〇〇	×	九〇	× 三、二一九							
咸鏡南道		二、八七五	三	一〇〇	四、四七五	三	九	× 二、六七	一	× 二、三三	三	
咸鏡北道		一、一〇五	×	一〇六	× 一、〇〇〇	三	三	× 一、五八	二、六五	二、七	二	
合計		× 三、三三九	× 三、三	× 一、二〇六	× 一、三三九	五、一〇	× 一、四	× 三、四〇	× 一、六六	× 一、六六	八、一	五、四

備考 ×印は兼業を示す

第四十五表

質屋及古物營業者調

(昭和五年十二月末日現在)

種別	道別	京畿	忠北	忠南	全北	全南	慶北	慶南	黄海	平南	平北	江原	咸南	咸北	計
質屋營業		四、〇四	× 三	× 七	× 三	× 一〇一	× 三	× 三、〇四	× 一、八	× 一、五	× 三	× 一、五	× 一、三	× 五、六	一、四、八〇
古物商 (行商を含む)		× 三、三三	× 三、〇	× 六、三	× 三、〇	× 五、三	× 一、四	× 三、三	× 三、七	× 三、〇	× 三、三	× 一、七	× 一、三	× 一、〇	三、三、三
古物競賣所															七、五、一

備考 ×印は兼業を示す

第四十六表 消防組表

(昭和五年十二月末日現在)

道別	種別	組數	消防員		消防手		計		府面		火災		燒失		人		畜	
			人地内	人鮮朝	人地内	人鮮朝	人地内	人鮮朝	警備費	度數	損害額	死傷	死傷	死傷	死傷			
京畿道	九七	六	一七	一	一七	一	一七	一	一七	一	一七	一	一七	一	一七	一	一七	一
忠清北道	五二	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
忠清南道	七二	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅北道	四七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
全羅南道	三三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙北道	六七	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
慶尙南道	七三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
黃海道	六三	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平安南道	四四	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
平安北道	四七	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
江原道	九九	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡南道	八八	二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
咸鏡北道	二四	七	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
合計	六五	四	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

第四十七表

消防器具機械

(昭和五年十二月末日現在)

道別	種別		消防		水		車		機		具		
	自動車	船	リカソ	腕用	蒸氣	水管	手挽	梯子	救命袋	救命葦	刺叉	大斧	大槌
京畿道	10		8	173	2	17	5	190	3	114	67	67	22
忠清北道	1		4	77			1	81			63	9	
忠清南道	2		17	96			3	111	5	70	55	29	14
全羅北道	7		5	96	2		2	85		60	30	29	21
全羅南道	3		1	100	4		3	112	2	127	46	25	13
慶尙北道	2		10	100	1		1	114	1	133	46	50	18
慶尙南道	8		3	84	3		2	122	1	127	89	41	22
黄海道	1		4	103	1		1	91		77	71	3	18
平安南道	4		2	69	1		2	121		67	55	19	4
平安北道	1		3	65	1		1	96	10	79	40	4	5
江原道	1		6	126			1	135		83	89	4	20
咸鏡南道	2		1	65			1	77	10	62	51	29	10
咸鏡北道	4		3	35			4	77		64	24	25	23
合計	32		101	1184	23	151	306	1586	33	2186	635	461	177

第四十八表の一

累年別火災度数及損害額

(昭和五年十二月末日現在)

年別種別	火災度数	燒失棟数	損害額
大正十二年	三、六三〇	五、〇三六	七、三八七、三二一
大正十三年	四、五六七	七、〇五七	五、七二五、三一九
大正十四年	三、八九三	五、八七四	三、二一六、五六九
昭和元年	三、六五九	六、六六七	三、八二七、四六五
昭和二年	三、六八七	四、九〇三	二、四八〇、四五〇
昭和三年	四、四二一	六、五八九	三、三六〇、〇八六
昭和四年	四、八七九	八、〇一一	五、〇五四、一〇四
昭和五年	四、一〇〇	六、〇三三	三、七二四、〇五九

第四十八表の二

道別火災度数及損害額

(昭和五年中)

道名	延燒		不延燒		計		住家		非住家		燒失		燒失		見損		死傷		畜傷	
	戶數	以上	戶數	以上	戶數	以上	全燒	半燒	全燒	半燒	棟數	坪數	棟數	坪數	積害	死	傷	死	傷	
京畿道	1	57	1	57	373	30	64	57	1,147	698	762,763	4	3	1	6	3	1	1	1	
忠清北道	1	4	1	4	33	2	8	14	1,147	998	24,363	4	3	1	4	3	1	1	1	
忠清南道	1	7	1	7	84	4	10	14	1,147	998	33,994	5	4	1	5	4	1	1	1	
全羅北道	1	2	1	2	102	1	10	14	1,147	998	25,154	5	4	1	5	4	1	1	1	
全羅南道	1	3	1	3	101	1	10	14	1,147	998	55,057	11	6	1	11	6	1	1	1	
慶尙北道	1	4	1	4	115	1	11	15	1,147	998	88,107	7	3	1	7	3	1	1	1	
慶尙南道	1	6	1	6	115	1	11	15	1,147	998	70,000	15	5	1	15	5	1	1	1	
黃海道	1	1	1	1	27	1	2	3	1,147	998	14,748	3	3	1	3	3	1	1	1	
平安南道	1	7	1	7	84	1	8	12	1,147	998	43,600	13	7	1	13	7	1	1	1	
平安北道	1	1	1	1	102	1	10	14	1,147	998	16,594	7	1	1	7	1	1	1	1	
江原道	1	10	1	10	100	1	10	14	1,147	998	98,741	6	4	1	6	4	1	1	1	
咸鏡南道	1	3	1	3	30	1	3	4	1,147	998	10,151	4	4	1	4	4	1	1	1	
咸鏡北道	1	8	1	8	95	1	9	13	1,147	998	15,331	4	3	1	4	3	1	1	1	
合計	1	100	1	100	1,000	100	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	1,000	

第四十九表

火災原因

(昭和五年中)

原因別	火		失				道別
	燻		突		温		
	煙突	焚火	殘火	熱焦	破損	煙突	
	支朝内 那鮮地 人人人	支朝内 那鮮地 人人人	支朝内 那鮮地 人人人	支朝内 那鮮地 人人人	支朝内 那鮮地 人人人	支朝内 那鮮地 人人人	
京畿	二四三	一八四	三六一	一四四	一四一	一七五	三六一
忠北	一三	一三	一三	一	一	八	三二
忠南	一	一	一	一	一	一	一
全北	一三	一五二	一六	一	一	二	一〇二
全南	一三	一三	一五	一五	一七	一八	一三一
慶北	一三三	一五	一三	一五	一	一九	一八二
慶南	一三一	一五四	一九一	一三	一五	一九	一〇五
黃海	一八	一七	一四二	一六	一〇	一三	一三一
平南	一	一七	一六	一五五	一	一四	一三七四
平北	一〇	一七	一六二	一八三	一三四	一六	一五四
江原	一三	一〇	一〇	一六二	一五	一六一	一四一
咸南	一	一八一	一六一	一九三	一	一三二	一八
咸北	一三	一	一三	一六三	一四一	一三	一七二
計	三四七	二九三	二九八	一九〇	二二三	一八〇	二六二六

第 49 表

七九

失								原 因 別 道	別
爐	取	火	洋	場	呂	風			
	灰	鉢	燈	殘 火	煙 突	焚 火	殘 火		
支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	支朝 那人	
二五〇	七九	三八	四一				一六三	京畿	
	三一						一四	忠北	
	三一	四一					一六	忠南	
	三						一六三	全北	
	四二	四二					一七一	全南	
	元	五一	七一				元	慶北	
	五六	五三					一七五	慶南	
	一〇	九					九一	黃海	
	三						一四一	平南	
	四						一〇	平北	
	二元	七一					一九二	江原	
	四	一八一					一七二	咸南	
	四							咸北	
二六七	四一五	九二四	三六五	五二	一五	三三	一五四七	計	

火								
汽車煙突	鍛冶工場	弄火	火藥	消炭	苺の吸殻	炬燵	燈火	焚火
支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人	支那人
143	1	75	21	1	59	47	8	183
1	1	3	1	1	2	1	5	6
12	2	22	1	1	22	1	21	51
1	1	10	1	1	82	1	141	91
1	1	3	1	31	31	1	31	76
2	1	6	1	2	7	3	3	51
1	1	43	1	1	63	4	63	1
1	1	10	1	1	4	1	7	2
1	1	2	1	4	24	12	11	183
1	1	43	1	4	19	1	11	25
1	1	10	1	2	9	1	16	7
52	1	51	1	3	18	1	33	6
31	2	1	1	1	4	1	15	1
20	8	34	3	31	32	77	52	26

總計	及不		放		火			失		原因別	道別	
	雷審		火		合	其	山	煙製	弄			
	火	火	火	火	計	ノ	火	造	寸			
支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	支朝内	
計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	計	
八三	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	京畿
二七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	忠北
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	忠南
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	全北
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	全南
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	慶北
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	慶南
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	黄海
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	平南
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	平北
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	江原
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	咸南
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	咸北
一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	一七	計

第五十表 醫療機關

(昭和五年十二月末日現在)

京畿道	年 比					大正十年	大正十一年	大正十二年	大正十三年	大正十四年	昭和元年	昭和二年	昭和三年	昭和四年	昭和五年	種別	年次及道別
	昭五	昭四	昭三	昭二	昭元												
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	公醫		
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	醫	開業	
120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	120	以外開業	限地	
11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	11	計	師	
533	533	533	533	533	533	533	533	533	533	533	533	533	533	533	計	生	
484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	484	計	齒科醫師	
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	計	入齒	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	計	產婆	
139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	計	看護婦	
13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	計	鍼術灸術按摩營業者	
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	計		
38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	38	計		
32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	32	計		
139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	139	計		
101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	101	計		

第五十二表の一

傳染病患者及死者累年比較

種別	昭		和		元		年		昭		和		二		年		昭		和		三		年		昭		和		四		年		昭		和		五		年	
	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮	内地	朝鮮				
ラコレ	患者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
	死者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100		
赤痢	患者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	死者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
腸スチ	患者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	死者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100
ステパ フラ	患者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	
	死者	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100

第五十二表の三

月別傳染病患者

(昭和五年中)

病 別	死 別	月 別	痘 疹		スチ パ フ ラ		フ 腸 ス チ		赤 痢		ラ コ ン	
			計 外 鮮 内	計 外 鮮 内	計 外 鮮 内	計 外 鮮 内	計 外 鮮 内	計 外 鮮 内				
者患	者死	一月	100	96	21	66	53	47	3	21		
者患	者死	二月	8	8	2	1	6	5				
者患	者死	三月	3	3	7	6	5	10	1	5		
者患	者死	四月	7	7	1	1	7	2	2			
者患	者死	五月	2	2	3	2	0	4	1	2		
者患	者死	六月	5	5	1	1	6	8	4	1		
者患	者死	七月	2	2	2	2	3	7	1	5		
者患	者死	八月	5	5	1	1	7	5	3	3		
者患	者死	九月	10	10	3	6	6	6	8	4		
者患	者死	十月	7	7	0	0	6	7	1	5		
者患	者死	十一月	1	1	1	1	7	9	4	1		
者患	者死	十二月	1	1	1	1	7	6	2	7		
者患	者死	計	148	147	40	39	74	79	41	45		

昭和 年和	合計		膜脊性流 炎礎腦行		アテナ リフ		熱獵 紅		マチ發 フ疹	
	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内	計外鮮内
七四三	四七五	二六八	二	二	七五	五二	一六三	一四七	一九	一七
四六一	九六	四六	一	一	二八	二七	七	六	二五	二〇
七七一	五七九	二〇七	三	三	八	六	一六	一三	四一	三三
八六一	三三	五四	一	一	六	二九	七	一八	三	二九
一〇九	八四	二二	七	二	一〇	七	一〇	一〇	二八	二七
三三	八六	五〇	二	二	四	六	二	一五	四	一
七〇	七六	一九	二	一	八	五	一〇	九	二	一
八八	五〇	三六	三	一	三	二	一	七	三	一
一〇	九四	二六	三	一	八	一〇	一〇	一	三	七
八	三三	四九	二	二	三	一	一	八	二	一
一五	二二	三七	二	二	四	一	一	九	一	四
二	一三	二四	一	一	二	五	三	一六	二	一
三	二二	三四	二	二	四	七	七	三	五	一
四	三三	四四	一	一	一	一	一	九	三	二
五	四四	五五	一	一	一	一	一	六	四	一
六	五五	六六	一	一	一	一	一	三	二	一
七	六六	七七	一	一	一	一	一	二	一	一
八	七七	八八	一	一	一	一	一	一	一	一
九	八八	九九	一	一	一	一	一	一	一	一
一〇	九九	一〇	一	一	一	一	一	一	一	一
一一	一〇	一一	一	一	一	一	一	一	一	一
一二	一一	一二	一	一	一	一	一	一	一	一
一三	一二	一三	一	一	一	一	一	一	一	一
一四	一三	一四	一	一	一	一	一	一	一	一
一五	一四	一五	一	一	一	一	一	一	一	一
一六	一五	一六	一	一	一	一	一	一	一	一
一七	一六	一七	一	一	一	一	一	一	一	一
一八	一七	一八	一	一	一	一	一	一	一	一
一九	一八	一九	一	一	一	一	一	一	一	一
二〇	一九	二〇	一	一	一	一	一	一	一	一
二一	二〇	二一	一	一	一	一	一	一	一	一
二二	二一	二二	一	一	一	一	一	一	一	一
二三	二二	二三	一	一	一	一	一	一	一	一
二四	二三	二四	一	一	一	一	一	一	一	一
二五	二四	二五	一	一	一	一	一	一	一	一
二六	二五	二六	一	一	一	一	一	一	一	一
二七	二六	二七	一	一	一	一	一	一	一	一
二八	二七	二八	一	一	一	一	一	一	一	一
二九	二八	二九	一	一	一	一	一	一	一	一
三〇	二九	三〇	一	一	一	一	一	一	一	一
三一	三〇	三一	一	一	一	一	一	一	一	一
三二	三一	三二	一	一	一	一	一	一	一	一
三三	三二	三三	一	一	一	一	一	一	一	一
三四	三三	三四	一	一	一	一	一	一	一	一
三五	三四	三五	一	一	一	一	一	一	一	一
三六	三五	三六	一	一	一	一	一	一	一	一
三七	三六	三七	一	一	一	一	一	一	一	一
三八	三七	三八	一	一	一	一	一	一	一	一
三九	三八	三九	一	一	一	一	一	一	一	一
四〇	三九	四〇	一	一	一	一	一	一	一	一
四一	四〇	四一	一	一	一	一	一	一	一	一
四二	四一	四二	一	一	一	一	一	一	一	一
四三	四二	四三	一	一	一	一	一	一	一	一
四四	四三	四四	一	一	一	一	一	一	一	一
四五	四四	四五	一	一	一	一	一	一	一	一
四六	四五	四六	一	一	一	一	一	一	一	一
四七	四六	四七	一	一	一	一	一	一	一	一
四八	四七	四八	一	一	一	一	一	一	一	一
四九	四八	四九	一	一	一	一	一	一	一	一
五〇	四九	五〇	一	一	一	一	一	一	一	一
五一	五〇	五一	一	一	一	一	一	一	一	一
五二	五一	五二	一	一	一	一	一	一	一	一
五三	五二	五三	一	一	一	一	一	一	一	一
五四	五三	五四	一	一	一	一	一	一	一	一
五五	五四	五五	一	一	一	一	一	一	一	一
五六	五五	五六	一	一	一	一	一	一	一	一
五七	五六	五七	一	一	一	一	一	一	一	一
五八	五七	五八	一	一	一	一	一	一	一	一
五九	五八	五九	一	一	一	一	一	一	一	一
六〇	五九	六〇	一	一	一	一	一	一	一	一
六一	六〇	六一	一	一	一	一	一	一	一	一
六二	六一	六二	一	一	一	一	一	一	一	一
六三	六二	六三	一	一	一	一	一	一	一	一
六四	六三	六四	一	一	一	一	一	一	一	一
六五	六四	六五	一	一	一	一	一	一	一	一
六六	六五	六六	一	一	一	一	一	一	一	一
六七	六六	六七	一	一	一	一	一	一	一	一
六八	六七	六八	一	一	一	一	一	一	一	一
六九	六八	六九	一	一	一	一	一	一	一	一
七〇	六九	七〇	一	一	一	一	一	一	一	一
七一	七〇	七一	一	一	一	一	一	一	一	一
七二	七一	七二	一	一	一	一	一	一	一	一
七三	七二	七三	一	一	一	一	一	一	一	一
七四	七三	七四	一	一	一	一	一	一	一	一
七五	七四	七五	一	一	一	一	一	一	一	一
七六	七五	七六	一	一	一	一	一	一	一	一
七七	七六	七七	一	一	一	一	一	一	一	一
七八	七七	七八	一	一	一	一	一	一	一	一
七九	七八	七九	一	一	一	一	一	一	一	一
八〇	七九	八〇	一	一	一	一	一	一	一	一
八一	八〇	八一	一	一	一	一	一	一	一	一
八二	八一	八二	一	一	一	一	一	一	一	一
八三	八二	八三	一	一	一	一	一	一	一	一
八四	八三	八四	一	一	一	一	一	一	一	一
八五	八四	八五	一	一	一	一	一	一	一	一
八六	八五	八六	一	一	一	一	一	一	一	一
八七	八六	八七	一	一	一	一	一	一	一	一
八八	八七	八八	一	一	一	一	一	一	一	一
八九	八八	八九	一	一	一	一	一	一	一	一
九〇	八九	九〇	一	一	一	一	一	一	一	一

第五十二表の四

人口一萬に對する傳染病患者死者

(昭和五年中)

道別	病別	患者死者	赤痢		腸チフス		パラチフス		痘瘡		發疹チフス		猩紅熱		チフテリア		流行性腦脊髄膜炎		計	
			患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者	患者死者					
京畿道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744
忠清南道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744
忠清北道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744
全羅南道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744
全羅北道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744
慶尙南道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744
慶尙北道	計外鮮内	1,490,000	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	3,633.2	10,744

第五十三表 獸 疫

(昭和五年中) 九六

年次及道別	病 別											計
	牛	炭	疽	氣腫	疽	皮鼻	疽	流行	性	家	羅	
大正元年	二二五	一、四〇〇	四	一	四	四	一五	一〇	六〇	一七	一	一、三二五
大正二年	二五五	一、七三三	三	九	三	三	一五	—	—	一七	—	一、五三〇
大正三年	一五七	一、七五四	三	三	三	三	一〇	—	六	—	—	三、四八八
大正四年	二八三	一、九七七	四	三	四	四	九	一〇	四	—	—	一、七五〇
大正五年	一八一	一、三六四	一〇	一〇	一〇	一〇	九	—	一	—	—	四、四八三
大正六年	一一	一、一六三	六	一、六三三	六	七	七	一	一	—	—	四、一五五
大正七年	一九	一、三六四	七	二、四四〇	七	七	八	二	二	—	—	五、八〇八
大正八年	一七	七三五	九	二、一八八	九	九	四、六八八	一〇	二	—	—	三、八、三三三
大正九年	一、一四四	五九五	一	二、三四四	一	一	三	八	三	—	—	四、九七〇
大正十年	六八七	七六四	三	二、二五八	三	三	四	八	八	—	—	五、一五〇
大正十一年	一八三	七七七	四	二、一〇五	四	四	一	六	八	—	—	四、六三三
大正十二年	五六	六六六	九	一、九六〇	九	九	二	一	七	—	—	四、〇六一
大正十三年	一〇七	一、五三一	七	一、八七九	七	七	三	八	一	—	—	四、一三五
大正十四年	四〇〇	三、二九	九	二、一五一	九	九	七	一	七	—	—	四、八三〇
昭和元年	一七	一〇二	六	二、七七七	六	六	二	一〇	一	—	—	三、七三九

第 53 表

合 計	別 道											較				
	咸鏡北道	咸鏡南道	江原道	平安北道	平安南道	黃海道	慶尙南道	慶尙北道	全羅南道	全羅北道	忠清南道	忠清北道	京畿道	昭和四年	昭和三年	昭和二年
二四六	六			五								五		一	二	四
七	六	一六		二	七	一〇		一	一三			六	七	三九	一八四	三〇八
一四七	一	五	六	三	四	三	一〇	三	七	五	九	九	四	二、八八	二、三七	二、五五
二六	三	一七		六										三	三	三
																一
一七	四	二〇		五	七		二							六〇	三九	四九
二				二										六		四
三六	五	二一	九	九	九	九	二	五	一〇	七	五	九		七三	一一	六七
														六	七	六
二、八三	一五	三九	一五	二六	一四	二六	一〇	三七	一一	三三	二四	三九		三八	三七	四、〇八

第五十四表の一 移出牛

(昭和五年中)

九八

年別	釜山	元山	城津	清津	仁川	木浦	鎮南浦	群山	兼二浦	濟州島	計
大正十年	三、四、九、二五	一、四、八、三	五、七、九	一	五、七、三	五、六	一	一	一	一	四、三、四、一四
大正十一年	三、三、三、一	二、二、七、二	五、四、六	一	五、五、五、九	五、三、六	一	一	一	一	四、〇、一、一、一
大正十二年	三、四、七、〇	三、一、九、八	一、七、四、四	一	八、三、三、二	三、九、一	一、四、一	七	八、七	一	四、八、六、六、九
大正十三年	三、九、六、三	六、一、〇、一	二、四、五、七	一、〇、二、〇	八、七、七、七	八、三	三、〇、〇、〇	一	四、四、九	一	六、一、三、三、五
大正十四年	三、一、三、二	五、七、七、四	一、三、一、一	五、四、一	五、四、六、七	一、七	三、七、五、〇	一	一	五、三	四、八、八、一、三
昭和元年	七、〇、〇、三	三、〇、〇、五	一、七、七、一	一	四、一、四、八	一	一、八、八、八	一	一	一	四、七、七、四、九
昭和二年	四、一、九、七	三、〇、七、七	一、〇、〇、〇	一	四、〇、〇、〇	一	二、七、五	一	一	一	四、三、一、三、八
昭和三年	四、七、〇、七	四、七、五、九	一、四、九、三	一	六、〇、八、五	一	五、〇、〇、〇	一	一	一	五、九、〇、三、三
昭和四年	三、一、四、四	四、九、九、九	四、四、二、五	一	五、五、七、八	一	三、八、四、八	一	一	一	四、九、六、八、五
昭和五年	三、一、三、七	二、〇、〇、五	三、七、七、六	一	五、三、六、四	一	二、九、〇、〇	一	一	一	三、一、〇、四、四

第五十四表の二

移出牛仕向地

(昭和五年中)

府縣名		區					計		
別	別	仁川	釜山	鎮南浦	元山	城津	計	府縣名	區
香川	三、四七二	六、〇九六	五八四				九、一五二	大分	仁川
大阪	八九九	三、〇一九	一四				四、〇三三	福岡	釜山
山口	九四五	四、六二五	二、一四八				八、三四〇	奈良	鎮南浦
東京	六三三	二七六	二〇四				二、五五〇	徳島	元山
廣島	五六七	二、一八三					二、七五〇	千葉	城津
岡山	三三三	二七九					五二〇	神奈川	計
愛知		一三					一三	愛媛	
新潟	八二	二四					一〇六	福井	
長野	五二	三三					八五	佐賀	
兵庫	七三	三七九					三、八七七	計	
高知		二二					二二		

第五十五表

厩畜検査成績

(昭和五年中)

道別	厩畜検査頭數	同		術上		區分		區分							
		牛	豚	馬	計	小計	警察官	計	警察官						
京畿道	七八、三三	四七、四二	三〇、五六	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二二、三三 二二、三三 二二、三三	二七、七〇	四七、二八	三〇、六三	七七、九二	—	—	—	—	—	—
忠清北道	二六、四六	七、四七	八、八四	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	八、七五	二〇、五	二、四七	一三、八三	一六、三五	—	—	—	—	—	—
忠清南道	二六、八七	一三、〇三	一三、三三	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	七、三六	—	七、五八	一九、〇四	二六、五三	—	—	—	—	—	—
全羅北道	一八、八六	二一、〇九	七、七八	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	四、九四	—	五、一一	一八、七三	二一、三三	—	—	—	—	—	—
全羅南道	二五、一〇	一三、七九	一三、三三	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	五、五二	—	六、三九	一八、七〇	二四、九九	—	—	—	—	—	—
慶尙北道	二九、二九	一七、七五	一、三七	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二、四〇	—	五、七三	一三、四四	一九、六五	—	—	—	—	—	—
慶尙南道	三三、八六	一七、八九	一六、八〇	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二、九六	—	八、五〇	二六、一三	三三、七二	—	—	—	—	—	—
黃海道	三三、七六	一〇、五三	三三、三四	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	四、七三	—	七、二九	二五、四四	三三、七六	—	—	—	—	—	—
平安南道	四四、〇四	三三、七三	六、二四	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二、二五	—	五、九三	三三、七六	四四、〇四	—	—	—	—	—	—
平安北道	五八、七七	一九、一七	五、九三	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	一、三三	—	二、四四	五八、三六	五八、七七	—	—	—	—	—	—
江原道	一八、七九	九、〇五	八、八五	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二、〇六	—	三、五七	一五、二二	一八、七九	—	—	—	—	—	—
咸鏡南道	三〇、三三	一六、八八	一三、七九	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二、九七	—	三、三八	一七、八〇	二〇、三三	—	—	—	—	—	—
咸鏡北道	二〇、九三	九、七〇	一、〇〇	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	一、三八	—	七、六五	一三、三九	二〇、九三	—	—	—	—	—	—
計	四八、〇三	二二、〇一	二四、七二	馬一、九四 牛二、三三 羊二、二二	二〇、八四	—	二六、六三	二〇、八四	二四、七二	—	—	—	—	—	—

第五十六表

搾乳營業者調

(昭和五年十二月末日現在)

道	累年比較							種別	年次及道別
	昭和四年	昭和三年	昭和二年	昭和元年	大正十四年	大正十三年	大正十二年		
京畿道	八三	六〇	七〇	七六	六六	六〇	五〇	八二	七二
忠清北道	八	八	八	八	八	八	八	八	八
忠清南道	八	八	八	八	八	八	八	八	八
全羅北道	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
全羅南道	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
慶尙北道	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七	三七
慶尙南道	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二	八二
黃海道	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七	四七
搾乳量	八、二四、八二九	七、五九、二七七	六、五〇、七四四	五、八二、七三三	五、一八、四二八	四、七〇、七〇一	四、三九、八五三	四、二七、八七〇	四、〇〇、二五〇
營業者數	八二	七六	七三	七四	六六	六三	六三	六六	六六
營業場所數	八二	七六	七三	七〇	六六	六三	六三	六六	六六

種別	年次及道別	
	別	年次
平安南道	七二	七八・九八
平安北道	一五	二八・一〇一
江原道	五四	七四八・二三四
咸鏡南道	七六	五二・九六七
咸鏡北道	四三	三五・四七六
合計	一〇三	八、七六・三三三
乳牛頭數		
搾乳量		
營業者數		
營業場所數		

山羊の部

道別	區別	
	別	道
京畿道	二七	八四・二三四
忠清北道	四	七・〇三三
忠清南道	一九	二九・〇八二
全羅北道	四七	六・〇八一
全羅南道	五	九〇・〇四
慶尙北道	四〇	一六・九八八
慶尙南道	一八九	三三・〇〇六
平安南道	二	三三・二〇〇
平安北道	三	三三・二〇〇
合計	一〇三	四四・四七六
乳山羊頭數		
搾乳量		
營業者數		
營業場所數		

第五十七表

共濟組合異動及現在員調

(昭和六年三月末)

道(所)名	官職名	繰越人員	新加入人員	死亡	退	懲戒	其他	計	異動人員	現在人員	任官
講習所	巡警部 計 查補	三六三 三六二	六五六 六五六	二	三	六	四	三三	七〇 七〇	三〇五 三〇五	
京畿道	巡警部 消防手 計 查補	一、九七五 二、二九八	七六一 二八九	一〇	一	三〇	二四	五五 二七	二 一五	一、八八五 二、〇九六	二〇
忠清北道	巡警部 計 查補	五三三 五三九	二二二	一	一	七	四〇	四四 四四	一九 一九	五三〇 五三〇	六
忠清南道	巡警部 計 查補	八四四 八六六	三三三			三	九六	一〇九 一〇七	三六 三六	八二二 八四三	七
全羅北道	巡警部 計 查補	九〇〇 九〇九	七七七	九	九	五	一一九	一三三 一三三	四〇 四〇	八九三 九〇三	七
全羅南道	巡警部 計 查補	二、二〇〇 二、二〇〇	三三三	三	三	三	一〇二	二二 二二	六六 六六	二、一四九 二、一四九	八
慶尙北道	巡警部 計 查補	一、四三三 一、三七三	一五五	四	三	二	一六二	一七〇 一七〇	三三 三三	一、三九八 一、三九八	六

第 57 表

103

道(所)名	官職名	繰越人員	新加入人員	死亡	脱退	其他人員	計	異動人員	現在人員	警部補 任官
慶尙南道	巡警部 計 查補	一、三三六 一、三三七 一、三三六	八三 八四 八三	一四 一四 一四	六六 六六 六六	一三六 一三八 一三六	一七四 一七四 一七四	五六 五六 五六	一、三三六 一、三三七 一、三三六	三三 三三 三三
黃海道	巡警部 計 查補	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	四九 四九 四九	四四 四四 四四	五五 五五 五五	九〇 九〇 九〇	八四 八四 八四	元元 元元 元元	一、一〇五 一、一〇五 一、一〇五	二四 二四 二四
平安南道	巡警部 計 查補	一、一〇八 一、一〇八 一、一〇八	四六 四六 四六	三三 三三 三三	六六 六六 六六	九七 九七 九七	一〇六 一〇六 一〇六	元元 元元 元元	一、一〇八 一、一〇八 一、一〇八	九 九 九
平安北道	巡警部 計 查補	二、二六〇 二、二六〇 二、二六〇	七三 七三 七三	一五 一五 一五	一四 一四 一四	三〇七 三〇七 三〇七	三三六 三三六 三三六	一六 一六 一六	二、二六〇 二、二六〇 二、二六〇	六 六 六
江原道	巡警部 計 查補	一、九六五 一、九六五 一、九六五	四四 四四 四四	二二 二二 二二	一四 一四 一四	八二 八二 八二	九八 九八 九八	三三 三三 三三	一、九六五 一、九六五 一、九六五	一五 一五 一五
咸鏡南道	巡警部 計 查補	一、四九二 一、四九二 一、四九二	七三 七三 七三	四四 四四 四四	二二 二二 二二	二九 二九 二九	一四四 一四四 一四四	三三 三三 三三	一、四九二 一、四九二 一、四九二	九 九 九
咸鏡北道	巡警部 計 查補	一、三三六 一、三三六 一、三三六	六六 六六 六六	七七 七七 七七	九九 九九 九九	一七四 一七四 一七四	一九〇 一九〇 一九〇	五五 五五 五五	一、三三六 一、三三六 一、三三六	三 三 三
合計	巡警部 計 查補 消防 手 查補	一、七三三 一、七三三 一、七三三	一〇三 一〇三 一〇三	一六 一六 一六	二二 二二 二二	一三二 一三二 一三二	一五〇 一五〇 一五〇	七五 七五 七五	一、七三三 一、七三三 一、七三三	三三 三三 三三

第五十八表

共濟組合收支科目別

(昭和五年度)

月別	收			入			支			出		差引殘額
	組合員掛金	政府給與金	給與地方費	利子計	醫療給與金	死亡給與金	轉疾給與金	罹災給與金	退退給與金	其他	計	
四月	一四、五九七・八四	一四、四八九・一三	一〇、七三三	一九〇八五・二九	三三、九九五・九六	三六、五六一・五〇	—	七六・〇〇	三九、九九九	三六・一五	六九、九四四・六〇	三、四三一・九三
五月	一五、二九三・五八	一四、五三三・三三	一〇、七三三	—	三九、九九〇・三三	三九、九五四・二二	三三、三〇〇	四六・〇〇	四四、五四五	四四、〇九八	八八、七二二・〇三	三、〇三三
六月	一三七、四九〇・五四	一四、三二一・九六	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
七月	一五、二四八・一五	一四、四三三・二七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
八月	一四、五七九・九四	一四、四三三・二七	三三、五六一	—	—	—	—	—	—	—	—	—
九月	一三、八〇三・八〇	一四、三六六・三四	一〇、七八二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十月	一四、四三三・九〇	一四、三六六・三四	三二、七八八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十一月	一四、五〇〇・三三	一四、三九一・四三	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
十二月	一四、五九八・八二	一四、四〇一・五四	一〇、八三六	—	—	—	—	—	—	—	—	—
一月	一四、四六六・九三	一四、三三八・九四	一〇、七九八	—	—	—	—	—	—	—	—	—
二月	一四、五四四・三三	—	一〇、六三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—
三月	一七、五三三・五三	一七、七六六・一六	三二、六六二	—	—	—	—	—	—	—	—	—
合計	一七、三六六・九〇	一七、八四三・三三	一〇、七三三	—	—	—	—	—	—	—	—	—

第六十表

共濟組合醫療給與金給與

(昭和五年度)

道(所)名	官職別	人員	診察料	往診料	藥價	入院料	手術料	處置料	看護料	永代	旅費	其他	計	給與額
慶尙北道	警部補	二九	六・二五	一八四・〇〇	一四九・三〇	二二九・〇〇	五六一・九〇	二、五四・五八	三九〇・三四	四三・三五	二、七四	五〇〇	六、〇一・七三	五、一七・九三
	巡査	二七	六・二五	一八四・〇〇	一四九・三〇	二二九・〇〇	五六一・九〇	二、五四・五八	三九〇・三四	四三・三五	二、七四	五〇〇	六、〇一・七三	五、一七・九三
全羅南道	警部補	二〇	五・八〇	一八〇・七五	一三〇・七五	一三〇・七五	三六五・四〇	二、三九・四九	三四八・八五	四七・〇五	一八・三五	一・三〇	六、〇〇・八四	四、八五・八一
	巡査	二〇	五・八〇	一八〇・七五	一三〇・七五	一三〇・七五	三六五・四〇	二、三九・四九	三四八・八五	四七・〇五	一八・三五	一・三〇	六、〇〇・八四	四、八五・八一
全羅北道	警部補	二二	三・五〇	一八四・〇〇	一三〇・四七	一〇六・〇〇	二八五・〇〇	一、〇〇・七〇	二四五・四〇	一五八・六	六三・九〇	一〇・一〇	四、九四・三三	三、九七・三三
	巡査	二二	三・五〇	一八四・〇〇	一三〇・四七	一〇六・〇〇	二八五・〇〇	一、〇〇・七〇	二四五・四〇	一五八・六	六三・九〇	一〇・一〇	四、九四・三三	三、九七・三三
忠清南道	警部補	六七	一・九五	一〇四・〇〇	六六・〇〇	四〇・〇〇	一六八・〇〇	七三・四五	二二九・〇〇	二二・八〇	二・八〇	五・五〇	二、二七・七〇	一、七〇・二二
	巡査	六七	一・九五	一〇四・〇〇	六六・〇〇	四〇・〇〇	一六八・〇〇	七三・四五	二二九・〇〇	二二・八〇	二・八〇	五・五〇	二、二七・七〇	一、七〇・二二
忠清北道	警部補	四〇	七・七五	八一・五〇	五九・九一	四九・〇〇	一七〇・〇六	七〇・五六	一〇一・〇〇	三九・九〇	一〇・〇〇	一、九八・一一	二、〇〇・一一	一、六七・三二
	巡査	四〇	七・七五	八一・五〇	五九・九一	四九・〇〇	一七〇・〇六	七〇・五六	一〇一・〇〇	三九・九〇	一〇・〇〇	一、九八・一一	二、〇〇・一一	一、六七・三二
京畿道	警部補	一〇	七・三〇	三〇・〇〇	二八・〇五	一三三・〇〇	六〇〇	一、六四・三〇	七六三・三〇	九三・三五	三七・〇	四、四三・三五	五、六六・六四	三、四七・八八
	巡査	一〇	七・三〇	三〇・〇〇	二八・〇五	一三三・〇〇	六〇〇	一、六四・三〇	七六三・三〇	九三・三五	三七・〇	四、四三・三五	五、六六・六四	三、四七・八八
講習所	警部補	四	四・〇〇	—	四〇・一五	一〇六・〇〇	七九・〇〇	三三二・〇三	四五一・六七	九六・三	—	—	二、〇七・四七	一、六七・九五
	巡査	四	四・〇〇	—	四〇・一五	一〇六・〇〇	七九・〇〇	三三二・〇三	四五一・六七	九六・三	—	—	二、〇七・四七	一、六七・九五

第六十二表

共濟組合癘疾給與金給與

(昭和五年度)

道名	官職別	第一號症		第二號症		第三號症		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
講習所	巡警部 計	1	334.00			1	120.00	1	454.00
京畿道	巡警部 計	1	334.00			1	250.00	1	584.00
	消防部 計					9	2,332.00	9	2,332.00
忠清北道	巡警部 計					1	250.00	1	250.00
忠清南道	巡警部 計					1	250.00	1	250.00
全羅北道	巡警部 計					4	1,000.00	4	1,000.00
全羅南道	巡警部 計					4	900.00	4	900.00
慶尙北道	巡警部 計	4	1,000.00			1	330.00	5	1,330.00
	警部 計	1	330.00			1	330.00	2	660.00
	查捕								
	計	5	1,330.00			6	2,660.00	11	3,990.00

第 62 表

合 計	咸 鏡 北 道	咸 鏡 南 道	江 原 道	平 安 北 道	平 安 南 道	黃 海 道	慶 尙 南 道
巡警部 計	巡警部 計	巡警部 計	巡警部 計	巡警部 計	巡警部 計	巡警部 計	巡警部 計
消防 手	查捕	查捕	查捕	查捕	查捕	查捕	查捕
九 九							
二二〇〇.〇〇				三三〇〇.〇〇	三三〇〇.〇〇		
一一				一一			
三三〇〇.〇〇				三三〇〇.〇〇			
四				一〇	三		
一〇,二七〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	二,二〇〇.〇〇	三,三〇〇.〇〇	二,二〇〇.〇〇	六,六〇〇.〇〇	四,六〇〇.〇〇	一,二七〇.〇〇
五	四	一	一	三	四	三	五
二,六八〇.〇〇	一,〇〇〇.〇〇	二,二〇〇.〇〇	三,三〇〇.〇〇	三,一〇〇.〇〇	九,七〇〇.〇〇	四,六〇〇.〇〇	一,二七〇.〇〇

第六十四表

共濟組合脫退給與金給與

(昭和五年度)

一一六

道(所)名	官職別	死亡		依願免職		事務の都合		其他		計	
		人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額	人員	金額
講習所	巡警部 計	二	二〇〇	〇	〇	八	二七三	〇	〇	一〇	二七三
京畿道	巡警部 計	一	六三	一	三六七	一	八二七	一	三三五	三	一七〇
	消防手 計	一	六〇	〇	七〇三	一	八二七	一	三三五	二	一七〇
忠清北道	巡警部 計	二	六三	四	一五八	六	三三五	四	一九二	七	一七〇
	警部 計	二	六三	四	一五八	六	三三五	四	一九二	七	一七〇
忠清南道	巡警部 計	一	二〇	七	一五二	一	一九二	六	一九二	一〇	二九二
	警部 計	一	二〇	七	一五二	一	一九二	六	一九二	一〇	二九二
全羅北道	巡警部 計	八	一〇〇	七	三六七	一	一〇〇	六	一〇〇	一五	三〇七
	警部 計	八	一〇〇	七	三六七	一	一〇〇	六	一〇〇	一五	三〇七
全羅南道	巡警部 計	一〇	五七	七	二八〇	一	二六六	一	三九六	一三	五五五
	警部 計	一〇	五七	七	二八〇	一	二六六	一	三九六	一三	五五五
慶尙北道	巡警部 計	四	一〇	二	一〇	八	二六六	二	一〇	一〇	五五五
	警部 計	四	一〇	二	一〇	八	二六六	二	一〇	一〇	五五五
	計	二二	二〇〇	二二	一〇〇〇	二二	一〇〇〇	二二	一〇〇〇	二二	一〇〇〇

第 64 表

合 計	咸 鏡 北 道	咸 鏡 南 道	江 原 道	平 安 北 道	平 安 南 道	黃 海 道	慶 尙 南 道
警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計	警 署 巡 邏 手 查 計
八七·一三三	三三·一	四四·一	四三·一	一六·一	四四·一	五四·一	八八·一
三六·〇〇	一三·七九	一五·八六	二二·八三	四七·六六	一三·七〇	一八·〇〇	七〇·英
一、二八六	〇九·六一	九〇·九四	六三·六一	二九·二七	九三·九三	六四·六一	八三·三三
五、四七三	三三·七二	三三·七二	二四·八二	八八·〇〇	三三·四三	二六·八五	三三·三五
一四一	三三	二二	一一	九九	一四四	二二	一三
四一·〇六	二〇·五六	五三·六三	三三·四五	三三·四九	六六·八四	一一·二七	五五·四五
一四一	六	一三	二	一〇三七	六	九三六	一四
五三·二六	二九·七一	五三·四五	八·五五	四九·七七	三六·二七	六六·九四	七四·九八
〇、一〇一	一一	二二	七	二五九	二二	八〇	二二
六、五八六	四八·七〇	五九·九七	二六·七九	一〇、五七四	四七·〇一	三六·〇六	五〇·六三

全 鮮 警 察 署 名 覽

京 畿 道	忠 清 北 道	忠 清 南 道	全 羅 北 道	全 羅 南 道	慶 尙 北 道	慶 尙 南 道	黃 海 道	平 安 南 道	平 安 北 道	江 原 道	咸 鏡 南 道	咸 鏡 北 道
昌德宮 京城本町 京城鎮路 京城東大門 京城西大門 京城龍山 仁川 廣州 楊州 漣川 抱川 加平 楊平 驪州 利川 龍仁 安城 平澤 水原 永登浦 金浦 江華 坡州 長湍 開城	清州 報恩 沃川 永同 鎮川 槐山 陰城 忠州 堤川 丹陽	公州 烏致院 大田 江景 扶餘 舒川 保寧 洪城 青陽 瑞山 唐津 禮山 溫陽 天安	群山 全州 鎮安 錦山 茂朱 長水 任實 南原 淳昌 井邑 高敞 苗浦 金堤 裡里	木浦 光州 潭陽 谷城 求禮 光陽 麗水 順天 高興 寶城 和順 長興 康津 海南 靈巖 羅州 咸平 靈光 長城 莞島 珍島 濟州島	大邱 慶山 永川 慶州 浦項 盈德 美陽 青松 安東 義城 軍威 倭館 金泉 尙州 醴泉 榮州 奉化 開慶 星州 高靈 清道 善山 鬱陵島	釜山 釜山 水上 馬山 晉州 宜寧 咸安 昌寧 密陽 梁山 蔚山 東萊 金海 鎮海 固城 統營 巨濟 泗川 南海 河東 山清 咸陽 居昌 陝川	海州 延白 金川 南川 新溪 瓮津 長淵 松禾 長連 安岳 信川 載寧 兼二浦 黃州 沙里院 瑞興 逢安 谷山	平壤 大同 鎮南浦 龍岡 順川 孟山 陽德 成川 江東 中和 江西 平原 安州 价川 德川 寧遠	新義州 義州 龜城 泰川 北鎮 熙川 寧邊 博川 定州 宣川 鐵山 龍岩 浦朔州 昌城 碧潼 楚山 渭原 江界 前川 滿浦 慈城 中江 厚昌 東興	春川 麟蹄 楊口 淮陽 通川 高城 襄陽 江陵 三陟 蔚珍 旌善 平昌 寧越 原州 橫城 洪川 華川 金化 金城 鐵原 平康 伊川	元山 咸興 定平 永興 高原 文川 安邊 洪原 北青 好仁 利原 端川 新興 長津 下碣 豐山 三水 新 架坡 惠山 甲山	清津 富寧 羅南 漁大津 明川 吉州 城津 茂山 三長 延社 會寧 鍾城 穩城 訓戎 鎮 慶源 新阿山 慶興 雄基 西水 羅

여 백

昭和六年十一月二十五日印刷
昭和六年十一月三十日發行

朝鮮總督府警務局

京城府南米倉町一五九番地

印刷所 行政學會印刷所